

平成26年第1回奈井江町議会定例会

平成26年3月3日（月曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議長諸般報告

1. 会務報告

2. 議会運営委員会報告

3. 委員会所管事務調査報告

4. 例月出納定例検査報告

第4 行政報告（町長、教育長）

第5 議案第1号 平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算
（第3号）の専決処分の承認を求めることについて

第6 議案第27号 町有財産の取得について

第7 議案第2号 平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）

第8 議案第3号 平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

第9 議案第4号 平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第10 議案第5号 平成25年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）

第11 議案第6号 平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算
（第4号）

第12 議案第7号 平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）

第13 議案第8号 平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算
（第4号）

第14 議案第16号 奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例

議案第18号 奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 奈井江町青少年会館条例を廃止する条例

議案第22号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

議案第23号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第9号 平成26年度奈井江町一般会計予算について

議案第10号 平成26年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

- 議案第 11 号 平成 26 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
 議案第 12 号 平成 26 年度奈井江町下水道事業会計予算について
 議案第 13 号 平成 26 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
 議案第 14 号 平成 26 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について
 議案第 15 号 平成 26 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について

○ 出席議員（10 名）

1 番	遠 藤 共 子	2 番	石 川 正 人
3 番	三 浦 きみ子	4 番	大 矢 雅 史
5 番	森 岡 新 二	6 番	森 繁 雄
7 番	笹 木 利津子	8 番	森 山 務
9 番	鈴 木 一 男	10 番	堀 松 雄

○ 欠席議員（0 人）

○ 地方自治法第 121 条により出席した者の氏名（16 名）

町 長	北 良 治
副 町 長	三 本 英 司
教 育 長	萬 博 文
会 計 室 長	篠 田 茂 美
まちづくり課長	相 澤 公
くらしと財務課長	小 澤 克 則
ふるさと振興課長	碓 井 直 樹
おもいやり課長	馬 場 和 浩
まちなみ課長	大 津 一 由
健康ふれあい課長	小 澤 敏 博
やすらぎの家施設長	表 久 義
教 育 次 長	鈴 木 隆
くらしと財務課長補佐	秋 葉 秀 祐
教 育 委 員 長	堀 美 鈴
農 業 委 員 会 会 長	桑 島 雅 憲
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二

○ 職務のために出席した者の職氏名（2 名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
庶 務 係 長	栗 山 ひろみ

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、平成26年奈井江町議会第1回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番大矢議員、5番森岡議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から14日までの12日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から14日までの12日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時01分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

第1回の定例会、出席大変ご苦労さまでございます。

本定例会までに議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

委員会開催日は2月25日、調査事項は第1回定例会に関する議会運営についてでございます。

調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議について、③総括質問について、④町政一般質問について、⑤予算審査特別委員会の設置について、⑥請願、意見案、陳情、要請等の取り扱いについて、⑦会議案、調査等について、⑧社会福祉協議会の理事の推薦について、以上8項目にわたって協議致しておりますので、ご報告を申し上げます。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

第1回定例会出席大変ご苦労さまです。

平成25年第4回定例会におきまして付託されました調査事項を終了しておりますので報告致します。

委員会開催日平成25年12月19日、調査事項、調査第1号「自律プランに基づく

行政改革について」まちづくり課長、総務主幹、企画広報係長の出席を求め、提出されました資料の説明を受け質疑を行い検討しました。

調査内容としましては、１．奈井江町における行政改革の経緯、２．自律プランの策定経過、３．自律プランによる取組と財政効果、４．特別職等の給与独自削減の取組、５．職員数の推移、６．町債残高と公債費の推移 一般会計、７．各種基金の積立状況であります。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、本町の行政改革は、住民自治の実現、財政の健全化、広域行政の推進などを基本的な考え方として策定された自律プランにより、集中的に取り組むべき課題を明確にし、社会情勢に合わせた様々な取組みが積極的に行われてきた。

現在、自律プラン・集中改革プランのローリングは行われていないものの、まちづくり計画において同プランの取組みに基づく行財政改革が引き続き進められ、職員定数の適正化、公債費残高の減少、各種基金残高の増加など着実に成果に繋がっていることは、評価するものである。

次期まちづくり計画を策定するにあたり、地方交付税の見通しを含め中長期の財政推計が困難な中ではあるが、様々な政策や課題に対応していくため、引き続き行政改革に取り組むことが必要である。

また、積極的な情報公開、町民論議を経て社会環境変化に適切に対応できる計画推進に努力願いたいというものであります。

次に、委員会開催日平成２６年１月２４日、調査事項、調査第２号「学校経営について（現地調査含む）」教育次長、総務学校教育係長の出席を求め、現地調査を実施し、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討しました。

調査内容につきまして、１．学校経営の方針については、教育目標、課題と改善策、教職員・児童生徒数等であります。

２．学校評価については、保護者アンケート、児童生徒アンケート、３．進路状況についてであります。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、中学校においては規範意識を高める指導により、問題行動の起こりにくい学校づくりが進み、保護者・地域との信頼関係においても改善が見られているとの報告を受けた。今後においても、更に学力向上や規範意識を高め、日々子どもたちと向き合い信頼される学校づくりに努力願いたい。

新しい奈井江小学校がスタートし、両校の良さを継承しつつ開かれた学校づくりが進められている。引き続き、地域・教育委員会等と連携し、より良い教育環境の充実へ努力を願うものである。

子どもたちの基礎学力を支えるため、様々な取組みが行われている。

その一つとして、きめ細やかな指導を目指した少人数指導について、引き続き取り組まれるよう要望するものである。

学校側の理解を頂き、奈井江商業高校の視察を行った。

高校では、中学校への出前授業や企業との連携など、町内外において生徒を主役とし

た特色ある教育活動が行われている。

しかしながら、生徒確保においては大変厳しい状況にあり、引き続き学校と連携し、積極的な支援策に取り組まれるよう最大限の努力を願いたいというものであります。

次に、委員会開催日平成26年2月5日、調査事項、調査第3号「道路の維持管理について（現地調査含む）」まちなみ課長、建設主幹、建設係長、建設係主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容としまして、1. 平成25年度町道維持管理路線について、2. 平成25年度町道維持管理契約状況について、3. 平成25年度道道維持管理路線について、4. 道道維持管理契約及び内容について、5. 平成25年度除雪事業計画について、6. 除排雪作業要領について、7. 橋梁長寿命化修繕計画について、8. 奈井江雪処理施設投雪区分について、9. 平成25年度降雪記録についてであります。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望としましては、除雪については除排雪体制の充実や流雪溝・融雪槽の整備など、住民と共に雪処理対策に取り組んできたが、近年、高齢化の進行や空き店舗、空家の増加などに伴い、除雪や流雪溝・融雪槽への投雪が困難な状況が見られ、国道の一部では車線や歩道の確保が出来ないなど安全面の確保が懸念されている。

今後とも、地域の理解と協力の中、行政が一体となった除排雪体制と共に、国・道管理者への安全確保の更なる要望など、従来から行われている通学路の安全確保はもとより、町民が安心して暮らせるよう、引き続き努力願いたい。

また、雪捨て場及び周辺道路の維持管理にあっては、地域住民が支障をきたさないよう適切な管理と共に、排雪時の安全対策について十分配慮願いたい。

橋梁の管理については、橋梁長寿命化計画に基づく改修など、安全性に配慮しながら計画的に推進されるよう努められたいというものであります。

次に、委員会開催日平成26年2月12日、調査事項、調査第4号「特定健康診査等について」おもいやり課長、医療保険係長、健康ふれあい課長、健康づくり係主査（保健師）の出席を求め提出されました資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容は、1. 特定健康診査・特定保健指導については、対象者、実施計画、平成20～24年度までの実績、平成25～29年度までの目標値、検診項目、検診実施機関、自己負担額リスト、保健指導実施機関、自己負担額リスト、健診受診率及び保健指導利用率の向上方策について、2. 平成24年度特定健診・特定保健指導年齢別結果表について、3. 平成24年度特定健診受診者数について、4. 平成25年度特定健診受診者数についてであります。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望としまして、特定健康診査では、受診料金の無料化、がん検診とのセット健診の実施、実施機関の拡大が行われ、特定保健指導では、運動教室の開催、かかりつけ医療機関との連携などが行われている。このような取組みにより健診の実施率向上に繋がっている。

受診者の構成では40歳台及び男性の受診率が低い状況にあり、第2期特定健康診査等実施計画における目標値の達成と共に、生活習慣病予防等の生活機能の維持を図るた

めにも、受診環境等の整備、住民への健診の意識向上に一層の工夫と努力をされたいというものであります。

以上、まちづくり常任委員会の報告を終わります。

4. 例月出納定例検査報告

(10時13分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

(10時14分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第1回定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、平成25年第4回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係でございますが、2月17日、まちづくり町民委員会を開催致しまして、新年度予算の概要について説明を行うと共に、4月より新たに取り組む「高齢者等支え愛条例」等について意見交換を行い、ご理解を頂いたところであります。

翌18日にも、高齢者支援ネットワーク懇話会において、同条例についての意見交換を行って参りましたが、「地域みんなで高齢者を支えて行くために必要なことであり、ぜひ取り組んで下さい」等のご意見を頂いたところであります。

次に、ふるさと振興課関係でございますけれども、1月8日、神内ファーム21が建

設していた、太陽光発電システムが完成致しまして、空知団地において竣工式が行われました。

2月1日、交流プラザ「みなクル」において、「ないえ冬まつり」が開催されました。

実行委員会を結成致しまして、町や社会福祉協議会のほか、商工会の各部会の皆さんが先頭に立って、各種イベントの開催をして頂きましたが、昼12時から夕方6時半まで、「うまいもの市」や「防災講演会」「人間ばんば」など、様々なイベントが開催されまして、子供から高齢者まで、町内外から訪れた700人の方たちを楽しませたところであります。

今回、「初めて、みなクルに来た」という方もおりましたが、「明るく暖かい施設であり、また利用したい」との評価を頂いたところであります。

以上、一般行政報告と致します。

（教育行政報告）

（10時16分）

●議長

教育長。

（教育長 登壇）

●教育長

おはようございます。

第1回定例会のご出席、ご苦労さまでございます。

お手元にございます「教育行政報告」より、3点について、ご報告を申し上げたいと思います。

まず1点目は、1月12日に開催されました成人式でございます。

本年の該当者は、男性46名、女性27名、合わせまして73名でございます。

その内、男性38名、女性23名、計61名が出席し、北町長をはじめ、多数のご来賓のご臨席を賜り、厳粛のうちに式典を挙行し、町内音楽家によりますミニコンサートを開催しまして、成人をお祝いしたところでございます。

2点目でございます。

学校給食費の改定でございます。

平成20年度に保護者、学校関係者のご理解を賜り、給食費の改定を行い、以来、この6年間、据え置きをさせて頂いたところでございます。

しかしながら、本年4月からの消費税の引き上げに伴い、食材費などに増税分が転嫁されることから、給食組合と致しましても、学校給食費の改定に向け、学校関係者と協議を重ね、合わせまして、改定内容をお示しをした説明文を全保護者に対し配布をするとともに、奈井江、浦臼町において、それぞれ説明会を開催し、ご理解をお願いしたところでございます。

2月24日、第1回定例組合議会において、給食費の改定の議決を頂き、平成26年度より、1食あたり、小中とも7円引き上げ、小学校の給食費では233円、中学校の給食費では282円としたものでございます。

次に3点目でございます。

記載はございませんが、2月28日、道立高校入試出願の最終発表がなされたところでございます。

奈井江商業高校につきましては、商業科定数40名に対し4名、情報処理科についても定員40名に対し5名、合わせて9名の出願となったところでございます。

本町は、他の町に比べましても手厚い「生徒の確保に向けた支援策」を行っているところでございますが、今回の結果は、誠に残念でならないところでございます。

今後とも、高校側との連携をさらに強め、できる限りの支援策を行って参りたいというように考えてございますので、町民各位並びに議員各位のご支援、ご協力を切にお願い申し上げたいと思います。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第5、議案第1号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

定例会のご出席お疲れさまでございます。

議案書のNO.1、1頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記と致しまして、1、専決事項は、平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)であります。

総則、第1条、平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3

号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(3) 建設改良事業で861万円を追加し1億1,71万7千円。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条中「不足する額4,494万8千円」を「不足する額4,495万8千円」に、「過年度分損益勘定留保資金4,494万8千円」を「過年度分損益勘定留保資金4,495万8千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入860万円を追加し1億4,630万6千円。

支出、第1款資本的支出861万円を追加し1億9,126万4千円。

次の頁をお開き下さい。

企業債の補正第4条、予算第5条に定めた限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げますが、起債の方法、利率、償還の方法については従前と変更がありません。

医療機器整備事業の病院事業債で430万円を追加し1,910万円。

同じく過疎債で430万円を追加し1,660万円。

専決処分を行った日は平成25年12月12日であります。

以上、平成26年3月3日提出、奈井江町長、北 良治。

今回の補正につきましては、外来診療及び検査診療に欠かせない画像診断装置、エコーが故障し、修理も不可能との判断にたったところから、診療に影響が生じないように早急な対応が必要でありますので、12月12日付けで専決処分を行ったものであります。

補正の内容について、ご説明を致します。

4頁の資本的支出、資産購入費で、医療機器備品購入861万円を追加計上致しております。

資本的収入では、医療機器備品購入の財源として、特別地方債及び過疎債でそれぞれ430万円、合わせて860万円を追加計上したところであります。

以上の結果、単年度実質収支では4,666万4千円の赤字となりますが、繰越実質収支では2億8,350万1千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第27号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時24分)

●議長

日程第6、議案第27号「町有財産の取得について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書NO.2をお開き下さい。

189頁であります。

議案第27号「町有財産の取得について」

奈井江町財産及び契約に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり財産を取得いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、町議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

本案の町有財産の取得であります。不動産の表示は別紙に記載のとおりであります。空知団地の第1工区、第2工区合わせて9区画32筆、48万8,368.82平方メートルであります。

取得金額は、総額で3,360万円。

契約の相手方は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構であります。

今回の取得につきましては、中小企業基盤整備機構による産業団地の分譲、管理に関する事業が平成26年3月末をもって終了することに伴い、町が、一括譲渡を受け、事業を継承するものであります。

町が譲渡を受けない場合、一般競争入札が行われ、その後の新たな所有者による、管理等への不安など、総合的に判断をして、取得すべきものとの決断をしたところであります。

議会のご決定を頂いたのち、年度内に契約、所有権移転登記と引き渡しを取り進める予定であります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時27分)

●議長

日程第7、議案第2号「平成25年度奈井江町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書NO. 1をお開き下さい。

5頁をお開き下さい。

議案第2号「平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）」

平成25年度奈井江町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,816万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,468万7千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款町税1,709万3千円を追加し7億547万5千円、12款分担金及び負担金10万4千円を減額し2,145万1千円、13款使用料及び手数料347万9千円を減額し1億751万6千円、14款国庫支出金7,734万8千円を減額し4億376万3千円、15款道支出金4,698万1千円を追加し3億5,914万円、16款財産収入57万1千円を追加し1,283万4千円、17款寄付金105万3千円を追加し697万3千円、18款繰入金3,497万1千円を減額し1億8,139万円、20款諸収入147万2千円を追加し9,707万3千円、21款町債1億7,690万円を追加し6億9,689万6千円、歳入合計1億2,816万8千円を追加し51億8,468万7千円。

次の頁をお開き下さい。

歳出、1款議会費50万1千円を減額し4,188万6千円、2款総務費309万6千円を減額し5億78万円、3款民生費3,845万4千円を減額し7億5,027万7千円、4款衛生費1,371万6千円を追加し6億5,165万7千円、5款労働費2万7千円を減額し659万3千円、6款農林水産業費1,666万7千円を追加し3億7,135万1千円、7款商工費536万6千円を減額し1億167万6千円、8款土木費1,482万7千円を追加し5億6,671万2千円、9款消防費1,731万3千円を減額し1億3,664万1千円、10款教育費1億5,259万1千円を追加し5億5,899万円、11款公債費487万9千円を減額し8億776万1千円、歳出合計1億2,816万8千円を追加し51億8,468万7千円。

次の頁をお開き下さい。

第2表、繰越明許費、6款農林水産業費1項農業費で、米穀乾燥調製貯蔵施設玄米用色彩選別機整備工事1億3,367万2千円、8款土木費の2項住宅費では公営住宅屋根葺替工事842万4千円、10款教育費3項中学校費では奈井江中学校耐震補強第2期工事1億5,852万1千円であります。

第3表の債務負担行為補正であります。空知団地承継事業、平成26年度から平成35年度まで3,465万5千円。

第4表、地方債の補正、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

米穀乾燥調製貯蔵施設玄米用色彩選別機整備工事6,860万円を追加し6,860万円であります。

普通貸借または証券発行4.0%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

奈井江中学校耐震補強第2期工事では1億2,770万円で1億2,770万円とするものでありまして、起債の方法、利率、償還の方法については前事業と同様であります。

今回の補正予算の概要についてご説明を致します。

この後、提案をさせていただきますが、特別会計及び企業会計の補正予算も含めまして、事業費の確定などによる精査が主なものであります。

それでは、歳出から説明致しますので、28頁をお開き下さい。

議会費では、旅費などの精査により50万1千円の減額。

総務費では、31頁上段の行政情報システムに要する経費で、北海道自治体情報システム協議会負担金等の精査を行い53万7千円の減額計上。

生活交通確保対策に要する経費では、事業の見込み精査により22万8千円を減額計上。

35頁上段の車両による経費では、共用車両の更新費用などと合わせまして389万2千円を追加計上致しております。

まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、事業の見込み精査により260万6千円を減額計上。

37頁の地域振興基金積立金では、ご寄附による積立金を追加計上したほか、利息分の積立精査を行って、合わせて106万3千円を追加計上致しております。

戸籍・住民登録に要する経費では、戸籍システム導入業務委託料の精査を行い108万3千円を減額計上。

40頁の民生費では、障がい者支援に要する経費で、扶助費等の見込み精査を行い2,164万円を減額計上。

43頁中段の国民健康保険事業会計繰出金では、基盤安定負担金の確定により68万1千円を追加計上。

45頁中段の重度心身障がい者医療給付事業に要する経費では、扶助費の見込み精査を行い432万4千円を減額計上。

47頁中段の介護保険事務に要する経費では、空知中部広域連合への負担金の確定により255万8千円を減額計上。

児童手当の支給に要する経費では、扶助費の見込み精査を行い214万円を減額計上。

子ども医療費助成事業に要する経費では、同じく扶助費の見込み精査で285万9千円を減額計上致しております。

48頁の衛生費では、下段の病院事業会計繰出金で、公立病院に対する地方交付税の精査に伴い2,182万6千円を追加計上。

51頁上段の一般成人病予防事業に要する経費では、各種がん検診委託料等の精査により105万7千円を減額計上。

また下段の、その他予防事務に要する経費では、各種予防接種委託料の精査を行って425万8千円を減額計上致しております。

53頁の一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費では、埋立地覆土委託料の精査を行い106万4千円を減額計上。

54頁の農林水産業費では、中段の農業振興に要する経費で、青年就農給付金事業等の見込み精査を行い334万1千円を減額。

57頁中段の米穀乾燥調製貯蔵施設設備整備に要する経費では、国の補正予算に対応し、玄米用色彩選別機の更新にかかる費用として1億3,367万2千円を追加計上致しております。

道営土地改良事業に要する経費では、事業の見込み精査を行い1,204万2千円の減額計上。

59頁、道営水利施設整備事業に要する経費では、本年度の事業確定による精査で1,017万5千円の減額。

農業体質強化基盤整備促進事業に要する経費では、事業量の再集約等による精査を行って8,734万円を減額計上致しております。

62頁の商工費では、交流プラザみなクルの建設に要する経費で、備品購入費の見込み精査を行い209万8千円を減額。

同じく交流プラザみなクルの管理運営に要する経費では、光熱水費、施設維持管理委託料等の精査により245万9千円を減額計上致しております。

64頁の土木費では、65頁中段に書いてございますが、除排雪に要する経費で、年末からの降雪にかかる排雪経費2,500万円を追加計上したほか、施設維持管理委託料の精査を行い、合わせまして3,035万5千円を追加計上致しております。

雪処理施設に要する経費では、雪処理施設全面改修負担金などの精査で1,722万3千円を減額計上。

67頁の公営住宅の建設・除却・改善に要する経費では、国の補正予算に対し、みのり団地の屋根葺替工事842万4千円を追加計上したほか、黄金団地の解体工事等の精査と合わせまして706万2千円を追加計上致しております。

68頁の消防費では、奈井江・浦臼統合支署建設実施設計等の精査により1,731

万3千円を減額。

教育費では、69頁下段のその他小学校の管理事務に要する経費で、奈井江小学校大規模改造第2期工事の精査を行い128万3千円を減額。

71頁のその他中学校管理事務に要する経費では、国の補正予算に対応して、中学校の耐震補強第2期工事1億5,852万1千円を追加計上したほか、各事業の見込み精査を行った結果1億5,948万4千円を追加計上致しております。

82頁の公債費利子では、見込精査で440万4千円を減額。

職員費では、財源の振り替えを行ったところであります。

次に、歳入について説明を致します。

14頁をお開き下さい。

町税では、法人所得の増などにより、町民税で1,485万3千円の追加。

たばこ税では本数の増により285万3千円を追加、これら見込み精査で合計で1,709万3千円を追加計上致しております。

16頁の使用料及び手数料では、みなクルの使用料、公営住宅使用料などの精査を行って347万9千円の減額。

国庫支出金では、19頁の上段の農業体質強化基盤整備促進事業補助金で8,733万9千円を減額計上した他、学校施設環境改善交付金で3,001万5千円を追加計上、障がい者自立支援給付費等負担金などの精査を行い、合計7,734万8千円を減額計上致しております。

18頁の道支出金では、21頁中段の強い農業づくり事業補助金で6,497万9千円を追加計上したほか、障がい者自立支援給付費等負担金、国民健康保険基盤安定負担金などの精査を行い、合計で4,698万1千円を追加計上致しております。

22頁の財産収入では、貸家・貸地料、基金運用収入などの精査で57万1千円を追加。

寄附金では、商工会料飲業部会さま、太田静江さま、中山学さま、合場幸男さま、村島澄子さま、ほか匿名の方2名を含め合計で105万3千円の追加でございます。

繰入金、基金繰入金の地域振興基金繰入金では、ふるさと応援寄附金による繰入を行ったほか、農業担い手基金繰入金などの精査を行い30万円を追加計上であります。

諸収入では、25頁上段の児童福祉受託事業収入で保育所広域入所委託料の精査を行い391万7千円を追加計上。

重度心身障がい者高額医療収入、ひとり親等高額医療収入などの見込み精査で、合計で147万2千円を追加計上致しております。

町債では、各事業費の見込み精査を行った他、米穀乾燥調製貯蔵施設玄米用色彩選別機整備事業、奈井江中学校耐震補強第2期工事の財源をそれぞれ追加し、合計で1億7,690万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差3,516万6千円につきましては、歳入予算22頁下段の財政調整基金繰入金を同額減額計上し収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。
森岡議員。

●5番

それでは、只今、中身を説明頂きました一般会計補正予算第5号の中で、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず最初にP33の結婚活動支援事業に要する経費ということで、これ当初30万が、約半分に減額されたということなのですが、昨日、町のホームページ等見ていたら、3月の末に何か行事も予定されているようですが、何故この半額減額されたかということ、今年の事業の実施状況を含めて、説明をお願いしたいということがまず1点。

次に、農林水産業費で、今回、国の補正を活用ということで、玄米用色彩選別機整備事業ということで提案されていますけれども、名前を見れば何となくは理解が出来るんですけども、もう少しこの機器の詳細な説明を頂きたいということと、これを整備することによって、奈井江町の農業にどのような、同じ答えになるかもしれませんが、振興にどういう役割を果たしていくのかということについて、お尋ねをします。

もう1点は、教育費の中学校の耐震2期工事、71頁1億5,852万1千円ですけれども、これも国の補正予算の活用ということでありますが、1期工事の時に、当初予算で、少し、色々な諸条件があって入札不調があったりして、1期工事の事業を減らして次に回したりして1期工事は終わっているはずですが、今回の2期工事のこの積算の中で、現在の資材や労務単価が上がっているような状況の中で予定している事業は出来るのかと、この3点についてお尋ね致します。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

只今の森岡議員のご質問に対してお答えをして参りたいと思います。

まず33頁の結婚活動支援事業に要する経費の減額の関係でございますが、今ほどお話ございました通り、平成25年度の事業として3月23日に、昨年に引き続きまして、婚活パーティーを計画をしているところでございます。

今回は、パーティーの前にNPO法人のマルチカウンセリングセンターから講師を招いてコミュニケーション等々のスキルアップの講座を開いた後に、スイーツを用いたパーティーを実施する予定となっております。

この予算の関係でございますが、実は、昨年も2月3日にパーティーを実施したところでございますが、これらの精査を行った結果、昨年、このミートウィズの推進会議の会計において繰越金が30万ほど出たという内容でございますが、今回の事業はその繰越金も活用して実施する中で、一般会計からの交付金について減額をさせて頂いたという

内容でございます。

次に２点目の農業費の関係でございますが、今回の事業につきましては、国の補正予算の内示がございまして、予算を計上したものでございますが、米穀乾燥調製貯蔵施設における米の色彩選別機ということで、米についた黒点等々の色だとか、異物が入ってございます。

これらを選別をして、より高品質米の出荷に役立てたいという内容でございますが、今回のこの設備に関しては平成１３年度の建設時に設置されてきたところでございますが、今、米の受け入れ出荷数量が増加する中で、能力が若干スピード的に劣るということで、繁忙期には約２週間近く一時保管をするだとかといった作業を余儀なくされていることから、今回この新たな設備２台を購入をしたいという考え方でございます。

今回の設置によって処理スピードが２倍になるというようなこと、それから、機械もより高度なものになってございますので、色彩の選別であったり、異物の除去もより高度に対応し、また電気関係もＬＥＤ等々を採用することによって非常にランニングコストの削減にも繋がると、そういったことでございます。

これは繰越を行った上で、６月に着工し８月末に竣工を予定するところでございます。以上でございます。

●議長

教育次長。

●教育次長

今回の第２期耐震、中学校の補強工事ですが、昨年は南面に面しております東西の校舎において耐震補強をやりましたが、今年の耐震補強工事につきましては、今、申し上げた以外の部分で実施をします。

その箇所につきましては、教職員室があります校舎管理棟、それから技術科室等があります北側に面しています特別教室棟、それから屋内体育館、それから渡り廊下２カ所で耐震補強を実施します。

なお、それに新年度におきまして行います第２期耐震補強工事につきましては、資材購入費、それから労務単価につきまして、業者との情報を得ながら、その単価の推移を見極めながら、昨年、不調に終わりましたけれども、第２期工事については、そうならないようにですね、補正予算を組んだところでありますので、その実施については、確実に施行していきたいというふうに思っております。

以上です。

●議長

森岡議員。

●５番

只今、詳細な説明を頂きました。

それで今の玄米用色彩選別機の整備事業と、それから耐震補強の関係は、地方債補正でいくと、先ほど副町長、国の補正予算の活用ということで、ご説明あったんですが、この起債の償還に対して、交付税の措置がどれだけあるのかということをもっとお尋ねしたいということと。

それからこの色彩選別機の方で、起債が半分で、道補助金が約、ちょっと微妙ですけども、半分ということと、こちらの方の返済の財源については、町の実質持ち出しというのは、無いということなのか、その辺ご説明をお願いします。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

ふるさと振興課の所管致します事業の関係でございますが、財源につきましては、2分の1が国の負担。それから残りが補正予算債ということで、交付税の措置率が50%でございます。

そこで、残りの一般財源という部分に関わってくるわけでございますが、この償還に係る町の負担分について、今年度農協の方から使用料としてご負担を頂くという形になってございます。

●議長

教育次長。

●教育次長

第2期の耐震補強工事に関わります財源の説明を申し上げますが、工事費1億5,852万240円に対しまして、国庫補助金につきましては2分の1から3分の2。それぞれ施設によって違いますが、国庫補助金につきましては3,066万7千円です。

その残りの内、事業債が3種類に分かれておりまして、そのうち、全国防災事業債ということで8,460万の内、地方財政措置が8割あります。

また2つ目の事業債としては、緊急防災事業債と致しまして2,100万の事業債がありまして、そのうち7割が地方財政措置があります。

最後ですが、3本目には、学校教育施設等整備債ということで2,210万円の事業債につきまして、地方財政措置が5割というようなことで、今、一般財源としては町の実質負担としましては、約3,400万ほどの負担になるかというふうに推測しているところでございます。

以上です。

●議長

森岡議員。

● 5 番

はい、分かりました。

それで、最後にもう 1 回確認しますけど、農協の色彩選別機の方は、今回の起債に対する償還については、農協の方の使用料で全て賄うということによろしいんですね。

● 議長

ふるさと振興課長。

● ふるさと振興課長

今、申し上げたとおりでございます。

農協の方からの使用料というもので充当して参りたいと考えております。

● 議長

他にございませんか。

森議員。

● 6 番

私の方からは 2 点ほど、ご質問致したいと思います。

今回の補正は、事業精査の中身で補正ということですが、2 点ほど質問致しますのでよろしくお願いします。

まず始めに 4 1 頁、民生費なんですけれども、右の方に一番下にあります障がい者支援に要する経費のところなんですけれども、ここ負担金補助及び交付金が、扶助費のところ、これ例年金額的に大きいんですけれども、今回も 2, 1 0 0 万ほど減額なっております。これは、障がい者に対しての就労支援だとか色々と、支援の給付金のことだと思いますけれども、障がい者ということでなかなか積算も大変だと思うし、また就労したものが就労しなくなったとか、そういったことがあるのかと思いますけれども、例えば、就労するつもりが就労しなくなって、そういったもので扶助費がいなくなったという捉え方で良いのか、悪いのか。その辺一つお聞きしたいと思います。

それからもう 1 つは、農林水産業の方で質問したいと思いますけれども。

農業振興に要する経費の中で、5 5 頁です。

これ 3 3 4 万ほど減額になっているんですけれども、これは、農業の青年就農給付金の事業が対象だと思うんですけれども、当初は 3 戸計画していたんですけれども、2 戸になったということなんですけれども、これは、農家個々の問題によって 2 戸に減ったのか、それとも、なかなか事業を採択するにあたって、書類だとか不手際があって、書類が整わなくなって、2 戸になったのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

2 点ほどよろしくお願いします。

● 議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

只今の森議員からのご質問でございますが、障がい者自立支援給付費扶助費の2,100万減額の原因ということかと存じますが、これにつきましては、自立支援給付のサービス中の就労移行支援で5名の減少、あるいは施設入所支援で2名の減少、医療給付で9件の減少を見込み、減額補正したものでございますので、ご理解下さい。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

森議員のご質問にお答えして参りたいと思いますが、農業振興の青年就農給付金の関係でございますが、当初予算におきましては、予算編成の段階で、25年度に取り組む見込みのあるものということで、3件ほど予算をさせて頂いてございました。

実際に、それぞれ対象の農家の方とお話をする中で、補助金に該当する要件を満たしているかどうか、それらの関係を話し合いをさせて頂いた中で、事務を取り進める中で、1件は、申請自体をしないという考え方で、また2件につきましては、農作業の内容、それから労働時間等々、補助金の要件を確認をさせて頂く中で、平成25年の後期、秋の部分からの作業が補助の要件に合致するといったことで、ここをスタートとして5年間の補助要件に当てはまるということで、整理をさせて頂いてございまして、今回、この2件のうち、年間150万でございますが、秋以降ということで、半分の75万円の2件分が今回補助の対象になるということでございます。

●議長

森議員。

●6番

今、それぞれの課長の答弁で理解は出来たんですけれども、もう1つ、ふるさと振興課長お願いします。

今、3戸のうち2戸が採択になったと、途中から採択に。

1戸の方は断念したのか、次年度に向けて、その方はまた考えていらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。

その点お聞きしたいと思います。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

新規就農されるという部分でのご相談を頂く中で、新しい制度としてこれが対象とな

るかどうかというご相談は実質受けてございましたが、その内容等については、まだそこに至らない状況があったものですから、今回、申請はしないということになったんですが、26年度に向けて、また今、そこを見越しながら、春以降の作業の計画等々も、今考えているというふうなお話も伺ってますので、26年度以降またご相談に応じながら、補助となるかどうか検討していきたいという内容でございます。

●議長

他にございませんか。

鈴木議員。

●9番

緊張とちょっと寒くて声が震えるかもしれませんが、お許し頂きたいと思えます。

質問にあたってはちょっと悩んだんですけれども、やはり説明頂いた方がよろしいんでないかと思ひまして、質問させていただきます。

補正予算に関わって、前段で関連条例ということで、先に議決頂きましたけれども、町有財産の取得に関わるということ、質問を致します。

10頁の中で、債務負担行為補正が載っておりまして、先ほどの関連の中では3,360万という取得価格に対して、債務負担行為で平成26年新年度から3,465万5千円ということで、差額が105万ほどあるんですけれども、これについては、利息分ということで理解をしているんですけれども、それでよろしいかどうか、まずお伺いします。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

只今の鈴木議員のご質問にお答えをして参りたいと思いますが、今回の譲渡価格、土地代の相当額については3,360万円でございます、そこに10年の割賦による償還と、支払いということになりますので、この利息が0.5%でございます、この10年間の利息総額で105万4,290円という金額でございます。

これらを合計しまして3,465万5千円の限度額の設定でございます。

●議長

鈴木議員。

●9番

ありがとうございます。

それで、本来ですと条例の所で申し上げることであったかなと思ひながらも、ここで

補正のりましたから、改めて、この財産取得にあたっては、特に道新を読まれた方は、奈井江町はこの機構に対して、財産を取得しないというような報道がありましたので、やはりこの議会の中で、経緯等を説明の上で、こういうふうになったということも確認をした方がいいかなという思いの中で、改めて、財産を取得する経緯について、ご説明を頂きたいと思います。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

只今の鈴木議員のご質問にお答えをして参りたいと思います。

空知団地の一括購入の検討に関わる経過ということでございますが、冒頭、副町長からの提案説明ございました通り、中小機構関連法令の規定に基づきまして、平成26年3月31日をもって、この中小機構が団地の造成、分譲等々の事業を終了するというような定めがございました。

これを受けて昨年の6月以降、中小機構、並びに経済産業省の方から事前にこの取り扱いについて説明があったところでございますが、9月3日付で、この空知団地についても、一括購入についての検討依頼の文書を受けたところでございます。

中小機構としては全国にございますこの産業団地について、まずは各自治体に一括譲渡をしてこの事業を継続してもらうことが望ましいという判断に立ったといったことでございます。

ただ、この自治体の譲渡が出来ない場合には、一般競争入札を行いたいということも合わせて説明があったところでございます。

そこで町の方の検討の内容と致しまして、今回、国に方針によって造成分譲が行われていた経過の中で、その成果が表れない中で、自治体として今後の対策を明確に出来ないといった内容をもって、9月27日付で、一旦はこの一括譲渡を受けないという回答をさせて頂いたところでございます。

その後、11月末の段階になりますが、改めて中小機構からの説明がございまして、機構としては、全国自治体の購入の可否を集約した結果、方針通り入札を進めざるを得ないというような説明があったところでございます。

そこで、町と致しましても、この内容についてお聞きをする中で、それにしてもやはり一般競争入札をするにしても、国として一定の条件といいますか、購入者に対して付けて、適正な管理を行うべきだというようなことの申し入れをしていたところでございますが、最終的にその部分も入札執行後、それらの責任も負えないというような方針が国の方から示されたことから、1月27日の段階で、再度一括譲渡を受ける場合の条件提示の依頼をさせて頂きました。

その後、28日付でこの一括譲渡の面積、または価格、それから条件等々の提示があったわけで、1月29日の段階で最終的に冒頭申し上げた通り一般競争入札で外資系等々も含めて、どういった民間の企業、団体が購入するか分からないという状況の中で、

今後、適切に、この団地を管理をしてもらえるかどうか、その辺の、不明で、良く分からない段階で、町の責任において、ここは一括購入すべきだという町長の判断でもって決定をさせて頂いたところでございます。

そこで、別途、今後も、管理を行う上で、あくまでも議会の議決が要件であるということもここに添えてですね、回答をさせて頂いたという内容でございます。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで一旦休憩をはさみます。

11時20分から再開致します。

暫時休憩します。

(休憩)

(11時10分)

日程第8 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時22分)

●議長

会議を再開致します。

日程第8、議案第3号「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

８５頁をお開き下さい。

議案第３号「平成２５年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第２号）」

平成２５年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１８６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億５，７９６万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２６年３月３日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入、１款国民健康保険税３２５万２千円を追加し１億４，４４６万５千円、２款使用料及び手数料４千円を追加し３万４千円、３款財産収入１万８千円を追加し４万円、４款繰入金２，１０１万７千円を減額し４，５３３万８千円、６款諸収入３，９６０万３千円を追加し６，１８３万９千円、歳入合計２，１８６万円を追加し２億５，７９６万円。

歳出、１款総務費１，１４９万８千円を追加し２億４，３３４万９千円、２款基金積立金１，２１３万９千円を追加し１，２１６万１千円、３款公債費２千円を追加し４千円、４款諸支出金１，７７万９千円を減額し２３５万２千円、歳出合計２，１８６万円を追加し２億５，７９６万円。

国民健康保険事業会計補正予算（第２号）の概要についてご説明を申し上げます。

９４頁の歳出から説明を申し上げますが、総務費では、空知中部広域連合への分賦金の増額などにより１，１４９万８千円を追加計上致しております。

基金積立金では、広域連合から歳計剰余金の返還金等による１，２１３万９千円を追加計上。

公債費で、一時借入金利子２千円を追加計上。

９６頁の諸支出金では、直営診療施設勘定繰出金の確定に伴い１７７万９千円を減額計上致しております。

次に、歳入について説明致します。

９０頁にお戻り下さい。

国民健康保険税では、賦課実績による見込み精査を行い３２５万２千円を追加計上致しました。

使用料及び手数料では、督促手数料の見込み精査で４千円の追加計上。

財産収入では、基金利子の見込み精査で 1 万 8 千円を追加。

繰入金の一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定などにより 6 8 万 1 千円を追加計上しております。

9 2 頁の諸収入の雑入では、平成 2 4 年度の決算が確定したことに伴う空知中部広域連合からの返還金 4, 1 2 8 万 3 千円の追加計上など、諸収入合計で 3, 9 6 0 万 3 千円の追加となったところであります。

以上における歳入歳出の差 2, 1 6 9 万 8 千円につきましては、国保基金繰入金を同額減額計上して収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時 2 7 分)

●議長

日程第 9、議案第 4 号「平成 2 5 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 99 頁をお開き下さい。

議案第 4 号「平成 25 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

平成 25 年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 434 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,907 万 7 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料 395 万円を減額し 6,115 万 5 千円、2 款使用料及び手数料 3 千円を減額し 4 千円、3 款繰入金 37 万 1 千円を減額し 2,764 万 3 千円、5 款諸収入 2 万円を減額し 3 千円、歳入合計 434 万 4 千円を減額し 8,907 万 7 千円。

歳出、1 款総務費 3 万円を減額し 24 万 9 千円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 429 万 5 千円を減額し 8,879 万 7 千円、3 款諸支出金 1 万 9 千円を減額し 2 千円、歳出合計 434 万 4 千円を減額し 8,907 万 7 千円。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の概要について、歳出から説明を申し上げます。

105 頁をお開き下さい。

総務費では、見込み精査で 3 万円の減額。

後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込精査を行って 429 万 5 千円の減額。

諸支出金では、保険料還付金で 1 万 9 千円をそれぞれ減額計上致しております。

次に、歳入について 103 頁でご説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険料では、算定実績に伴う見込み精査を行い 395 万円の減額計上。

使用料及び手数料では、督促手数料の見込み精査で 3 千円を減額。

繰入金では、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金の見込み精査を行い 37 万 1 千円の減額計上。

諸収入では、保険料還付金などの見込み精査で 2 万円を減額計上致しております。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時31分)

●議長

日程第10、議案第5号「平成25年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書107頁をお開き下さい。

議案第5号「平成25年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」

平成25年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ434万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,430万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款使用料及び手数料127万4千円を減額し1億2,200万円、2款分担金及び負担金8万1千円を追加し60万1千円、3款繰入金、補正の額はございませんが同額で2億5,856万1千円、6款諸収入5万3千円を追加し205万5千円、6款町債320万円を減額し1億4,900万円、歳入合計434万円を減額し5億3,430万円。

歳出、1款下水道費337万8千円を減額し7,917万7千円、2款公債費91万9千円を減額し4億5,501万6千円、3款予備費4万3千円を減額し10万7千円、歳出合計434万円を減額し5億3,430万円。

109頁、第2表、地方債補正、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で申し上げます。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更がありません。

公共下水道事業債の一般分で260万円を追加し700万円。

個別排水処理施設事業債で120万円を追加し540万円とするものであります。

下水道事業会計補正予算（第3号）の概要について歳出からご説明を申し上げます。

113頁をお開き下さい。

下水道費では、各事業費の見込み精査を行って合計337万8千円を減額計上。

公債費では、借入条件の確定などにより91万9千円を減額計上致しております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

111頁をお開き下さい。

使用料及び手数料の下水道使用料では、使用水量の減などにより127万4千円を減額計上。

分担金及び負担金では、受益者負担金収入の見込み精査を行って8万1千円を追加計上しております。

一般会計繰入金では、各事業の精査を行ったところであります。

諸収入の雑入で、過年度負担金の精査を行い5万3千円を追加。

町債では、各事業費の確定に伴い320万円を減額計上致しております。

以上における歳入歳出の差4万3千円につきましては、歳出予算113頁、予備費を同額減額計上し収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時37分)

●議長

日程第11、議案第6号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の115頁をお開き下さい。

議案第6号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)」

総則、第1条、平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

患者数の入院一般病床では1日あたり2.8人を追加し1日あたり33.8人、延べ12,334人、療養型病床群病床では1日あたり0.6人を減じ1日あたり15.4人、延べ5,622人、指定療養型病床では1日あたり0.4人を追加し1日あたり25.4人、延べ9,272人。

外来は、1日平均5.8人を減じ1日あたり115.2人、延べ28,226人。

指定居宅サービスでは、1日あたり3.5人を減じ1日あたり3.5人、延べ861人とするものであります。

建設改良事業の内視鏡洗浄消毒装置他で155万6千円を減額し1億16万1千円。

次の頁の収益的収入及び支出の補正第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益877万9千円を追加し10億8,163万7千円。

支出、第1款病院事業費用2,529万7千円を追加し11億9,294万円。

資本的収入及び支出の補正第4条、予算第4条中「不足する額4,495万8千円」を「不足する額4,500万4千円」に、「過年度分損益勘定留保資金4,495万8千円」を「過年度分損益勘定留保資金4,500万4千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入160万円を減額し1億4,470万6千円。

支出、第1款資本的支出155万4千円を減額し1億8,971万円。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費では351万5千円を減額し5億6,582万1千円。

たな卸し資産購入限度額の補正第6条、予算第8条中「1億8,342万円」を「1億8,270万5千円」に改める。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

病院事業会計補正予算第4号の概要について、収益的支出から説明を申し上げます。

121頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の給与費では、手当、賃金などの見込み精査により350万8千円を減額計上。

材料費では、給食材料費などの見込み精査で205万1千円を減額。

122頁の経費、院内感染対策用消耗品ほかで204万1千円、医療機器関係修繕ほかで148万1千円、給食業務委託料ほかで435万5千円を追加計上したほか、光熱水費、燃料費などの見込み精査を行い、合わせまして1,113万9千円を追加計上致しております。

地域医療連携費では、運営委員会委員報酬の減額などで12万5千円を減額。

減価償却費では、構築物、機械及び備品の定額償却により3万3千円を追加。

123頁、資産減耗費では、心電図モニタほかの固定資産除却費で131万6千円を追加計上。

研究研修費では、講師謝礼等の見込み精査を行い、合わせまして86万9千円を減額

計上致しております。

医業外費用の老人保健施設費では、薬品材料費の見込み精査で１４８万５千円を追加計上。

雑損失では、過年度個人未収金の不納欠損により１０５万３千円を新たに計上させて頂きました。

予備費では９万８千円を減額計上。

特別損失では、過年度診療報酬過誤調整額１，６９２万２千円を追加計上。

次に、収益的収入を申し上げます。

１２０頁をお開き下さい。

病院事業収益の医業収益では、患者数の増減などを勘案し総額１，３５４万７千円の減額計上であります。

医業外収益の国・道補助金では、国民健康保険保健事業等助成金の精査を行い１５７万１千円を減額。

負担金及び交付金では、一般会計負担金２，２０２万９千円を追加計上したほか、保健センター負担金、老人保健施設負担金の精査で合わせまして２，３８９万７千円を追加計上致しております。

次に、資本的支出について１２４頁をお開き下さい。

資本的支出、建設改良費の資産購入費では、医療機器購入費用の精査を行い１５５万６千円を減額。

企業債償還金では、元金償還金２千円を追加計上。

資本的収入の企業債では、医療機器購入費用に係る財源の精査を行い、特別地方債及び過疎債、それぞれ８０万円を計上し、合わせまして１６０万円を減額計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では６，１８７万９千円の赤字となりますが、繰越実質収支では２億６，８２８万６千円の黒字を見込んだところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

森議員。

●６番

２点ほどお伺いします。

まず１２２頁の経費の中で委託料が本年度４３５万５千円追加計上になっております。

これは、委託業者との契約内容の変更があったのかどうか、その辺をまずお訊きしたいと思います。

それから２点目は、去年もあったんですけれども、特別損失、去年は確か１１０万程度の特別損失だったかという記憶がしております。

今年度は1, 600万と、金額大きいんですけども、この内容を確認したいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の森議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の給食業務の契約内容の変更があったかどうかというご質問かと思えます。

この給食業務につきましては、去る昨年の6月に前委託業者でありました業者より、管理料の金額についての相談がございまして、人員体制の問題でございます。

この体制の中で、増員を求められたという状況がございました。

その上で内容を精査し、実際にその人員が必要かどうかということの内部精査した結果、やはりその業者の求める人数は必要はないだろうということの判断のもとで協議をして参りまして、結果として、その業者につきましては、契約解除をしたいという申し入れがあったところでございます。

それ以降、新しい現在の業者でございすけれども、9月に新しい業者に変更させて頂いているという状況でございまして、管理料につきましては、前任である委託業者よりの管理費よりは減額となったところでございすが、給食材料費、1食当たりの単価が前回の業者より1食当たり約9円増になったということでございます。

この内容につきましては、嚥下障害等々のある方についての食事の工夫を非常に進めている業者でございまして、ムース食という言い方をしておりますけれども、食品の形をそのままに残してムース状態でお食事を頂くというような、そういった工夫の中で、若干食材費が高くなっているという現状でございまして、この結果、給食委託料が増となったという結果になっているところでございます。

よろしくご理解を賜りたいと思います。

それと2点目の特別損失の方の関係でございすが、今回1, 692万2千円ということで、計上をさせて頂いております。

過誤の調整額ということでございすけれども、この調整額の要因といいますか、内容につきましては、大きく3点に分かれております。

まず1点目でございすけれども、2階の医療療養病棟の入院基本料におきます、せん妄状態、いわゆる意識混濁に加えて幻覚や錯覚が見られるような状態のことという状態でございすけれども、この治療につきましては、平成24年5月に会計検査院が北海道に対し、検査がありました。

その中で、医療区分適用に関する疑義が指摘をされたところでございます。

つきましては、当院につきましても、この適用に関する確認が、北海道から行われまして、内容の協議精査を行って参りましたが、最終的に昨年5月に返還となる旨の決定がなされたところでございます。

この算定の指摘内容につきましては、医療療養病棟の入院基本料につきましては、実

施する医療行為によって、医療区分1から3と、あと日常生活動作の状況、ADLと申しますけれども、そのADL区分1から3に区分され、その入院基本料が決定する形になっております。

今回、せん妄につきましては、一定の疾患や状態により適用される区分が決まっている中で、医療区分2ということで適用されることになってございます。

この適用に当たっては、診療報酬、算定基準ではせん妄の治療を開始してから7日間を限度に適用されることになっておりますが、一旦、症状が落ち着いて、再度またせん妄の兆候が見られた場合においては、再度7日間算定が可能ということになっておりますが、この場合、必ずカルテにその状態を記載するということになっております。

しかしながら、当院の算定の考え方として、せん妄の治療を実施している患者につきましては、7日間の期間を経過した後も、状況に変化がないという判断の下、引き続き治療が必要と判断した場合において、7日間から1日を空けて、再度7日間治療を行い算定をしていたという状況でございます。

この適用については、再び病状が悪化し治療が必要となったとはいえないということの会計検査院の判断から、先ほど申し上げました、せん妄状態の医療区分2から、医療区分3への差額の返還を求められたところでございます。

なお、この返還期間につきましては、平成22年3月から平成24年5月の27ヶ月分ということで返還を求められ、額につきましては、約1,102万7千円の返還額となったところでございます。

それと2点目でございますが、平成22年度の診療報酬改定時に、医療療養入院基本料が新たに1と2に区分をされたところなんですけど、それに伴って、医事会計システムのプログラム開始を行い、当院が本来算定すべき入院基本料2を1で登録をしていたという状況でございます。

この登録誤りに気付かないまま、平成22年4月から23年6月まで診療報酬請求を行っていたため、請求額が過大となったところでございます。

返還につきましては、平成22年4月から平成23年6月の15ヶ月分ということで、返還額につきましては460万9千円の返還額となったところでございます。

それと3つ目でございますが、これは通常の診療報酬請求に基づく再請求等によって、請求をさせて頂きましたが、最終的に査定等によりまして、過誤ということでの取り扱いになったということで128万6千円、合わせまして1,692万2千円の今回の過誤調整額となったところでございます。

今回の請求誤りにつきましては、基準解釈の違いですとか、診療報酬改定時のシステム改修の確認不足など、チェック機能が不十分であったということが、原因でございます。

この場をお借りしまして、深くお詫びを申し上げます。

なお、今後は診療報酬請求時のチェック機能を強化致しまして、診療報酬改定時のシステムプログラム入力時の複数確認体制ですとか、あと診療報酬改定時の内容の職員全体による共通理解のための研修会等を行い、請求過誤が発生しないよう、今後努力をして参りたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長

森議員。

●6番

今、課長の答弁で理解はするんですけれども、会計監査院の指摘を受けて、今回の欠損が発覚したということなんですけれども、このことは医療事務の関係者は、その医療事務の体系は理解はしていたということなんですか。

あと医療事務と医師との関係はどういうふうに体制は、どういうふうに連携を取っていたんですか。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今のご質問でございます。

医療従事者と事務職員との連携、その確認ということかと思いますが、今回のこの会計検査院の指摘につきましては、先ほど申し上げましたように、カルテ上に、その状態をきちっと記載をしていなかったということが大きな指摘のポイントというように思っております。

そういった意味では、やはり私どもの方から、医療従事者、特に医師に対してのそういったルールになっているということが、きちっと連絡をしていなかった、理解をお互いしていなかったというのが、大きな原因じゃなかったかなというふうに考えているところでございまして、これを受けまして、早速、医師、看護師と事務、特に医事係を中心でございますけれども、その職員間の中で、再度、こういった指摘があったということを受けまして、きちっとカルテに記載をするようにということの確認、再確認をさせて頂いたところでございまして、現在もこのせん妄の状態の方が入院をされておりますけれども、その後は、きちっとした形の体制をとって、今、進めているという現状でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

森議員。

●6番

今、今後の対応も含めて、ご答弁して頂いたんですけれども、十分連携を図りながら、これから進めていって頂きたいと思います。

●議長

他にございませんか。

森岡議員。

● 5 番

私の方から森議員の答弁に対しての中身で1点だけ確認させて頂きたいんですけど、病院の中の給食の委託業者が変更されたという、今、ご答弁あったんですけど、当初、外部出す時に、当時の選定する業者に選定の後、とにかく地元の食材について、衛生基準はきちっとしなければなりませんけれども、そういう申し入れをさせて頂いた経緯はあるんですけども、今回、新たに契約された業者に対しても同じような、そういう指導というか要望はされておりますか。

その点1点確認させて下さい。

● 議長

健康ふれあい課長。

● 健康ふれあい課長

只今の森岡議員のご質問でございます。

給食業務の委託の関係の業者の地元食材のということでございます。

これにつきましては、前回の業者同様、今回の業者につきましても、あくまでもその委託業務の条件の最大の部分であるということで、お話をさせて頂き、現在、前業者より割合としては増えているという実態でございまして、ちょっと手元に詳しい資料ありませんが、約半分ぐらい、全体の50%ぐらいは地元の食材を使って頂いているという現状でございますので、よろしくお願い致します。

● 議長

笹木議員。

● 7 番

何度にもなってしまうんですが、今ほどの森議員の質問にちょっと疑問の点があるので、お聞きしたいと思います。

実はこの間に、今ほどの課長の答弁の中で平成22年3月から平成24年5月、27ヶ月間というお話がありました。

27ヶ月間この会計監査院が入らない状況の中で、今回入って27ヶ月という月日があったんだと思うんですけども、例えばですね、今回のような、せん妄状態の治療が指摘をされたということで、また、その検査院の人が入った時に、要するに、今回のようなミスが出ない為の知識というのか、そこら辺は今後これからどうしていくのかなというのが、率直な疑問なんです。

今後これから対応していくという部分でありますけれども、例えば1週間なりのせん妄、1日おいてまた治療をとというカルテの記載があったら、それはずっと継続出来るん

だというお話もありました。

でもこれは、例えば、カルテ記入するのは病院の先生ですから、先生なんかには全くこういう知識はないのかという点と、それと、検査院の方に指摘されるまでに、この知識があったとしたら、きっと出来ていたと思うんですよ。

その知識も含めて、他にまた今回のような過誤が発生しないための知識をどのような形でこれから先生も共に共有して、きちっとしていくのか、そこら辺、もう1回、お聞かせ願いたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の笹木議員のご質問でございます。

議員のお話の通り、非常に、この診療報酬改定につきましては、2年に1回の改訂ということで、実は平成26年度も改定がございますけれども、もちろんその都度、内容の精査については、医事係が担当として、それぞれ医師ないし看護師等々医療従事者に対して、こういう点がこういうふうに変ったよという部分のお話は従来からもさせて頂いているところでございます。

ただしかしながら、今回、そのカルテの記載方法についてのきちっとした情報が、上手く伝わっていなかったんじゃないだろうかというのが、大きな、今回の会計検査院の指摘だったんだと思います。

せん妄状態で、医師の方としては、せん妄状態がすぐ改善するということは、非常でない状態、状況なんですね。

いわゆる医師側とすると、ない状況の中で、服薬を継続しているということのカルテの記載をはしておりました。

ただ、残念ながら、会計検査院が指摘されるのは、「服薬はもちろんなんだよ」と。ただ、今回の基準はあくまでも「状態の変化を記載しなさい」ということの指摘だったということで、結果として、そこが医師にきちっと伝わってなかった。

そこがポイントだったのかなと思っておりまして、決して、医師が知識がなかったとかそういうことではなくて、きちっとした内容の精査を我々がちゃんと伝えてなかった、医師に対して、こういうふうにして下さいということの意思の伝達がきちとなされてなかったのかなということが大きな要因だと思っております。

そこで、今後は先ほど森議員のご質問にもお答えをさせて頂きましたが、今回もちろん26年の診療報酬改定がございます。

その上では、システムで、今、医事会計、その内容の会計の部分はシステムで入力をして入れますが、もちろん、それは、事務的な作業の効率化のためということでございますので、今後、色々この改定の内容についての講習会がこれから3月にかけてあります。

その内容をきちっと資料を頂きながら、それをきちっと医師に説明し、また、看護師

等々医療従事者にもきちっと事務の方からも説明をし、また、お互い疑問が無いように、お互いに話し合いを強化しながら、共有していきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

他にございませんか。

鈴木議員。

●9番

関連で私からも1点だけ。

非常に難しい、説明も含めてですね、難しい状況だったのかなということが鑑みられますけれども、今ほどの説明の中で、会計検査院が、道に対して、そして奈井江町の国保病院が指摘を受けたということですけれども、多分、こういう段階でしたら、奈井江町の病院だけではなく、他の自治体病院を抱える所にも波及があった、もしくは、大病院にも関係するのかなという思いの中で、うちの病院以外ではどのような状況になっているのか、分かれば教えて頂きたいと思います。

日頃から北町長がおっしゃっているように、問題が発生したらいち早く町民に知らせ、そして事後対策ということを政治信条とされていますから、今のこの説明では、そういう形で進んでいるんですけれども、何か奈井江町だけがそうなったのかなというふうに思われる方もおられるんじゃないかと思ひまして、今の質問をさせて頂くんですけれども、よろしくお願いします。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

鈴木議員のご質問でございますけれども、他の病院にもこのような結果があったのかどうかというご質問でございますが、実は今回のこの結果についてはまだ最終的に会計検査院からのまとめの報告がまだないという状況で、道を通じてもまだうちの方に頂いていないという状況でございます。

そういった中では、他の病院があったかどうかということについては、現在私どもの方としては情報としては仕入れていないという状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

鈴木議員。

●9番

分かりました。

この補正については、後ほど採決がありますけれども、そのところをどうのこうの
ではなくて、可決された後の状況が分かれば、後ほどお知らせ頂きたいということを申
し上げて終わります。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、休憩をはさみたいと思います。

会議の再開は1時15分と致します。

暫時休憩します。

(昼休憩)

(12時05分)

日程第12 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時13分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第12、議案第7号「平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第
2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 126 頁をお開き下さい。

議案第 7 号「平成 25 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）」

総則、第 1 条、平成 25 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第 2 条、平成 25 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

利用者数であります。介護保健施設サービス 1 日あたり 1.9 人を減じ 1 日あたり 46.1 人とし、延べ 16,811 人であります。

通所リハビリテーションは 1 日あたり 2.6 人を減じ 1 日あたり 7.6 人とし、延べ 1,840 人。

短期入所療養介護は 1 日あたり 0.7 人を減じ 1.7 人とし、延べ 619 人です。

収益的収入及び支出の補正第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款介護老健事業収益 1,692 万 3 千円を減額し 2 億 1,717 万 3 千円。

支出、第 1 款介護老健事業費用 378 万 6 千円を追加し 2 億 3,147 万 5 千円。

平成 26 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計補正予算第 2 号の概要につきまして、収益的支出から説明を致します。

129 頁をお開き下さい。

介護老健事業費用、営業費用の材料費では、診療材料で 12 万円を追加計上したほか、医療消耗備品費の見込み精査などにより合わせまして 2 万円の追加であります。

経費では、病院事業会計負担金 173 万円を追加計上したほか、燃料費、修繕費などの見込み精査で合わせて 278 万 7 千円を追加致しております。

介護老健事業費用、営業外費用の雑損失では、過年度個人未収金不納欠損により 100 万 9 千円を新たに計上。

予備費では 3 万円を減額計上したところであります。

次に、収益的収入について説明を致します。

128 頁をお開き下さい。

介護老健事業収益、営業収益では、利用者数の減により総額 1,652 万 3 千円を減額計上。

営業外収益では、一般会計負担金の見込み精査で 40 万円を減額計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では 2,527 万円の赤字となり、繰越実質収支では 4,549 万 2 千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を

お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時19分)

●議長

日程第13、議案第8号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書130頁をお開き下さい。

議案第8号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第4号)」

総則、第1条、平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第4号)

は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

利用者数、介護老人福祉施設1日あたり1.8人を減じ1日あたり47.2人とし、延べ17,229人。

通所介護、1日あたり1.0人を減じ16.0人とし、延べ3,920人。

短期入所生活介護、1日あたり0.4人を減じ6.1人とし、延べ2,226人。

建設改良事業でストレッチャー特殊浴槽他92万5千円を減じ2,257万5千円。

収益的収入及び支出の補正、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款介護老福事業収益1,076万2千円を減額し2億6,681万6千円。

支出、第1款介護老福事業費用124万4千円を追加し3億5,750万7千円。

資本的収入及び支出の補正、第4条、予算第4条中「不足する額12万8千円」を「不足する額20万3千円」に、「過年度分損益勘定留保資金12万8千円」を「過年度分損益勘定留保資金20万3千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入100万円を減額し2,279万6千円。

支出、第1款資本的支出92万5千円を減額し2,299万9千円。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業会計補正予算第4号の概要について、収益的支出から説明致します。

136頁をお開き下さい。

介護老福事業費用、事業費用の経費では、施設設備修理に24万2千円を追加計上したほか、光熱水費、燃料費、委託料の見込み精査を行い、合わせまして115万8千円を追加計上致しております。

事業外費用のサービス利用者外給食材料費では、見込み精査により14万2千円を減額計上。

高齢者生活福祉センター費では、燃料費の見込み精査を行い26万4千円を追加計上。

雑損失では、過年度個人未収金の不納欠損により19万4千円を新たに計上致しております。

次に、収益的収入の135頁をお開き下さい。

介護老福事業収益の事業収益では、利用者の増減により総額で1,070万3千円を減額計上致しております。

事業外収益の一般会計負担金では、見込み精査を行い15万6千円を減額。

利用料では、高齢者生活福祉センター利用料13万円を追加計上致しております。

その他事業外収益では、サービス利用者外給食収入、その他事業外収益の見込み精査を行った結果3万3千円の減額計上であります。

次に、資本的支出について137頁をお開き下さい。

資本的支出、建設改良費の資産購入費では、特殊浴槽整備に係る費用の精査を行い9

2万5千円を減額計上。

資本的収入の企業債では、特殊浴槽整備に係る財源の精査と、特別地方債及び過疎債でそれぞれ50万円、合わせて100万円を減額計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では2,385万9千円の赤字となりますが、繰越実質収支では5,969万円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 12議案一括上程

(13時24分)

●議長

日程第14

議案第16号「奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例」

議案第18号「奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」

議案第19号「奈井江町青少年会館条例を廃止する条例」

議案第22号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例」

議案第 23 号「消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例」

議案第 9 号「平成 26 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 10 号「平成 26 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 11 号「平成 26 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 12 号「平成 26 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 13 号「平成 26 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

議案第 14 号「平成 26 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

議案第 15 号「平成 26 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

以上、12 議案を一括議題と致します。

平成 26 年度町政執行方針（町長）、及び平成 26 年度教育行政執行方針（教育長）

●議長 (13 時 26 分)

この際、町長に平成 26 年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長 (町政執行方針) 朗読

(14 時 00 分)

●議長 次に教育長に、平成 26 年度教育行政執行方針の説明を求めます。 教育長。

(教育長 登壇)

●教育長 (教育行政執行方針) 朗読

●議長 以上で、執行方針の説明を終わります。 ここで若干休憩を入れたいと思います。 会議の再開は 2 時 25 分と致します。

暫時休憩致します。

(休憩)

(1 4 時 1 6 分)

(1 2 議案の大綱説明)

(1 4 時 2 5 分)

●議長

会議を再開致します。

一括議題の説明を求めます。

要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解を願いたいと思います。

一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

一括議案についてご説明を申し上げます。

最初に、議案書 NO. 2、145 頁をお開き下さい。

議案第 16 号「奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例」

奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、町保証融資制度の見直しにより町内の中小企業者の経営支援の充実を図るため、これを改正しようとするものであります。

よろしくお願いを致します。

次に、148 頁、議案第 18 号「奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、医療費助成の対象者を、現行の中学生から高校生まで拡大し、子育て支援を充実させるため、これを改正しようとするものであります。

平成 26 年 4 月 1 日からこれを施行しようとするものであります。

次に、149 頁であります、議案第 19 号「奈井江町青少年会館条例を廃止する条例」

奈井江町青少年会館条例は、これを廃止する。

平成 26 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、奈井江町青少年会館を廃止するために、条例を廃止するものであります。

次に、154 頁、議案第 22 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

本条例は、新たに4月1日より開所致します奈井江町認定こども園「はぐくみ」の短時間保育の利用拡充を図るために、この条例の一部を改正しようとするものであり、開所日であります26年4月1日から、これを施行しようとするものであります。

次に、155頁、議案第23号「消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例」であります。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、関係する条例の一部をそれぞれ改正しようとするものでありますので、よろしくお願いを致します。

次に、議案第9号に戻って頂きます。

138頁、議案第9号「平成26年度奈井江町一般会計予算について」

平成26年度奈井江町の一般会計の予算を、次のとおり提出する。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

皆さんにお配りの一般会計予算書、附属予算説明書をご覧頂きたいと思います。

1頁をお開き下さい。

「平成26年度奈井江町一般会計予算」

平成26年度奈井江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億1,500万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款町税6億7,553万6千円、2款地方譲与税4,730万円、3款利子割交付金130万円、4款配当割交付金100万円、5款株式等譲渡所得割交付金10

万円、6款地方消費税交付金8,740万円、7款ゴルフ場利用税交付金550万円、8款自動車取得税交付金440万円、9款地方特例交付金90万円、10款地方交付税23億1,100万円、11款交通安全対策特別交付金60万円、12款分担金及び負担金2,499万3千円、13款使用料及び手数料1億1,590万8千円、14款国庫支出金2億4,048万9千円、15款道支出金3億1,708万9千円、16款財産収入1,267万2千円、17款寄附金1千円、18款繰入金3億2,678万2千円、19款繰越金1千円、20款諸収入9,222万9千円、21款町債3億4,980万円、歳入合計46億1,500万円。

次の頁をお開き下さい。

歳出、第1款議会費4,247万2千円、2款総務費2億5,701万9千円、3款民生費9億1,433万4千円、4款衛生費6億7,622万9千円、5款労働費56万7千円、6款農林水産業費2億6,671万3千円、7款商工費8,375万5千円、8款土木費5億5,874万9千円、9款消防費1億1,899万4千円、10款教育費2億1,741万3千円、11款公債費7億8,404万2千円、12款職員費6億8,731万2千円、13款予備費740万1千円、歳出合計46億1,500万円。

次の頁をお開き下さい。

第2表、債務負担行為。

寿公園指定管理業務、平成27年度から平成28年度まで、1,263万6千円。

奈井江町体育館指定管理業務、平成27年度から平成28年度まで、2,653万円。

町民プール指定管理業務、平成27年度から平成28年度まで、2,664万8千円。

地域交流センター指定管理業務、平成27年度から平成29年度まで、4,625万1千円。

第3表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

農業農村整備事業（土地改良事業）2,200万円。

普通貸借又は証券発行。4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同様でありますので省略をさせていただきます。

農業農村整備事業（水利施設整備事業）2,700万円。

16号西線交通安全施設新設工事（自歩道）170万円。

町道19号東線（新生橋）改修工事490万円

文化ホール大規模改修工事事業2,400万円。

過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）1億170万円。

一般廃棄物事業債560万円。

臨時財政対策債1億6,290万円。

予算の総額につきましては、冒頭申し上げましたとおり、前年度より２億４，５００万円減の４６億１，５００万円となり、前年度と比べ５％の減となったところであります。

奈井江町の平成２６年度予算につきましては、現下の経済状況、少子高齢化など厳しい財政環境にある中、新たに高校生までの医療費の無料化、認定こども園の開設、継続事業としては地域公共交通、障がい者の就労支援の推進、更には、町有地購入助成の拡充等、定住対策を重点に、より地域の活性化を目指した予算編成をしたところであります。

次に、議案書の１３９頁をお開き下さい。

議案第１０号「平成２６年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

平成２６年度奈井江町国民健康保険事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成２６年３月３日提出、奈井江町長。

皆様にお配りをしております特別会計予算書をお開き頂きたいと思います。

議案書の１頁、「平成２６年度奈井江町国民健康保険事業会計予算」

平成２６年度奈井江町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億３，８３８万４千円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は１億円と定める。

平成２６年３月３日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第１表、歳入歳出予算。

歳入、１款国民健康保険税１億３，７８１万３千円、２款使用料及び手数料３万５千円、３款財産収入２万３千円、４款繰入金７，１１８万１千円、５款繰越金１千円、６款諸収入２，９３３万１千円、歳入合計２億３，８３８万４千円。

歳出、１款総務費２億３，５７４万６千円、２款基金積立金２万３千円、３款公債費２千円、４款諸支出金２５４万円、５款予備費７万３千円、歳出合計２億３，８３８万４千円。

国民健康保険事業会計につきましては、総額で２億３，８３８万４千円となり、前年度比べまして２２８万４千円、１．０％の増額となったところであります。

なお、歳入歳出の差２，９４７万５千円につきましては、国保基金からの繰入を行い、収支の均衡を図ったところであります。

次に、議案書の１４０頁。

議案第１１号「平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算を、次のとおり提出する。

平成２６年３月３日提出、奈井江町長。

これも特別会計予算書をお開き頂きたいと思いますが１７頁。

「平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算」

平成２６年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億１１３万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１千万円と定める。

平成２６年３月３日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第１表、歳入歳出予算。

歳入、１款後期高齢者医療保険料６，７８６万６千円、２款使用料及び手数料７千円、３款繰入金３，３２３万３千円、４款繰越金１千円、５款諸収入２万３千円、歳入合計１億１１３万円。

歳出、１款総務費２６万１千円、２款後期高齢者医療広域連合納付金１億８１万８千円、３款諸支出金２万１千円、４款予備費３万円、歳出合計１億１１３万円。

２６年度の後期高齢者医療予算の総額は１億１１３万円となり、前年度と比べ７９８万円、８．６％の増額となったところであります。

次に、議案書の１４１頁。

議案第１２号「平成２６年度奈井江町下水道事業会計予算について」

平成２６年度奈井江町下水道事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成２６年３月３日提出、奈井江町長。

特別会計予算書２８頁になります。

「平成２６年度奈井江町下水道事業会計予算」

平成２６年度奈井江町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億５００万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

地方債、第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」による。

一時借入金、第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億５，０００万円と定める。

歳出予算の流用、第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２６年３月３日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料1億2,031万7千円、2款分担金及び負担金54万2千円、3款繰入金2億5,813万7千円、4款繰越金2千円、5款諸収入200万2千円、6款町債1億2,400万円、歳入合計5億500万円。

歳出、1款下水道費7,383万4千円、2款公債費4億3,102万円、3款予備費14万6千円、歳出合計5億500万円。

第2表、地方債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

公共下水道事業債（一般分）100万円。

普通貸借または証券発行。利率は4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、同様でありますので省略をさせていただきます。

石狩川流域下水道事業債（一般分）700万円。

資本費平準化債1億860万円。

個別排水処理施設事業債420万円。

公共下水道事業債（過疎債）100万円。

個別排水処理施設事業債（過疎債）220万円であります。

下水道事業会計予算につきましては、総額5億500万円となり、前年度と比べ3,300万円、6.1%の減額であります。

なお、歳入歳出の差2億5,813万7千円につきましては、一般会計からの繰入を行い、収支の均衡を図ったところであります。

次に142頁をお開き下さい。

議案第13号「平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

別冊でお配りをしております地方公営企業会計予算書をお開き頂きたいと思えます。

奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算書で1頁になります。

「平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」

総則、第1条、平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

病床数、一般病床46床、療養型病床群病床20床、指定介護療養型病床30床。

患者数、入院、一般病床1日平均34.0人、延べ12,410人、療養型病床群病床1日平均16.0人、延べ5,840人、指定介護療養型病床1日平均25.0人、

延べ9, 125人。

外来、1日平均119.0人、延べ29, 155人。

指定居宅サービス1日平均4.0人、延べ980人であります。

建設改良事業、電子内視鏡システム外1億882万6千円。

病院外部大規模改修工事外7, 422万9千円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益11億7, 529万9千円。

支出、第1款病院事業費用12億1, 214万3千円。

次の頁。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3, 414万7千円は、過年度分損益勘定留保資金3, 414万7千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入2億4, 090万1千円。

支出、第1款資本的支出2億7, 504万8千円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

医療機器整備事業（病院事業債）4, 150万円。

普通貸借又は証券発行。4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

起債の方法、利率、償還の方法については、以下、省略をさせていただきます。

医療機器整備事業（過疎債）4, 140万円。

医療施設整備事業（病院事業債）1, 800万円。

医療施設整備事業（過疎債）1, 790万円であります。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

職員給与費5億9, 853万3千円。

交際費35万円。

たな卸し資産購入限度額、第8条、たな卸し資産の購入限度額は1億8, 861万2千円と定める。

重要な資産の取得、第9条、重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、名称、数量の順で申し上げますが、建物で、病院外部大規模改修、一式。

器械備品で、地域医療総合情報システム、一式。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

町立国保病院事業会計については、単年度実質収支につきまして167万9千円の黒

字、繰越実質収支では2億6,996万5千円の黒字を見込んだところであります。

病院経営にあたりましては、医療・介護を取り巻く環境が厳しい状況の中で、町民の皆様により一層安心・信頼して療養頂けるよう、砂川市立病院との医療連携を更に強化するとともに、地元医歯会との病診連携事業を始めとした取り組みによって、地域医療の充実を図り、施設運営の健全化に努めて参ります。

また、地方公営企業会計制度が、昭和41年以来の大幅な改正が行われ、病院事業をはじめ老人保健施設事業、老人総合福祉施設事業の各会計において、26年度より新会計基準として、予算編成を致しております。

次に議案書143頁。

議案第14号「平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

予算書37頁をお開き下さい。

「平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計予算」

総則、第1条、平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

サービス事業定員、介護保健施設サービス、短期入所療養介護52人、通所リハビリテーション15人。

利用者数、介護保健施設サービス1日平均49.0人、延べ17,885人、通所リハビリテーション1日平均7.9人、延べ1,944人、短期入所療養介護1日平均1.4人、延べ516人。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入、第1款介護老健事業収益2億3,441万7千円。

支出、第1款介護老健事業費用2億4,450万6千円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額1,997万9千円は、過年度分損益勘定留保資金1,997万9千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入660万円。

支出、第1款資本的支出2,657万9千円。

一時借入金、第5条、一時借入金の限度額は、5千万円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1億2,650万3千円。

公債費1万円。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計につきましては、単年度実質収支で1,740万1千円の赤字となる予定であります。繰越実質収支では2,809万1千円の黒字を見込んだとこ

ろであります。

144頁。

議案第15号「平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

別冊予算書62頁になります。

「平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算」

総則、第1条、平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

サービス事業定員、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）50人、通所介護（デイサービス）20人、短期入所生活介護（ショートステイ）10人。

利用者数、介護老人福祉施設1日平均48.5人、延べ17,703人、通所介護1日平均16.5人、延べ4,043人、短期入所生活介護1日平均6.5人、延べ2,376人。

建設改良事業、施設外部大規模改修工事外で7,776万円。

収益的收入及び支出、第3条、収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款介護老福事業収益3億3,232万5千円。

支出、第1款介護老福事業費用3億6,733万5千円。

資本的收入及び支出、第4条、資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額21万8千円は、過年度分損益勘定留保資金21万8千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的收入7,813万9千円。

支出、第1款資本的支出7,835万7千円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

施設整備事業（介護サービス施設整備事業債）230万円。

普通貸借又は証券発行。4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、同文であります。

施設整備事業（過疎債）230万円。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は2千万円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1億5,744万9千円。

重要な資産の取得、第8条、重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産は、建物で、建物外部大規模改修、一式であります。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業におきましては、単年度実質収支で2,132万8千円の赤字を見込んでおりますが、繰越実質収支では3,836万2千円の黒字を見込んだところであります。

以上、各会計の予算に関わる議案並びに予算を一括してご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

(12 議案の大綱質疑)

(14時59分)

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。

鈴木議員。

●9番

只今、大綱に基づいた説明がありましたので、私の方から何点か質問させていただきます。

平成26年度各会計予算案に対して伺いますが、まず最初に、新年度も引き続き、町長をはじめ特別職給与で20%、15%、一般職給与で2.5%、管理職手当で50%削減され、財政健全化と町民サービス向上に努められるという方針を述べられましたことに敬意を表するところであります。

1つ目と致しまして、新年度から、いよいよ、みずほ幼稚園の廃止に伴い、「認定こども園」が開設されるところでございます。

予算関連条例を見ますと、短時間保育の3歳児で予想を超えた需要に応えるためのものと捉えております。

短時間、長時間合わせた定員では包括出来るのに、流用出来ないとのことを非公式に伺っておりますが、私は利用料との鑑みで、家庭内保育をされている保護者の動機付けになったのではないかと捉えた時、出生数増加に結びつくのではと大いに期待致しているところであります。

この私の期待と、国の硬直的進め方について、町長の所見を伺いたいと思います。

2つ目に、くらしと財務課関係で、予算書歳入で地方消費税が対前年度比1,500万円増の8,740万円が計上されておりますが、国では、当初から消費税アップ分は社会保障費に充てるといわれてきましたけれども、この増加分が歳出に充てる場合、この予算書で歳出のところで、どこに当たるのかを伺います。

また、同じく財務課関係で、この度の国保会計に関わることで、1点確認しておきたいんですが、先般、北海道新聞に「地域医療明日を見つめて」そこでの第2部の報道に、2月26日の朝刊で、市町村別1人当たり医療費、これは国保加入者でございますけれども、2011年度の数字が記載された道内では、奈井江町は道内上から13番目の4

3万1,169円と報道され、そして、同じ説明文の中に、医療費の高さは、保険料にも跳ねかえるという文章がありました。

しかし、その次の日の27日になりますか、同じシリーズで標準世帯の国保保険料の報道に、奈井江町が高い方に入っていないくてホッとしたんです。

この北海道新聞の取材に対して、奈井江町として、平均的世帯、こういう表現がちょっと今までの予算だとか、決算にあまり出てこなかったものですから、保険料の金額はいくらぐらいと答えられたのか、また、順位といいますか位置付けが把握されておられるのか、ということを伺いたいと思います。

最後に、新年度から、先ほど町長から説明がありましたように、企業会計が新システムに移行することから、予算書摘要科目等が変更になりました。

そこで、3つの会計に対して、お二人の担当課長がいらっしゃいますけれども、代表して、これから設置されるであろう予算委員会で、特に病院会計での収益的支出入、資本的支出入の損益計算書、及び貸借対照表等で、これまでの会計と比較相違点を説明頂きたいし、その資料をお願い致したいところであります。

また、この場所では、この新会計システムに基づいた結果、予算年度末で繰り越し実質収支金、先ほど説明がありましたが、いわゆる内部留保金に影響が出ないのか、このことについて伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

4つの質問かと思いますが、大綱的な質問でございますから、大綱的なお答えになるかと。

あと、今、お話しありましたように、予算委員会が設置されるということでございますから、そこで深めて頂きたいとお願い申し上げるところでございます。

まずは、奈井江町認定こども園の設置でございます。

私も、子供たちの親と3回にわたって、会議を開きました。保護者と。

その中でですね、発言があったのは、大変厳しいと、私どもは。

したがって、保育所に行くのもいいんですが、その中で、保育料がなんとかならないのかというお話がございました。

その中で、議会にもおはかり申し上げたところでございますけれども、認定こども園ということで、国も平成27年度からという予定だそうでございますが、これらに向けて、先どって、私どもが前に議会に提案した通りでございますが、5歳児では半額、あと、4歳児3歳児2歳児は1割減ということで提案してご承認頂いたところでございます。

そういった中でございますけれども、いずれに致しましても、今、お話しございましたように、議員の言うとおり、国の行政は、縦割り行政であるということから、長時間・短時間保育定員の融通が効かない等がございます。

これらについては、国にしっかりと申し入れていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げる次第でございます。

それから２つ目が、国保税の道内の順番についてというお話がございました。

奈井江町は３８万５，１００円でございます。

したがって、全体から言うと中間的な所にあるんでないかなと、こういうふうに思います。

今、平均世帯としてはですね、３７万６，２５０円ということになっておりますから、若干、それより高いと思いますが、しかし、順番で言えば、何番ということは説明できませんが、ちょうど中間程度になるんでないかなとこういうふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

それから、今１つは、公営企業会計の新システム、先ほど、副町長が説明致しましたが、新システムについては、この繰越金がどうなるかと心配でございます。

私もそれが一番心配だったわけでございます。

しかし、これはシステムは変わっても、繰越金については一切、手が付けられませんから、これはそのまま残るということで、新会計基準でもそのようになっておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

それから、消費税の引き上げに伴う対応についてでございますが、これについては、消費税率の引き上げに伴いまして、地方消費税交付金の増加額は１，５１０万円を見込んでいますところでございますが、地方消費税交付金は、あくまでも、今回の引き上げ分については、社会保障施策の費用に充てるわけでございますから、国から、そういう通知がきているそうでございます。

したがって、これらについては、そういう形だということをご理解頂きたいと、こういうふうに思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

鈴木議員。

●９番

町長どうもありがとうございます。

そうすると、１点目の条例改正に基づいた、私の見解に対して、町長同じ気持ちであって、そして、平成２７年から、国は一部取り入れる方向だけでも、地元に合わない分については、町長は努力されると、また、市町村会役員として努力されるというふうに捉えたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、消費税の分については、町長説明した通り、社会保障費ですから、おもいやり課関係、もしくは、医療費等々にも使われるんだというふうに判断して、よろしいということで、いいですね。

もう１点、国保保険料についての位置付けが平均で３７万６，２５０円ということで、若干、上の３８万５，１００円と、そのことが、奈井江町は全道の中で中間的

にあるということの答弁だと思います。

私、実は今、国保会計、今日、予算書が提案されましたけれども、されて、この2年間、非常に安定して経営されていると、特に補正予算でも出ましたけれども、当初、基金から、繰入しようと思っていたものが、連合からの還付金等々によって、基金取り崩しをしない、そして、積立金を増やしていくというようなことで、基金そのものが安定し、奈井江町に住まわれる町民に対する安心感が出てくるんだと思うたびに、今、医療費が、先ほど言いましたように43万ということで、高い位置付けと金額だったということで、新聞報道があったものですから、大変心配した質問だった。

よろしくお願いします。

最後に、資料をお願いをしましたけれども、資料については、理解をして頂けるということで、確認をしたいと思いますし、また、内部留保金には影響しないということで、先ほど、副町長の説明では、僕の記憶では、当初予算で黒字が示されるということとはあまり例がなかったように思うものですから、引き続き、病院経営が安定されるように努力をして頂きたいということを申し上げ、資料のことだけ確認したいと思います。

●議長

町長。

●町長

その通りでございます。

資料については求めの通り、応じて、対応していきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を頂きたいと思う次第でございます。

以上でございます。

●議長

大綱質疑を終わります。

予算審査特別委員会の設置について

(15時12分)

●議長

おはかりします。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩致します。

(休憩) (特別委員会構成)

(互選結果報告)

(15時16分)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員、以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、委員長には鈴木議員、副委員長に森岡議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することに決定しました。

おはかりします。

只今、予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により3月13日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、3月13日までに、審査が終わるよう期限を付けることに決定

しました。

閉会

●議長

おはかりします。

3月4日から6日までの3日間は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月4日から6日までの3日間は、休会と決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

なお、7日は10時00分より会議を再開します。

大変ご苦労さまでした。

(15時18分)

平成26年第1回奈井江町議会定例会

平成26年3月7日（金曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第2号）

第1 会議録署名議員の指名について

第2 総括質問

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤共子	2番	石川正人
3番	三浦きみ子	4番	大矢雅史
5番	森岡新二	6番	森繁雄
7番	笹木利津子	8番	森山務
9番	鈴木一男	10番	堀松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町長	北良治
副町長	三本英司
教育長	萬博文
会計室長	篠田茂美
まちづくり課長	相澤公
くらしと財務課長	小澤克則
ふるさと振興課長	碓井直樹
おもいやり課長	馬場和浩
まちなみ課長	大津一由
健康ふれあい課長	小澤敏博
やすらぎの家施設長	表久義
教育次長	鈴木隆
くらしと財務課長補佐	秋葉秀祐
教育委員長	堀美鈴
農業委員会会長	桑島雅憲
代表監査委員	中野浩二

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	岩口茂
庶務係長	栗山ひろみ

(1 0 時 0 0 分)

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

一転して荒れ模様となって参りましたが、定例会の出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員 1 0 名で定足数に達しておりますので、会議を再開します。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、6 番森議員、7 番笹木議員を指名致します。

日程第 2 総括質問

●議長

日程第 2、平成 2 6 年度町政執行方針、並びに平成 2 6 年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて、3 0 分以内でお願いします。

それでは総括質問を始めます。

(1 . 2 番石川議員の質問・答弁)

(1 0 時 0 1 分)

●議長

石川議員。

(2 番 登壇)

●2 番

皆さん、おはようございます。

今回、私は、町政執行方針の 6 頁に重要課題の一つと示されている、町民の安心と安全を守る為の防災について、町長に 3 点質問を致します。

昨年、1 2 月 1 3 日の臨時国会において、「消防団を中核とした地域防災力の充実強

化に関する法律」が公布され、同日施行されました。

この法律は全文３章２１条で構成されており、その内容は地域防災力の充実強化に関する計画と、その基本的施策が記されております。

そして、基本的施策には、消防団の強化と地域における防災体制の強化が具体的に示されております。

また、消防庁からは各都道府県知事へ、この法律の各市町村に対しての周知と、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の、一層の推進を依頼する施行通知が送付されております。

私は、奈井江町においても、この法律により地域防災力の充実強化と消防団の強化が行われるべきであると考えております。

それでは、質問致します。

まず１つ目の質問は、奈井江町の防災会議及び防災計画の現状と、今後の推移についてであります。

消防庁の施行通知には、この法律の第７条第１項の２以降の「消防団の強化」や「地域における防災体制の強化」に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるとともに、その実施に努めるようにとの要請がございます。

奈井江町においても、地域防災計画は、奈井江町防災会議条例に定められているように、防災会議が計画を作成しておりますが、現在までの防災会議の開催実績及び防災計画の内容と、今後この法律の制定により、奈井江町地域防災計画が変更されるのか、されるとすれば、いつ頃どのように変わるのかを伺いたいと思います。

●議長

(１０時０３分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

連日ご苦労さまでございます。

まず、総括質問の石川議員の質問にお答え申し上げたいと思うところでございます。

確かに１２月に国会で決まりました。

そういうことも含めて答弁申し上げたいと思うところでございます。

国及び地方において、防災、減災に対する態勢を整備致しまして、住民の生命・財産の被害軽減を図るための「災害対策基本法」が昨年、大幅に改正されました。

これを受けて、北海道においても、「北海道地域防災計画」の見直しがされたところでございます。

本町においても、法律の改正でございますから、当然それに従わなければいけないということでございます。

道の計画の見直しを受けまして「奈井江町地域防災計画」の改定に向けた準備を進めているところでございます。

昨年１２月でございますから、そういった内容を勉強しながら、これらの改定に向けた準備を進めております。

早ければ、今月末に１回目の防災会議を開催し、素案の協議を行う予定でございます。

その後、町民の皆さんからの意見を求めて、修正等を行いまして、議会の皆様方にも、６月定例会において報告をしたいと考えているところでございます。

さて、昨年１２月、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図りまして、住民の安全の確保に資することを目的に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布、先ほど申し上げましたが、公布されました。

消防団が、「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない存在」と規定されたことは、石川議員のご案内のとおりでございます。

本計画の改定にあたりましては、関係機関、住民からの意見を求めまして、「民意を反映したものとしなければならない」とされている中、本町の防災会議の委員には、消防職員と共に消防団長にも、委員としてご参加を頂いているところでありまして、今後、地域防災力の充実強化に向けたご提言を頂きながら、町民の安全確保に努めて参りたいと考えているところでございます。

これまでの防災会議の開催実績については、これまでの開催回数を正確に承知おりませんので、後日ご報告させて頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(１０時０６分)

石川議員。

●２番

地域における防災体制の強化に関する事項は災害対策基本法。これは昭和３６年にできたものです。これに規定する地域防災計画に合わせて、平成２６年４月１日施行のとなる、詳しいことはですね、という予定であります。

この７条では、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。とあります。

また、地区防災計画が定められた地区の、地区居住者等は市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて、「地域防災力を充実強化するための具体的な事業」に関する内容の決定又は変更を提案する事ができる。ともあります。

先ほど、町長のご答弁の中に、町民から意見を求めるということもございましたが、また今後、よりきめ細かく住民の意見を反映する事と、この法律によってなると私は思います。

これを、どのような方法で、具体的に考えられているかお願いします。

●議長
町長。

(10時07分)

●町長

先ほど、答弁で申し上げましたように、消防団長さんを含めて、地域防災に関わる人たちも、参加して頂きながら、計画を立てていきたい。

地域住民の繁栄ということが一番大事でございますから、わが自治体にとりましてもそのことを、自治基本法がございます。それに照らし合わせながら、住民の意見を聞きながら、きちっと計画を立てていきたいと、こういうふうに考えております。

ご理解を頂きたいと思います。

●議長
石川議員。

(10時08分)

●2番

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2つ目の質問でございます。

平成26年度の防災対策予算、716万円の執行予定についての質問でございます。

26年度予算では、災害時用備蓄品の整備と、新たに実施する防災訓練の費用に716万円が計上されております。

このことについて具体的に、どのようにこの予算が執行されるのか、予算執行には、この法律が反映されているのかを含めて伺いたいと思います。

●議長
町長。

(10時09分)

●町長

2点目の質問、防災対策予算の執行予定についてということでございますが、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、予算執行に反映されているのか」ということでございますが、新年度における防災に要する経費としては、716万円につきましては、一昨年より計画的に実施しておりまして、災害時備蓄品や車両等の購入、防災会議の開催費用のほか、8月から9月にかけて予定しております、全町的な総合防災訓練の開催経費と致しまして、主として炊き出し用の材料費と機材の使用料でございますが、約70万円の予算計上を致しているところございまして、防災訓練については、災害対応の充実強化に向け、今後、各関係機関と協議を行って参りますが、消防団の皆さんにも、ご参加を頂けるよう要請を行って参りたいと考えております。

なお、新年度予算については、平成26年度より着工する消防新庁舎、ご案内のとおり奈井江と浦臼の合同庁舎が出来ますが、建設費用を「消防費」において

計上しているほか、消防団員について申し上げますと、年次的に整備をしてきた防火衣の購入と、新たに、新年度、防寒着の購入予算についても計上したところでもありますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10 時 11 分)

石川議員。

●2 番

只今のご答弁の中の防災訓練の計画についてでございます。

これに炊き出し等のということと、消防団の参加も求めるということでございますが、その他に何か具体的な決定事項はありますか。

●議長

(10 時 11 分)

町長。

●町長

その他にということでございますが、人命救助だとか、そういったことに関連したことについても行う予定でございますから、具体的には、また今後の会議の中で決めていきたいと、こういうふうに考えております。

よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(10 時 12 分)

石川議員。

●2 番

3 つ目の質問に入りたいと思います。

3 つ目の質問は、消防団の強化についてでございます。

この法律の第 8 条では、地域に密着し、災害が発生した場合に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、「全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である」と規定されました。

国は、都道府県知事に対して、各市町村にはこの趣旨を踏まえて消防団の強化をより一層推進する事を要請しており、更に第 9 条から 21 条では、具体的な消防団の強化の推進をする為の留意点を示しております。

それに沿っていくつかの質問をしたいと思います。

まず、細目 1 つ目の質問でございますが、第 9 条にある消防団への加入促進についてであります。

消防団の団員の減少は全国的な傾向であり、奈井江消防団においても現在 7 名の欠員

がございます。

また、欠員があるために定年を過ぎても特例として在籍している60歳以上の一般団員が4名おります。

ここ数年、消防団は団員加入の促進に大変苦慮しており、その方策は限界に近付いて来ております。

この9条の中で、国は、消防団員確保のため先進事例などの情報提供、地方財政措置の充実などの環境整備に取り組んでいくと明言しており、消防庁は市町村により一層の加入促進に取り組むように依頼しております。

また、防災訓練等における消防団との連携、「自らの地域は自らで守る」という意識の啓発を図るために必要な措置、各種イベントでの消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域の住民の理解が深まるように努めてください。ともあります。

これらについて、消防団長の任命権者であり、他の消防団員の入団を承認する立場にある町長に、今後の消防団の加入促進の取り組みをどのように行うべきかということをお願いしたいと思います。

●議長

(10時14分)

町長。

●町長

3点目の消防団についてでございますが、議員ご指摘の通り、大変、消防団への入団者が少なくなってきていることも事実でございます。

奈井江町の場合は、団員定数55人に対して、今、ご案内ございましたように7名少ない48人という現状にございます。

そういったことから、「消防団への加入促進について」でございますけれども、昨年、町広報紙に2回にわたって募集記事を掲載したほか、町内事業所での勧誘、消防団協力、事業所表示制度の運用開始など、団員の確保に取り組んでいるところでございますが、平成25年度においては、町内立地企業から2名の方に参加して頂いたところでございます。

今後も、各種イベント等において、消防団のPRや団員募集活動を行う等、消防支署、消防団とも連携を図りながら、団員の加入に向けた取り組みを検討して参りたいと思うところでございます。

通告にはちょっとあったんですが、公務員は次ですか。

分かりました。

●議長

(10時16分)

石川議員。

●2番

只今、町長がご答弁頂きそうになった細目の2つ目の質問でございます。

この第10条にある、公務員の消防団員との兼職に関する特例について質問致したいと思えます。

ここでは、公務員が消防団として活動することは、地域防災の推進を図る上で、地域の住民からも理解を得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の一層の理解促進に繋がるものであるとして、自治体に地方公務員の入団促進を図るよう依頼しております。

すでに、この法律の施行前には、近隣市町村を含めて、新規採用職員の研修の一環として一定の期間入団したり、職員は基本的に全員が入団し40歳前後まで活動しているなど、様々な方法で取り組んでいる自治体もあるようでございます。

また、一般職の職員が消防団員として活動した場合に報酬を支給しても差し支えないという考え方も明確になりました。

このように、地方公務員が消防団に参加することを促進する法律が施行され、その参加が地域防災の推進を図る上で、地域の住民からも理解を得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の一層の理解促進に繋がるものであるという事を受けて、今後どのように取り組まれるかを伺いたいと思えます。

●議長

(10時18分)

町長。

●町長

「公務員の消防団員との兼職に関する特例について」でございますが、総務大臣から、公務員についても積極的な消防団への加入が求められているところでございまして、町と致しましても、地域住民の生命、安全の確保のため、職員に対して消防団への加入に向けた呼び掛けを行って参りたいと考えております。

あくまでも職員自身の意思を尊重しながら、判断して参りたいと考えておりますが、なお、加入を希望する職員に対しましては、職務に支障のない限り認めていきたいと思えますし、他の団員と一体となった責任ある行動が重要でありますので、訓練等に参加しやすいなど、職場の環境づくりにも、配慮して参りたいということを思っているところでございます。

今ほど、一般職員についても、報酬等のご指摘がございまして、そういうことも含めて、環境づくりにどのようにするか検討して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

●議長

(10時19分)

石川議員。

●2番

今、北海道新聞で、「北の首長たち」という特集が組まれており、今年1月13日に

は北町長の特集が掲載されました。

その中で町長は、現場での改革を積み重ねた人であり、その原点は、「地域のことは地域で行う」との政治信条であると書かれてありました。

正に消防団は自らの地域は自らで守るという信条に基づいて活動しております。

その消防団の中に、役場職員が参加をして一緒に地域を守るという事は、今後、町民の皆さんの自治意識を一層高める大きな手段となるのではないかと考えております。

また、役場職員が消防団として活動することは、地域防災の推進を図る上で、地域の住民からも理解を得やすくなると共に、現在、消防団員を派遣されている事業所を含めた町内各企業の一層の御理解が得られる、更なる参加を促すとともに、農業者の皆さんの参加にも繋がるのではないかと考えております。

そして、職員の皆さんにとっても防災行政の一層の理解促進に繋がる事に加え、何よりも町民との一体感を感じながら仕事に従事する満足感が得られるのではないかと考えております。

更に、これから奈井江町においても人口減少や過疎化、高齢化が進むのは否めない事実であり、働き盛りの役場職員が自らも地域防災の担い手として参加する事は、町にとっても、住民にとっても、行政にとっても、大きな意義があると思います。

今、消防団の定員を満たすことは町の安心、安全のため、緊急な課題であると私は思っております。

是非、職員の皆さんに自ら消防団員となり地域防災の活動をして頂くよう、更に勧めて頂きたいのですが、もう一度ご答弁を頂きたいと思います。

●議長

(10時21分)

町長。

●町長

先ほど答弁したとおりでございますが、基本的には、町職員としての役割というのは、町民の生命、財産を守るということで、様々な活動が要求されるわけでございます。

その中の1つとして考えていきたい。

これは、あくまでも任意でございますから、強制的にこれは出来るものではございません。

そういう環境づくり、雰囲気づくりをどういうふうに作っていくかということも含めて、今後検討していきたいというふうに考えておりますし、今、お話ございましたように、役場の職員も自ら町民と一体になって守ることが、非常に大事なことで、こういうふうに考えておりますから、そういう意識改革についても、大変重要な役目を果たすだろうと、こういうふうに考えておりますので、いずれに致しましても、内部にこれらのことを論議しながら、協議していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

●議長

(1 0 時 2 2 分)

石川議員。

● 2 番

冒頭に申し上げたように、私はこの消防団を中核とした地域防災力の充実、強化に関する法律によって、地域防災力の充実はもちろんでございますが、消防団の充実も一層進んでいけばいいと考えております。

これが、少しでも消防団への参加を促進するということに繋がれば町の防災力が高まって、町民の理解も得られるんじゃないかとそう考えておりますので、よろしくお願い致します。

これで、私の質問を終わります。

●議長

以上で、石川議員の総括質問を終わります。

(1 0 時 2 3 分)

(2 . 1 番遠藤議員の質問・答弁)

(1 0 時 2 4 分)

●議長

総括質問を続けます。

遠藤議員。

(1 番 登壇)

● 1 番

おはようございます。

第 1 回の定例会のご出席、大変ご苦労さまです。

本日は、3 点、町長に質問させて頂きたいと思います。

1 点目は、防災対策について伺います。

奈井江町では、一昨年より災害による備蓄品を計画的に整備を行ってきております。

阪神淡路大震災を機に建築基準法が改正され新耐震基準が導入され、建物の耐震の強化が図られるようになりました。

防災の安全な町づくりを、現状の中でどんな事が必要なのかを考えてみると、災害の発生を最小限に抑える、被害の拡大の防止をするという事がとても重要ではないかというふうに思いました。

参考までにいくつかちょっと考えてみました。

1 点目として、被害を最小限に抑えるには、日頃より、施設の整備や安全点検の徹底が重要であること。

2 点目に、地震や豪雨、台風、様々な災害に備えて、観測の体制を整える、また消防

団や住民を中心に防災力の強化を図っていくこと。

3点目に、防災計画を作成する上で女性の参加も重要であるということ。

それと4点目に、ハザードマップなどの作成をし、災害の危険性を地図に表し住民に分かりやすく知らせることが重要かと思います。

それと5点目に、避難訓練は全町民の参加で行い、身体で覚えることが重要ではないかというふうに思いました。

そういうことを踏まえて、2点、町長に伺います。

1点目として、奈井江町においては、新建築基準法が改正される以前の住宅の状況だとか、ライフラインの耐震化についての強化がどのようになっているのか伺います。

2点目に、農村地区では、避難所として、コミュニティ会館が指定されておりますが、ちょっと例にとって、白山地区の場合を考えてみた時に、子どもから高齢者の方全てが、このコミュニティ会館に避難するとなると、83人の人数が会館に全部避難しなければならないということになると、147㎡の大きさの会館です。

その建物の中に、全員が入るとなったら、総体的に、その広さと人数の関わりというのが、その辺どんな感じになるのかなという思いがありまして、総体的にどうあるべきなのか、また他の会館についても色々考えていかなければならないのではないのかなというふうに思いまして、これらのことを町長に伺いたいと思います。

●議長

(10時27分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答えして参りたいと思います。

防災対策についてということでございますが、1つは、住宅や、ライフラインの耐震化がどのようになっているのかということでございます。

2つ目は、農村地区コミュニティ会館が収容人数に対し広さが十分でないため避難場所として、どのように考えているのかということかと思えます。

1つ目の防災対策でございますが、住宅や、ライフラインの耐震化については、町内には、昭和56年の耐震基準移行前の住宅が1,100戸ほどございまして、昨年5月に耐震診断及び必要な耐震改修を行うよう、建て主に対し努力義務を課されたところでございます。

また、一方で、奈井江町は今年「リフォーム助成事業」「住宅の新築に対する助成」「既存住宅の除却費助成」に取り組んで参りますので、それぞれ広報紙を通じて、住民周知を図って参りたいと考えているところでございます。

次に、ライフラインについてでございますが、水道や下水道などについては、そもそも耐震補強が出来ない作工物でありまして、被災後、速やかに必要な支援を行って参りたいと考えております。

また、電気の供給については、奈井江町は、砂川市側と美唄市側からの2系統による電力供給が行われているため、万が一の場合でも、復旧が早期に完了すると伺っているところでございます。

加えて、町では、新年度予算計上分と合わせて、6台の発電機を購入致しまして、拠点となる避難所において、電力復旧までの間についても電灯やストーブなどが使用出来るよう、電力確保に努めてきたところでございます。

次に、2つ目でございますが「避難所としてのコミュニティ会館の位置づけ」でございます。

連合区の会館を一時的な退避の場として利用することは可能と思いますが、避難所として活用する場合には、全ての会館を建て直さなければなりません。

大変難しい状況にありますし、これ、やるとしたら、計画的にやらなければいけないと思うわけでございます。

大型の地震があった場合には、避難誘導や備蓄品の供給など、効率的な支援を行っていくためにも、耐震化がなされ、多くの町民が避難できる学校、体育館、みなクル等を拠点施設として誘導して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時30分)

遠藤議員。

●1番

先ほど町長の答弁より、お話頂いて理解致します。

1点目の住宅の状況やらライフラインについてなんですが、防災の安全な町づくりにはまだまだこれ以上にまだ重視しなければならない項目が沢山あります。

備品については、他の市町村でも予算的なことも含めて、整備されていないところも多くあります。

でもこの奈井江町においては、ものによっては、多少、多いだとか少ないだとか、そういったものもあるかもしれませんが、一昨年より少しずつ整備をされているということで安心をしております。

2点目についてコミュニティ会館の避難所についてですが、所によっては避難所となる場所に最低限の備蓄品を備えてくれるとありがたいのになという、そういった声もあります。

財政的にも先ほどの町長の答弁の中にもありました。

全ての会館を整備していくということは、とても困難な状況でもあることもよく分かります。

1年1年ちょっとそこそこのコミュニティ会館の点検を図りながら、1つずつ、ちょっとクリアしていったらありがたいかなというふうに思いました。

また、ハザードマップの作成なんですが、町民の方々の参加の下、実施が出来るとい

いのではないかなというふうに思いました。

今後に向けて、縦横の連携の強化を図りながら、町民が安心して住める町づくりをお願いしたいというふうに思いました。

2点目に入ります。

観光の振興についてということで、奈井江町の観光においては、素晴らしい資源を持ちながら、十分に活かされていないのではないかなというふうに思いました。

にわ山自然公園も毎年多くの経費をかけて整備をしてきております。

特に、桜の開花の時期を目がけて、私も行ってみたら、とても素晴らしい景観に、心が癒されるほどでありました。

反面、そこを訪れる人がなく、とても寂しい思いをして帰ってきました。

町中で、案内板の掲示がない、またPRの看板もないということで、これは、素晴らしい、こういった見所があるのに、もう少し何か手を掛けてもらえるといいんじゃないかなというふうに思いました。

奈井江の貴重な観光地だと私は認識しておりますが、道の駅や、交流プラザみなクル、また、ないえ温泉からのこういった所の発信も重要ではないかなというふうに思いましたし、また、その他イベントだとか、また施設などについても町内外への情報の発信が重要であり、そして奈井江の観光事業としてもPRの強化が必要でないかなというふうに思います。

観光振興に対する町長の考え方を伺いたいと思います。

●議長

(10時34分)

町長。

●町長

遠藤議員の2つ目の観光の振興ということでございますが、全くその通りでございます。桜を見たら本当に心が癒される、素晴らしい桜の環境でございます。先輩各位が築き上げたことを大事にしながら、観光資源としていかなければいけないというふうに思いを寄せているところでございます。

特に、にわ山森林自然公園やないえ温泉などの自然資源、あるいは道の駅など、施設を活用して、町観光協会との連携の中で、取り組みを進めて参りました。

また、北海道、中空知広域市町村圏組合との連携で、町民組織にもご参加を頂き、各種イベントにおける特産品の販売なども進めてきております。

にわ山森林自然公園などの観光案内看板の設置、あるいは、他の施設についても、更なるPRが必要とのご指摘であります。にわ山森林自然公園については、現在の取り組みでは、桜の開花時期に、観光協会による「ふれあいの森・山開き」が実施されているのは、町と致しまして、桜の開花情報について、「JRネット・季節情報センター」を通じながら、毎日、インターネットで情報を配信しております。

また、公園の利用につきましては、「町民歩こう会」のほか、夏場には、町外からもキャンプカーなどを利用致しまして、家族連れでご利用を頂いております。

「町なか」からの案内看板等については確かに不足していると考えておりますが、サクラの開花時期にあわせて、国道・横断歩道橋への横断幕の設置や、道の駅、今、お話しございましたように、みなクルを活用したPRなど、通行車両をにわ山に誘導する工夫を検討してみたいと考えております。

この他、観光振興の取り組みと致しましては、町の観光協会では、奈井江商業高校とタイアップ致しまして、ホームページ作成に取り組んで頂き、本年1月24日から、特産品・観光マップなど情報を新たに掲載して頂いております。

町と致しましては、10月に開設した、みなクルの交流サロンで、モニターを通じて、PRを開始しておりますが、本年は、北翔大学との共同事業で、町の産業や自然を織り込んだ、動画の作成に取り組んで参りたいと思います。

また、ないえ温泉についても、民間の運営の中でございますが、集客に努力され、また施設備品の更新などを経営責任の中で実施して頂いておりますが、多額の経費が必要となる屋根塗装についても、施設を適切に維持して行くために、本年、町の事業として、これを実施して参りたいと思います。

これは、質問の中でありませんでしたが、担当の方でこういうふうに書いてますので、ご理解頂きたいと思います。

このように、観光に関しては様々な課題や実績がありますが、今後も、商工会、観光協会との連携を密にしながら、町の活性化に繋がるよう、取り組みを進めて参りますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時38分)

遠藤議員。

●1番

ありがとうございました。

私がもう15年ぐらい前に、物づくりを始める頃に、ある町民の方が電話をくれまして、奈井江のPRに1つ提案したいということがありまして、どんなお話なのかなということでもちょっと耳を傾けていましたら、「何も無いのが奈井江なんだ」ということを言われまして、それを宣伝文句にしたらどうなんだと、そんなことを言って下さった方がいたんですが、それはあまりにも寂しすぎる、やはり、ずっとそれから奈井江の観光というのは何があるのかなというふうにはずっと私は思ってきたんですが、特に、先ほど、町長、ないえ温泉の話もされましたけれども、ないえ温泉近くの森林の一角を、森林浴が出来るだとか、遊歩道が出来るような何かそんなような開発が出来ないものかと。

あと、農村の景観だとか、歴史だとか、伝統や文化、そういったものを、足元の地域資源を活かして新たな観光に何か結び付けていくことは出来ないものかと、ずっと私は思ってきましたけれども、そういったところで町長のお話を聞きたいなと思っておりますが、お願い致します。

●議長
町長。

(10時39分)

●町長

今、お話をしましたように、PRのために色々な各種取り組みをしなければいけないと。

町民の方が「何もないえ」というところからですね、それもPRの1つ。

ちょっとやっぱり議員のいう通り寂しいような気が致します。

そして、遊歩道については、にわ山森林公園から降りる所がございます。

そういったことも十分町民に周知したり、町内外に宣伝するような努力をしていかなければいけないということでございますし、また、今、色々なアイデアを話されました。

色々な角度から検討していきたい、するというわけではございません、直ちに行うということではございません。

色々な角度から物を見ながら、地域資源を本当に活かした観光をどういうふうにしていくかということを含めながら、考えていかなければいけないとこういうふうに思いを寄せているところでございます。

よろしくお願いします。

●議長

(10時40分)

遠藤議員。

●1番

町長の答弁で理解致します。

将来に向けて奈井江の特徴のある観光事業の強化に努めて頂きたいというふうに思っ
て、この質問を終わります。

3番目に、地域の支え合い活動について伺います。

住み慣れた町で安心して暮らすために、地域の町民同士が繋がりを持ち、高齢者や、障がい者を地域で支え合う仕組みが重要になっております。

2月27日の道新で、高齢者の見守りの強化を図るとの事で高齢者の情報を提供し、社会福祉協議会また町内会、そして民生委員の方々が共有し高齢者を支えるとの内容でした。

今後、高齢者や障がい者の方々が安心して暮らせる体制づくりが、一歩近づいたのかなというふうに感じました。

1つ目として、地域で支え合う仕組みについて具体的な内容を伺います。

2点目として、提案もあるんですが、地域の支え合い活動の取り組みが、掛け声だけで終わることなく、高齢者と暮らすために地域や家庭の中で役割を持って生活していくことが重要だと思います。

高齢者の経験や知識を活かした活性化づくり、高齢者個々の心身両面における健康の保持、または、健康保険料の抑止にも効果があるのではないかとこのように思っており

ます。

これらが地域全体の活性化にも繋がっていけばというふうに思っております。

これまで高齢者は、支えられる側という感じでしたが、反対に地域を支える、もしくは、世代を超え皆で支え合う、地域社会を支える担い手という観点から、高齢者の居場所づくりも重要ではないかというふうに思いました。

ちょっと些細な事になりますけれども、会合だけにしか使われていなかった、それぞれの地域にある会館を有効活用し、コミュニケーションの場として地域の支え合いや、繋がりを持つ場にするこゝも、とても重要ではないかと思ひます。

高齢者と地域が共に輝く健康と福祉の町ないえで、私はあつてほしいと思ひます。

これらを含め、町長に答弁をお願い致します。

●議長

(10時43分)

町長。

●町長

地域の支え合い活動についてということですね、色々な事例を交えながら、大変参考になることをお聞かせ頂きました。

ありがとうございます。

高齢化がますます進む中にありまして、「地域での見守り、声かけ、支え合い活動」や「災害時の避難支援」など住民どうしの繋がり的重要性が増す中にありまして、連合区長会議においては、「支援活動を行いたい、そこに住んでいる人が、誰だか分からず、声かけられない」といった意見も寄せられ、個人情報保護条例が、障害になっているのも事実でございます。

そこで、町民みなで、高齢者や障がい者を支援していくため、新たに「高齢者等支え愛条例」を制定致しまして、個人情報保護条例の規定に関わらず、支援を必要とする人の氏名、住所、生年月日を含めての年齢、そして性別といった4情報についてのみ、地域で支援を行うことを目的に、本人の同意なしで共有しようとするものであります。

支え愛条例の目的は、台帳整備がゴールではなく、高齢者支援ネットワーク懇話会の中で、「最後は、身近にいる人同士、地域の支え合いが必要である。大切である」との議論が象徴するように、それぞれの地域地域で、時間は要するかもしれませんが、町民が、互いの存在を認識し、住民が主体的な活動を行っていくための、仕組みを作っていくために制定するものでございまして、役場の担当課はもちろん、社会福祉協議会も含めた、横断的な支援を行って参りたいと考えております。

もう1点、先ほど遠藤議員から、「様々な場所、機会を通じて、支え合い活動を実施しては」とのご提案がございました。

みなクルや各会館等、場所のいかに関わらず、今後とも地域の住民が主体となって進める仕組みについて、活動について、支援をして参りたいと考えております。

どういう仕組みが良いかと、そして本当におっしゃる通りですね、各会館が集会ももうあまりしなくなってきたんですが、みんな集まる機会も少なくなってきました。

まさに、高齢者が逆に支えるという場面もありますし、そういう人こそ、本当に元気である、いうことも含めて、今ご提案のあった、どういう仕組みをつくるかということで、今、色々イメージ、頭の中にありますけれども、大変良い提案をして頂きました。

いずれにせよ、自主的にそういう活動出来る、まさに保健、医療、福祉に関する、今、盛んに国が地域包括ケアシステムと言っておりますが、それがもとでございしますから、そういうことも含めて、今後、内部で十分検討して、またご意見を頂ければと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時47分)

遠藤議員。

●1番

ありがとうございました。

地域で支え合う仕組みについては、支え愛条例をもとに、おもいやり課、また、まちづくり課、そして健康ふれあい課との連携がとても重要であるというふうに私も思っております。

今後、そういったところで色々な連携を取って、高齢者、そして障がい者を支えていくという部分で期待したいと思います。

それと、支え合い活動がただの声掛けだけでなく、やっぱり一歩外に出る、出てもらう、そんな機会も増やす、今の高齢者の人たちもとても元気な人たちが大勢いらっしゃいますので、外に出る機会を多く作って、話す、食べる、そして、手先を使って何かをするだとかという楽しみを持ちながら、人と触れ合って、生き生きとして暮らして欲しいなというふうに願っております。

今後に向けて、高齢者と地域が共に輝く、そして健康と福祉の町ないえを、今後期待していきたいと思って、質問を終わります。

●議長

遠藤議員の質問を終わります。

(10時48分)

(3. 7番笹木議員の質問・答弁)

(10時49分)

●議長

引き続いて、総括質問を続けます。

笹木議員。

(7番 登壇)

● 7 番

どうも皆さん、おはようございます。

7 番笹木利津子です。

先の通告に従い、町長・教育長にお伺い致します。

始めに、「健康づくりの推進について」効率的な保険事業で、医療費適正化に効果があるとされる、レセプト・健康情報等を活用した「データヘルス計画の推進」について、町長にお伺い致します。

国民皆保険制度が発足し半世紀が経過する中、国民すべてが何らかの医療保険制度に加入し、必要な時に必要な医療が受けることが出来る仕組みが整いました。

皆保険制度の枠組みは、多くの制度で構成されておりますが、地域保険の市町村国保と後期高齢者医療制度は、給付費を賄うため保険料負担のほかに約 5 割の公費が投入され、後期高齢者の財源の約 4 割は現役世代からの支援金が充てられています。

ですが現在、少子高齢化をはじめ、多くの社会環境の変化の中、少ない現役世代で、多くの高齢者の医療費を賄い続けていく事が大きな課題であります。

こうした状況の中で「保険者機能の発揮」が強く求められております。

特に、各保険者が実施する「保険事業」の重要性が高まっております。

この「保険事業」は、加入者の疾病予防や早期発見、健康づくり支援の教育・相談・保険知識を広める PR など、幅広い分野にわたり、また平成 20 年度から義務付けられた特定健康診査、特定保健指導も、保険事業の大きな柱になっております。

このように大きな期待がかかる「保険事業」ですが、実施には相応の費用が必要で、保険者にとっては厳しい財政状況の中で、事業の縮減が余儀なくされるという実態もあるようであります。

昨年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「国民の健康寿命の延伸」というテーマの中で、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、保険者が保有するレセプト、診療報酬明細書や特定健診・特定保健指導などの情報を活用し、加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防につなげる「データヘルス計画」の策定が盛り込まれております。

まずは全ての健康保険組合がデータヘルス計画を策定し、27 年度から実施することを目標に、保険事業の実施に関する指針を改正する事とし、それとともに市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとしております。

厚労省は、新年度予算・概算要求において、データヘルス計画の作成や事業の立ち上げを支援し、また市町村国保等が同様の取り組みを行うことを推進するための予算として 97 億円を計上しました。

25 年度当初予算が 2 億 9 千万ですので、力の入れ具合が分かる予算付けと言えます。

昨年 9 月、すでにデータヘルスに取り組んでいる保険組合と協会健保などの「事例集」が厚労省より公表されました。

一方、自治体においても、積極的にデータヘルスを導入することによって、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットになると思います。

その先進的な事例が広島県呉市です。

町長、また担当職員の皆様も既にご存知かと思いますが、レセプト、診療報酬明細書の活用によって医療費の適正化に成功している「呉方式」として注目を集めております。

私も今回の質問に当たって、この呉方式について資料を調べてみました。

呉市は人口約24万人ですが65歳以上の人口比率が31%に上り、同規模人口の都市では、高齢化比率が全国1位。当然医療費も全国平均より4割も高い状況でありました。

そこでまず着手したのが、国保加入者へのレセプトのデータベース化です。

患者の医薬品・医療内容を掌握し分析した上で、ジェネリック医薬品の利用促進を図った結果、今年3月までに薬剤費の削減額累計は5億円超になりました。

ただし、こうした方法を取るには、行政と医師会との協力関係がカギになる様であります。

全国各地から多数の行政関係者が呉市の成功の秘訣を探ろうと視察に訪れているようですが、その多くが医師会との連携構築に悩んでいるとの事です。

いずれに致しましても、75歳以上の人口が急激に膨らむ2025年以降に向け、持続可能な医療制度の構築を急がなくてはいけない時期に来ていると思います。

奈井江町においても、様々な施策を実施して頂いている中で、特に、町民の健康づくりの推進に対して、町長の構想のもと関係職員の皆さんの努力での事業展開は大いに理解致しておりますが、医療費適正化に向けた、「データヘルスの活用」について、町長も既に何かしらのお考えや構想があるかと思い、今回の質問とさせて頂きましたので、町長のお考えをお伺い致します。

●議長

(10時55分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員のご質問にお答え申し上げていきたいと思いますが、データヘルスの問題で、時の問題でございます。

そして、医療費が高騰すると、ただ、地域においては、確かに医療費が高騰してることは事実でございますが、その中で、医師がいない、看護師がいない、これが基本になって、地方はぐらついています。

したがって、そういうことから言いますと、その基本が、どういうふうに、受け皿としてやっていくかと、医療費適正化についても、そういう観点からも、厚労省でこういうデータヘルスの関係を見るのも大切でございますが、医療費アップについては、医師がいない、何も無い、設備だけはしたということで、大変自治体が困っているということも現状であるということも、共有の認識だと思います。

データヘルスについては、厚生労働省が平成20年度からの特定健診の統一データを

活用するとともに、レセプト電子化の推進に基づきまして、全ての健康保険組合に対して、レセプト等のデータ分析と加入者の健康保持推進に向けた事業計画の作成等を求めることを目的に推進している事業でございます。

この事業の推進については、平成25年6月に閣議決定されまして、平成26年度から一部の健康保険組合が、モデル的に計画を作成致しております。

その上で、全ての健康保険組合に対し、仮称ですが「データヘルス計画」の作成や公表、事業実施、評価等の取り組みを求めると共に、市町村国保についても、同様の取り組みを推進することが示されております。

これを受けまして、既に、国保連合会では、国保保険者であります市町村に対し、より効率的、かつ効果的な保健事業の実施をサポートするシステムと致しまして、「特定健診・特定保健指導」、後期高齢者を含む「医療」、「介護保険」等に関わる各データを個人単位、市町村単位で検索、出力できる国保データベースシステムを開発致しまして、希望する市町村に本年3月から情報提供を開始することになりました。

本町と致しましても、個別の健康相談や地域の現状把握、健康課題の分析等に活用するため、システムの導入を行うことにしております。

今後は、このシステムを有効に活用しながら、健康づくりの推進と医療費の適正化に繋げて参りたいと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時59分)

笹木議員。

●7番

今ほど町長から答弁を頂きました。

奈井江町においては、今も町長おっしゃった通り、医師、お医者さんの確保、それから看護師さんの確保、本当にお医者さんがいなくてやむなく病院を閉鎖するというような自治体も多くある中、町長の努力で、私たちが安心して国保病院に行き、また、今回の質問とは違いますが、様々な個人病院との連携も含めて、町民みんなが安心していつでも良い形で医療を受けられるという状況に今、奈井江町があります。

その部分に対しては本当にそこまで来るまでの努力に心から感謝をしているところであります。

今回、呉方式、私、実は削減額に驚きまして、どんな方法なのかということで、本当に呉の資料も調べてみましたし、様々な資料を見る中で、少しでも削減に繋がる方法があるんだなという思いの中で、今回、私自身が、またこの中から勉強させて頂きました。

実は、呉方式といってもここに来るまでには相当大変だったみたいで、まずは行政と医師会との連携がなかなか取れない。当初は、先生方の、医師会の方からも混乱状態があった、そういう状況。

また、医療品の診療内容とか掌握もしたり、分析もしたり、ですから点検作業を行うスタッフを沢山抱えなくては行けない。また、先発薬品から後発薬品、ジェネリックへ

切り替えた場合の負担軽減の為の差額を、利用者の方にそれぞれ通知を出して、そこから、その受診される方の認識を高めてもらって、了解、納得を頂いての、状況、それから特に訪問指導で、今またどの町もそうですけれども、高齢者の方だけが住まわれている、独居で住まわれているという不安を沢山抱えている市民、町民の方がどこの町にもいらっしゃいます。

そんな中で、訪問指導が大変大きな役割を果たして、不安が為に過度に病院に行ってしまったりと、受診をしてしまったりとか、また、同じような薬を色々な病院から貰って、重複して飲んでしまったりとか、というところの点検、そこら辺の抑制ですよ。

そういうような、本当にこれら全てのことをクリアして、薬剤費の合計の削減に繋がったということを、今回、私自身も勉強させて頂いたんです。

すぐ、じゃあ奈井江町としてどうなんだということではなくて、今後、なお一層、医療費、適正化に向けて、今まで、今やって下さっている施策と併せて、またそういうことも考えて、やって頂ければなという思いの質問です。

●議長

(1 1 時 0 2 分)

町長。

●町長

お話しした通りでございまして、広島県呉市ですね、改革的な、抜本的なことをやりました。

私もそれ承知しております。

そして、その中身を勉強させて頂きました。

後発薬品を使うだとか、ジェネリックを使うだとか、こういうことも含めて、医師との対話が非常に大切でございます。

そして、合わせて言えることは、戸別訪問しながら、どう指導していくかということも含めて、やらなければいけないということでございますから、それに向けて、奈井江町は、連携している。

そして、保健・医療・福祉をそれぞれの課が1つにまとまっていると、こういうこともありますから、やろうと思ったら非常にやりやすいという面もあります。

ただ、医師との対話ということについては、我々やっぱり専門知識を持っておりませんし、そういう意味では、今後、協議を重ねながら、どうやって医療費の適正化をし、そして、その中で安心してかかれ、病院にしていこうかと、医師の協力ももちろん必要でございますが、我々の努力がよりまして必要になってくると、こういうふうに思っておりますから、奈井江町に住んで、安心・安全だという体制づくりに、医療費の適正化ということが今後、地域包括ケアシステムを含めて、出てくる可能性が非常に高いわけですから、これもやはり交付税に今後影響してくると、こういうふうに思っておりますから、そういう点で十分チェックしながら検討しながらやっていきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

●議長

(1 1 時 0 4 分)

笹木議員。

● 7 番

本当に医療費適正化、町民が安心して健康づくりに励んで、そして元気で一日でも長くこの町で生活して頂けることを、今の町長のご答弁を聞いて確信をさせて頂きましたので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入らせて頂きます。

次に、読書意欲を高める取り組みの推進、「読書通帳」の導入について教育長にお伺い致します。

近年、活字離れが指摘される中、読書に親しんでもらう取り組みの一つとして「読書通帳」を導入する動きが各地で見え始めております。

この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことにより、子供を中心に、読書への意欲を高める効果が期待されます。

読書は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠く事の出来ないものであると思います。

子供読書の実態を見ると、平成23年度における1カ月の平均読書冊数は、小学生9.9冊、中学生3.7冊、高校生に至っては1.8冊という結果であります。

この結果から中学生以降、読書量が急激に低下していることが分かります。

また、学校図書館における図書標準の達成は、小学校で50.6%、中学校では42.7%と5割を切っております。

このように、子供の読書活動に対する期待は大きいものの、実態としては学年が上がるごとに読書量が低下しており、期待する効果が十分に得られておりません。

これまでの図書館のシステムは、資料の検索や貸し出し管理を中心とした役割を担うために導入され、管理面での負荷の軽減効果はありました。

しかし個々の読書履歴との連動した取り組みはされておりません。

昨今、図書館において、既存のシステムを活用しながら、プライバシーの保護を踏まえ、読書履歴を記録する「読書通帳」が採用されております。

事例を一つ上げてみますと、昨年9月、北陸で初めて読書通帳システムを導入した富山県立山町では、自動貸し出し機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると借りた本の「タイトル」「著作名」「貸出日」が記帳される仕組みとなっております。

今年1月の登録者数は600名を超え、そのほとんどが町内の小・中学生で、好評な取り組みとして利用されているようであります。

また、立山町の取り組みの特徴として、行政と学校が一体となって進めたことがあげられます。

小中学校の教員に読書通帳の取り組みを理解してもらい、読書通帳を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ます事で、より高い効果が出たようです。

また、奈井江町としては馴染まない点かも知れませんが、この立山町の場合、取り組みに賛同してもらった地元銀行が、通帳製作費を負担してくれたり、地元団体からの寄付を活用し、読書通帳機を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組んでいることも大きな特徴であります。

文科省が事業委託した推進事業の実績報告書があります。

調査対象の中学校で読書通帳を導入したところ、学校図書館への来館者が約３倍に増えたという記載がありました。

現在、奈井江町においても読書推進を図るため、様々な取り組みが行われておりますが、習慣的に本に触れるという状況にはなかなかないと感じます。

読書通帳の導入は、すこし長い目で考えると財政負担を抑えた効果的な取り組みになると思いますし、何より、この町で生まれ育つ子供たちの「人としての心の豊かさにつながる」大事な施策と考え、この質問とさせて頂きました。

「読書通帳」の導入について、教育長にお伺い致します。

●議長

(1 1 時 0 9 分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

定例会のご出席大変ご苦労さまでございます。

只今、笹木議員よりご質問のございました、図書館利用の促進に伴います読書通帳の導入ということについて、お答えを申し上げたいと思います。

図書館の利用促進につきましては、利用者のニーズ、本のリクエスト等々、お応えをしながら図書の充実を図り、広報紙、または学校を通じてPRに努めているところでもございます。

また、移動図書ということで、定期的に、みなクルを始め児童館等に出向きまして、町民や子供たちに身近に読書を親しむ機会の提供にも努めているところでもございます。

図書館においては、主に子供を対象ではございますが、「お楽しみ会」などの行事を企画をし、子供の頃から図書館に親しみをもち、読書への習慣化に繋がるよう、これについても努力をさせて頂いております。

更に、来年度は、学校と連携をし、子供の読書意欲に繋がる取り組みも行っていきたいというふうに考えてございます。

ご質問の「読書通帳」の導入でございますが、このことにつきましては、「銀行の預金通帳」と同じ形状、そして、書籍を借りた後に専用の機械に通帳を差し入れると、貸出日、または書籍名が印字されるという仕組みで、全国で数ヶ所導入されているというふうにお聞きをしております。

これを導入することによって、過去に借りた本が一目で分かることから、図書館の利

用や読書推進の一助となることが期待をされているということでもございます。

現時点においては、このシステムの導入については、予定はしてございませんが、図書館管理システムの更新時等々の折りに、利用拡大の効果も含めまして、検証または検討して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 1 時 1 2 分)

笹木議員。

● 7 番

答弁をありがとうございます。

思えば、私、平成 1 5 年に議員になりまして、多分、第 3 定だったと思うんですが、議員となって初めて質問をさせて頂いたのがブックスタート事業の推進なんですね。

林教育長だったと思うんですが。

当時は本当に少年の重犯罪が多くて、幼少期から本に触れるということの大切さが全国的に改めて、見直されていた時期でもあります。

提案から実施して頂くまで約 5 年ほど掛かりましたけれども、現在は図書館の事業として幼児に、乳幼児にブックスタートの事業として頂いております。

今ほど、導入自治体の事例もお話をさせて頂きました。

立山町の事例では、自動貸出機に読書通帳の購入を入れると、予算的には 2 0 0 万以上の費用が掛かるということです。

ただですね、それが高いと捉えるか、安いと捉えるか、本当に難しい部分だと思うんです。

費用のことを考えてみますと、例えばこういう事例もあります。

小学生に 1 人 1 冊ずつ、冊子ですけれども、子供読書通帳を配布して、その読書通帳に、図書室で読んだ本、図書館で読んだ本、また家にある本、読んだ本を 1 冊ずつ、自分で読んだ本の題名を自分で記入をして、この読書通帳を図書館なり、また移動図書なり、とにかくカウンターに持っていくと、ハンコを押してもらえます。

このハンコを 5 0 個たまると、図書館から特製の紙のですね、本に挟むしおりが貰える。

でも、これもまた、私、素晴らしい事例だなと思ったんです。

本当に経費を、ある意味かけないで、でも、どうやったら今の子供たち、本当に、活字離れどころか、私の孫も 7 人とも、家に 7 人いても騒がしくないんですね、お正月なんか。

何やって静かだと思ったら、全部これです。

本当に今のコンピューターゲームで、シーンとしてやっているんですね。

ですから、やっぱりここの自治体もこの事例も、何とかして子供たちに本に近付けたという思いの中から出た、この施策じゃないかなと思います。

間近に 4 月 2 3 日子供読書の日を迎えます。

毎年、町としても事業が実施されているんですが、実態はというと本当にごく限られた人数の参加で、この読書の日を迎えている。

私、もったいないなと思うんです。

問題は、この４月２３日が子供読書の日なんだという認知度がどうなのかという部分ですね。

知っているのか。

そこで、出来れば、PRをして頂くという方法で今までずっとやって頂いているんですが、いかんせん、なかなか興味を持って来て下さらないという状況がある中で、出来れば小学生全体を巻き込むとか、中学生全体を巻き込むとか、そういう子供読書の日を、何かしら、イベントといったらおかしいんですけれども、４月２３日が奈井江町の子供が子供読書の日なんだよって、分かるような施策、こんなことも考えて頂けないかなと、そんな思いもあります。

教育長に再度、質問致します。

●議長

(1 1 時 1 6 分)

教育長。

●教育長

只今の色々のご提案等々、大変ありがたくお聞きをさせて頂きましたし、議員おっしゃる通り、本を読むというのは、基本中の基本でございますので、私共と致しましても執行方針等でお書きをさせて頂きましたが、特に読書の推進については、今後、力を入れていきたいというふうに考えてございます。

特に、その背景ということでございますけれども、昨年、実施を致しました全国学力状況調査等で、これアンケート調査を実施しておりますが、私どもの小学校６年生の状況でいきますと、１日当たり全く本を読まないというのが全体の４割近くという状況でございますし、これを全国平均でいきますと約２倍弱という状況でございます。

そういったところから、やはり私どもの子供、全体とは言いませんが一部だとは思いますが、そういう状況もあるということから、執行方針にも書いてございしますが、特に学校との連携強化、これを推進して、そういった対応をしていきたいというふうに考えております。

まだ具体的には、これからうちの図書館と学校との協議を進めていきたいと考えてございますが、そういった中で、今年は、ちょっと間に合わないのかもしれませんが、ということで、来年度以降の取り組みということで今、お話しのございました子供読書週間をどのように学校とタイアップして進めていくか、今後、検討していきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(1 1 時 1 8 分)

笹木議員。

● 7 番

今ほど、教育長から全国学力テストの状況の中で、読書の部分ですね、小学校 6 年生が全く読まないが 4 割、でも、これはやっぱり「どうして読まないの。」じゃすまないことじゃないかなというふうに思ってます。

それで、本当に興味付け、位置付けを、やっぱり周りの大人が、先生も含めてですよ、私たちもそうですよね。

私も十何年間、今、子供の読み聞かせもやっていますけれども、本に近づかせてあげるといふ努力を、私たち自身も頑張っていかなきゃいけないなと。

ちょっと聞くと、秋田県は大変学力の状況も高いんですが、本も読むんですね。

ですから、学力の状況と、読書をするというのと、ある意味ちょっと並行している部分もあるのかなというふうに思います。

是非、来年度から、再来年度ですか、新年度はちょっと難しいということですので、4 月 23 日、子供読書の日、期待をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

質問を終わります。

以上です。

●議長

以上で、笹木議員の総括質問を終わります。

ここで 11 時 30 まで休憩をはさみます。

(休憩)

(11 時 20 分)

(4. 5 番森岡議員の質問・答弁①)

(11 時 30 分)

●議長

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、総括質問を続けます。

森岡議員。

(5 番 登壇)

● 5 番

通告に従いまして、昨日提案のありました町政執行方針に対し大綱 3 件、教育行政執行方針に対して 1 件、質問させていただきます。

冒頭、本来、万全の体調で挑みたかったんですけど、昨日から、風邪悪化しまして、こんな状態で質問させて頂かなければならないことをお詫びしたいと思います。

それでは、1 つ目の質問でありますけれども、「奈井江町における防災対策」についてであります。

振り返りますと、私も何度となく、この場所で本当に町長に対し、町民の防災意識、

また災害時に対する対応、対策等、災害というものに対する認識を更に深めてもらうために全、町的な避難訓練の実施を何回となくお願いしてきた経緯もあります。

従前の町長の答弁の中では、「もしもの時、初動期では、地域住民が相互に助け合い、救助や避難誘導を行うことが被害の軽減に大きな役割を果たす」という認識の上で、更に「より実践的な訓練のあり方や、全町的な防災意識を高める処置について、どのようなことが出来るか広範囲に関係者と打ち合わせをしながら考えていきたい」というご答弁を頂いておりました。

それで、昨日の平成26年度執行方針の中で、防災訓練を実施すると述べられ、計画頂いたことに対しては、感謝を申し上げたいと思います。

思い返しますと、あの甚大な被害をもたらした、東日本大震災より、まもなく3年ですね、11日が近づくにつれまして、改めて防災や災害対策の重要性を痛感しているところであります。

町長への過去の質問の中で、地震のことを聞いた経緯がありまして、その時は、ゼロではないということですが、奈井江町においては、非常に大きな地震をもたらすようなプレートについては、可能性は低いというご答弁も頂いておりまして、地域性を鑑みても、津波ということについては可能性は低いと思って、これは奈井江町ですよ、それで、やはり心配されるのは、近年の異常気象が、異常ともいえないような現状ですけれども、突然の集中豪雨や落雷、それに台風や竜巻、今、冬ですけど大雪等の自然災害でありまして、これは本当にいつ発生してもおかしくない、今も雪来てますけど、そういうのが考えられる中でありまして、更に合わせて、大雨による水害や、本当にこれ去年も言ったんですけれども、一番心配な方に入ると思うんですけれども、冬に大雪で大規模停電になったらどうするんだろうという心配もありますし、そういう想定しうる事態は非常に現在ね、多様化している現状があります。

行政機関はもとより、町民も含めて、知識や万全の備えをすることはもちろん、知識・認識を深めていくことも本当に重要なことであります。

そこで、執行方針で示されました「関係機関・町民の皆さまのご協力により防災訓練を実施していく」ということに対し、前段、2名の議員からも、その部分に関して質問がございましたけれども、現在、計画されている、実施時期や、規模、それから関係機関、内容等の概要についてお伺いをしたいと思います。

合わせまして、今年度防災予算において整備される備品、備蓄等についても代表的なものをご答弁頂きたいと思います。

●議長

(11時34分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問に答えていきたいと思いますが、防災対策についてということで、防

災訓練の時期、内容、規模、関係機関等の概要について、2つ目と致しましては、26年度整備する防災備品、備蓄品についてということかと思います。

1点目の防災訓練の開催時期等でありますが、防災訓練の実施時期については、今後、各関係機関との連絡調整を図って参りますが、現在のところ、先ほどの答弁でも申し上げましたように8月下旬から9月上旬に実施したいと考えているところでございます。

災害想定と致しましては、町内で「震度5強の地震が発生した」という被害予測に基づきながら、自衛隊の協力を得た避難訓練、日赤奉仕団等による炊き出し訓練、先ほど申し上げましたが、消防や消防団、地域住民による消火訓練や被災者救出訓練等を実施したいと考えているところでございます。

次に、26年度に整備致します防災備品、備蓄品についてでございますが、備品については、避難所で使用する石油ストーブ、リヤカーのほか、北海道市町村振興協会の助成金を活用した車両の購入を行って参りたいと考えております。

また、備蓄品につきましては、アルファ米や粉ミルクといった食料品を始めと致しまして、寝袋や毛布に加えて、避難所において、プライベート・スペースを確保するための段ボール等、21品目の購入を行う予定でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時37分)

森岡議員。

●5番

只今、全町的な防災訓練ということで答弁頂きまして、非常に期待をしているわけですが、町長もご存じのように、去年、浦臼で、かなり大きな規模でやってまして、その規模の大小がどうということではないんですけれども、見習えるところは、これからの協議ということですから、是非、そういうのも検討して頂きたいなと思っているわけですが、僕の中で防災訓練について本当に重要なことだと思っているんですけれども、やはり多くの関係機関にも関わって頂くということと、町民も参加して頂けることが良いんだろうと、そして、その防災訓練に参加をしないというか、関わらない町民にとっても啓発することは本当に大事なことだと思ってまして、例えば、今、町長おっしゃったように、8月末か9月上旬に訓練があるとすれば、きっともって6月ぐらいから概要はかなり詰まってくるんでないかなと思うんですが、そういう時に、例えば広報などを利用して、全部決まっていづやりますという防災訓練のお知らせではなくて、町として、この災害対策が重要に考えているというようなことで、その計画を、煮詰まってきた、徐々にで結構なんで、そういう何か知らしめを是非して頂きたいなと思ってますし、また参加した人にとっては、記憶に残るような、イメージの話になりますけれども、そういう訓練にして欲しいなという希望がございします。

それと、備蓄品については今、先ほども答弁でありましたけど、従前から申し上げているように、こういう物を揃えたよということを是非町民に知らしめて欲しいと思います。

それで、冒頭の防災訓練について、この町民への啓発という部分も含めて、町長の考えを一つ再質問したいと思います。

●議長

(1 1 時 3 9 分)

町長。

●町長

今ほどお話しございましたように、出来るだけ早くですね、防災会議を開きながら、そして、町民への周知期間をきちっと設けながら、色々な面で、広報はもちろんでございますが、様々な面で広報をして、出来るだけ関係機関はもちろんでございますが、町民参加を促していきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解とご協力を頂きたいと思います。

また、備蓄品についても、今、広報できちっと知らせるべきでないかということもございますから、当然、これだけの物を揃ってますよということも含めながら、内容を知らせていきたいと、こういうふうに考えております。

よろしくお願いします。

●議長

(1 1 時 4 0 分)

森岡議員。

●5 番

防災訓練については十分理解をしたいと思いますし、応援したいとも思います。

予算的に、それからまた関係機関、色々な方が関わるという部分で、これは毎年出来ることではないので、今年、十分、綿密に計画を練って、成果のある訓練をして頂きたいと思います。

それでは次の質問に入ります。

2 つ目の質問でありますけれども、今年度、制度改正されます「奈井江町中小企業振興保証融資制度」ということについてであります。

この制度自体は、従前から実行されておまして、中小企業における金融機関からの設備投資や運転資金の借り入れの返済に対し、町より利子補給の支援があるという制度であり、いつから始められたかということは調べておりませんが、今までの多くの企業に利用されまして、商工業の振興に果たしてきた役割は非常に大きいものがあると思っております。

ただ残念ながら、ここ 2、3 年、それはもう経済自体も沈下している現状もありますし、この要件の中にある、この「連帯保証人」ということに関して、現状はなかなか厳しい状況があるんだろうと思われまして、予算は計上されておりましたが、なかなか新規の利用がなかったという実績があります。

毎年、予算委員会の中で、要項の改正については、2、3 年言わせて頂いた記憶もあるんですけれども、新年度より、より活用しやすい制度として、融資の充実を図ってい

くんだということが執行方針で示されました。

ご存知のように、4月からは消費税も上がるということで、商店街を始め、中小企業は更に厳しくなっていくのかなという危惧を非常にしているわけでありますけれども、今回の措置は、タイムリーであって、企業にとっても心強い一面もあると思います。

それで、説明資料も頂いているわけでありますけれども、今回提案されました「奈井江町中小企業保証融資制度」の、今、これから議会にかけられる、最終的には議決ですけれども、摘要とする改正内容について、町長にお伺いを致します。

●議長

(1 1 時 4 3 分)

町長。

●町長

森岡議員の2つ目の質問でございますが、「中小企業振興保証融資制度」についてということでございますが、中小企業振興保証融資制度についての新年度よりの実施される改正内容だと思っておりますが、今回の町保証融資制度の見直しにつきましては、近年の制度の申し込み状況を勘案致しまして、より利用しやすい制度となるようということで、町保証融資運営委員会においてご審議を頂きました。

また、商工会等からのご意見を集約した上で、改正案を提案するものでございます。

見直しの1点目と致しましては、現制度に「金融上の公共的な保証人」となる、「北海道信用保証協会付けの融資」を追加し、2点目は連帯保証人の取り扱いの見直しでございます。

今ほど、森岡議員も指摘がございました、保証人がいなくて厳しいという状況の中であるということでございますが、信用保証協会付けの融資に関しましては、償還が滞った場合には、信用保証協会と金融機関が代位弁済を行うしくみの融資でございして、この制度では、町のリスクも軽減されることから、審議委員会を省略致しまして、融資の迅速化を図る考えであります。

また、融資の申込みには、借入れ条件に基づきまして「保証料」が発生することから、利子補給に加えて、保証料の2分の1を助成致します。

更には、信用保証協会付けの融資の限度額を、最高1,000万円まで拡大しております。

また、従来 of 制度を活用した「連帯保証人」に関しましては、今回の検討を進める中におきまして、金融機関に対し、平成23年7月に国の監督指針が出されまして、「経営に無関係な第三者の連帯保証人が認められない」ことになりました。

この対応と致しましては、現在、金融機関で設定しております方法を用いて、法人・個人事業主、それぞれ条件を附して、連帯保証人を1名以上とする見直しを行っております。

従来から融資制度については、融資の相談があった段階で、町、商工会、金融機関の三者によりまして、事前協議を行った上で、審議委員会を開催致しまして、適切に融資が行われるよう取り進めて参ります。

以上が、改正の主な内容であります。地域経済が冷え込む中におきまして、商工会とも連携を強化しながら、中小企業の支援策を充実する目的での改正でありますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 1 時 4 6 分)

森岡議員。

● 5 番

只今の新しい町の保証融資制度については、今、説明頂きましたし、事前の資料の中でも、本当に活用しやすいなというイメージを非常に持ってまして、今、町長の詳しい答弁を頂きまして、本当に地域の商工業の振興に大きな役割を果たして頂いてくれば本当に良いなと思っておりますので、協議機関と、最後、協定書とかもあるんですよね、その辺も含めて、なるべく早めに措置を頂きたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

町長への質問は残念ながら最後となりますが、3つ目の質問は、「まちづくり定住対策」についてであります。

執行方針の、これは冒頭でございますけれども、昨年の12月の議会でも色々議論がありました町の人口が6千人を割る状況にあって、コミュニティの再構築と定住施策が喫緊の課題ということが示されておりますように、新年度において実施される新たな事業を含めた、定住対策には、町長の並々ならない決意を感じる次第でありまして、必ずや地域の活性化にも大きな役割を果たすものと大いに期待をしておりますし、私も何回も定住、定住と言ってましたけれども、今回の措置については本当に嬉しく思っております。

その事業の内容と致しまして、この執行方針の部分ですが、今まで、町が保有する土地のみを対象としていた住宅購入費用に対するキャッシュバックや、更に住宅建設費用に対する助成を、今年から新たに、民間が所有する住宅用地についても同様の助成を行うなど、更には分譲開始から5年を経過した町に分譲地についてもキャッシュバックの率の拡大、更に従前2度にわたって実施を頂きました「住宅リフォーム助成制度」に再度取り組んで頂けるとともに、これも新たに、住宅用地として活用する土地の上にある既存建物の除去についても助成しようと、町長が今回の「まちづくり定住対策」を重点施策として位置付けていることが、本当に十分に理解を出来る内容であるなと思います。

加えて、立地企業に勤める若年従業者の皆さんとも、これから意見交換をされるということで、今年度の事業が必ず、定住促進や地域活性化に結び付くものと大いに期待をしております。

そこで、新年度、「まちづくり定住促進対策事業」ということで予算的には2,685万7千円でございますが、今回のまちづくり定住促進対策における事業の概要について町長にお伺いを致します。

●議長

(1 1 時 5 0 分)

町長。

●町長

定住対策についてということのご質問かと思うわけですが、土地購入費、住宅建設費、住宅リフォーム費用に対する助成の概要ということだと思いましたが、奈井江町では現在、利用計画のない町有地の分譲を行っておりますが、購入者に対し、土地代金の20%分のキャッシュバックと、住宅建設時に、町内業者の場合は100万円、町外業者の場合は50万円の助成を行っているところでございます。

人口が6千人を切った状況にあって、定住の促進が喫緊の課題であると思います。

新年度におきましては、これを拡大致しまして、5つの施策に取り組んで参りたいと考えております。

1点目と致しましては、町の分譲地で、販売開始後5年を経過した土地については、助成率を20%から50%に拡大したい。

建設助成と合わせますと、用地代とほぼ同額の助成となるものであります。

また2つ目と致しましては、今まで町有地のみを対象としていたキャッシュバック制度を、住宅建設用として民間の土地を購入した場合においても、対象とすることでございます。

3点目と致しましては、民間の土地に住宅を新築した場合の住宅建設時の助成でございます。

4点目と致しましては、住宅リフォーム助成でございます。

奈井江町では、今まで平成22年・23年に実施をして参りましたが、26年度においても、工事費の4分の1、20万円を上限とした助成を行って参ります。

最後は、新たな住宅の建築を目的とした既存住宅の解体、撤去に対する助成でございます。

こちらは、昭和56年の耐震基準改正前に建築致しました住宅を対象に、解体工事費の20%、上限20万円と致しまして、国の補助金を活用して実施する予定ですが、助成実施年度の前年4月までに、国への要望が必要なことから、新年度を周知、募集期間と致しまして、平成27年度において交付をしたいと考えているところでございます。

また、これらの施策については、町内全戸にチラシを配布すると共に、立地企業にもご協力を頂きまして、社内での回覧を実施するほか、町外につきましては、例年より1町追加致しまして、近隣3市3町の新聞折り込みを行い、PRの促進に努めて参りたいと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 1 時 5 3 分)

森岡議員。

● 5 番

今、今回の定住促進対策に対する事業内容のご説明を頂きまして、改めて本当に思いきって頂いたなという思いもしてますし、大いに期待をします。

それで、中で 1 点、お伺いしたいんですけども、今、町民への広報も、それから関係企業にもチラシをというお話しでありましたけれど、これは前回のリフォームの時も、住宅リフォームについて、前回の時もそうだったんですが、例えば、着工時期とか色々なことが、今、3 月ですよ、4 月の 10 日過ぎには雪も無くなって、工事は出来る状況になるわけでありまして、私の思いとしては、既に予算発表の時か、道新の方にこの制度、今年やるんだよということは、新聞に掲載されましたので、ある意味待っている人もいるかもしれないし、そういうことも思いをすれば、担当に聞いたら一応限度額 20 万の 50 件を予想しているというお話しでありましたけれども、公平な中でね、当然、関係機関というか商工会は議会が終わったら、すぐお知らせ頂けるんだらうと思いますし、4 月の広報にでも、このことは載せて頂けるんだらうという思いをしますけれども、少しでも早くこの部分については、着工出来るような措置が取れないのかどうか、今、いつスタートするのを想定しているのかということも含めて、1 点、お尋ねさせていただきます。

●議長

(1 1 時 5 6 分)

町長。

●町長

一番大事なことは議会でご承認を頂くということでございまして、それ以前には出来ませんから、そして、出来るだけ可能な限り早くやりますけれども、ただ、広報についても、ご存じのとおり、2、3 日でちょっと出来ませんから、全体のことを書かなければいけないということも含めながら、可能な限り早くしていきたいと思っておりますけれども、事務局にその声を指示しておきますけれども、ただ、若干、時間も掛かるということもご理解頂きたいと、こういうふうに思いますので、ご理解頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 1 時 5 6 分)

森岡議員。

● 5 番

さっき、議会が終わったというのは、商工会の話でありまして、そのことを、ちょっと言い方が悪かったのかもしれませんが。

それで、さっきの次の、再々ですから、質問なんです、ちょっと幅広くなっちゃうかもしれませんが、さっきの保証融資の充実ということも含めて、今回の定住対策のこの町長が提案されたこと、それらを一応色々自分なりに鑑みて、色々思いがある

わけですけど、今ね、本当に景気は多分、北海道は、この辺は特に良いとはいえない。

ただ、国政の影響でちょっと公共工事は大きいのが出ているという現状もありますけど、奈井江の商店街は残念ながら、これは誰の責任でもないと思いますけれども、跡取りもいなかったり、人口も減ってきたり、お客さんの層が高くなったりということで、商店街もちょっと寂しい現状もあるんですけど、中でも頑張っている人いるんですよ。

それに建築関係の企業の皆さんも、ここ何年か本当に頑張っておられまして、ただ、さっきも言ったんですけど、ちょっとね、これは国の施策ですから、4月からの増税がね、どう影響あるのかなということで、プラスにはならないというようには思っているんですけども、そういう地域のことを考えると、町長、定住対策打ち出して頂いている中で、もちろん、町民の定住を目指すんだという思いは、冒頭にもあるんですけども、僕は、感じたのは、地元、この保証融資も含めて、企業の皆さん、今年大変かもしれないけれども、頑張ってくれよってね、そんな思いが非常に込められているんじゃないかなと、これは私が思っているんですけど、町長の思いを最後に答弁して頂きたいと思います。

●議長

(1 1 時 5 9 分)

町長。

●町長

今、お話しございましたように、定住対策は様々な形で行っております。

1つは、執行方針でも申し述べた通りですね、子供さんたちに対する保育料の問題だとか、高校の医療費無料だとか、こういったことも含めて、全体にしますと3千万円超える資金になっております。

それだけ定住対策を非常に重視したということと、今、プロジェクトチームを作りますが、これは企業にも協力を頂きまして、奈井江町からも外に出ておりますが、町外からも働きに来ている人が沢山いるということもございまして、企業にもご理解を頂きまして、プロジェクトチームを作りながら、これらと並行してやらなければいけないと。

今、それぞれみんなが頑張るって欲しいという気持ちは全くその通りでございまして、そういうことを含めて、あらゆる角度から定住対策を取っていききたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解、ご協力の程をお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長

(1 2 時 0 0 分)

ここで昼食のため、1時00分まで休憩を入れたと思います。

(昼 休 憩)

答弁保留 (石川議員分)

●議長

会議を再開します。

前段に午前中、石川議員のご質問に対する答弁があるそうですので、町長の方からお願いします。

町長。

●町長

先ほど石川議員の質問の答弁保留分についてお答え申し上げたいと思います。

平成10年・12年・15年において、防災会議条例の改定を行っておりますが、それぞれ関係者の招集協議を要さない軽微な変更であったということもありますが、平成9年以降、会議の招集開催までに至っていない状況であるということを率直に申し上げておきたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

(4. 5番森岡議員の質問・答弁②)

(13時00分)

●議長

それでは総括質問を続けます。

森岡議員。

●5番

それでは総括質問、最後になりますけれども、私の最後でありますけど、教育長に大綱1件「学びの充実」ということについてお伺いを致します。

これからのまちづくりにおきまして、重要な位置付けであります「子どもたちの学校教育」の推進につきましては、奈井江町において、平成23年7月にまとめられております「奈井江町教育ビジョン」に基づき、教育委員会として、学校はもとより、家庭や地域、町との連携を図りながら、より良い教育環境づくりに、鋭意努めて頂いていることは、常任委員会等の所管事務調査や学校からの様々な情報の公開によりまして、自分なりには理解しているつもりでありますし、今後とも惜しみのない努力を期待するものであります。

子供の成長における、この義務教育の9年間は、いかに大切な時間であるかということについては、皆さんご存知のとおりでありまして、我が町の現況の中で、取り得る最善の施策を絶えず検討頂き、実行して頂くことが極めて重要なことだと思います。

そこで質問であります。執行方針の中で、教育長より学力向上のための取り組みとして、一部引用させていただきますが、「基礎学力を確実に習得させる教育課程や指導方法の普及、学習到達目標の設定、北海道学力向上webシステムの活用を図る」とのことが示されておりますけれども、もう少々詳しく具体的な施策内容についてお伺いをしたいと思います。

合わせて、「基礎・基本」の確実な定着や小学校から中学校への円滑な接続が図られるよう、小中学校連携教育の推進にも努めるということが示されておりますけれども、こちらにつきましても、もう少々具体的な施策の内容についてお伺いを致します。

●議長

(13時03分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

森岡議員よりご質問のございました1点目でございますが、確かな学力の向上に向けての具体的な施策ということでお答えをさせて頂きたいと思っております。

具体的な施策の内容と致しましては、1と致しまして、標準学力検査及び全国学力状況調査の分析結果に基づいた、各学校における課題の解決策に向けた、指導方法の工夫と改善の実施、2と致しまして、確実にその学年で習得すべき計算式や漢字の書き方、読み方など、学習到達目標を設定し、自信と達成感を高める指導、3と致しまして、学年別に作成した道独自の「チャレンジテスト」を校務用のパソコンから、「問題の受信」、「結果の入力・集計」、「結果の受信」などを行うことが可能な北海道学力向上Webシステムの活用、4と致しまして、チームティーチング指導と習熟度別指導の継続、5と致しまして、担任教師と特別支援教育支援員の協力・連携の下、子供たちの状況に応じた学習指導、6と致しましては、新年度より町独自で期限付き教諭1名を配置をし、35人学級編制による、きめ細かな指導、7と致しましては、教師の指導力・授業力を高めるための授業の公開と研修会の参加などを積極的に推進し、確かな学力の向上に努めて参りたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、2点目の小中学校連携教育の推進の具体的な施策についてお答えを申し上げたいと思っております。

小・中学校が連携し、義務教育の9年間で連続的に捉えることで、子供の個性や能力の伸張が促進されるほか、「中一ギャップ」と呼ばれる学習、生活両面の不安による不登校などの問題にも効果があるというふうに考えられております。

各学校では、これらのことを理解し、それを効果的に進めるため、「児童生徒の交流」と「教員の交流」に取り組んでおります。

本町における具体的な連携の取り組みと致しまして、「児童生徒の交流」に関しまして、小学6年生と中学生1年生との音楽の合同授業の実施、子ども会議を通じた生徒会と児童会の意見交換、全町クリーン作戦行事の合同参加など、体験活動を中心として取り組みを実施しております。

また、「教員の交流」と致しましては、学校相互の授業参観と、参観後の意見交換の実施、小学校の教科指導案の検討、児童生徒の学習指導や生徒指導に関する合同会議での情報交換の実施など、授業改善のための取り組みなどを実施しております。

以上のように、小中学校の円滑な接続のために、様々な工夫や取り組みがなされてきておりますが、今後さらに発展させ、実践化出来るよう教育委員会と致しましては、両学校を支援し、小・中学校連携教育の推進に努めて参りたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(1 3 時 0 7 分)

森岡議員。

● 5 番

只今、教育長の方から具体的な施策について、ご答弁頂きました。

今、答弁頂いたことについて、本当に精力的に頑張ってくださいと思っています。

それで、その中で、何点か質問させて頂きたいんですけど、学力向上という大きな課題というか目標があるわけです。

特に基礎基本の徹底と含めてなんですけど、それでこれは常任委員会でも学校訪問させて頂いた中で、校長先生からお話も聞いてますけれども、例えば、長期、夏冬の休暇を活用した学校開放の中で生徒に学習しているとか、更に、そういうお話を聞いて、学校も努力されていることは十分理解をするわけなんですけれども、例えば、この長期休暇も、今、学校が任意でやっているという言い方が良いのかどうか分かりませんが、施策として、例えば、小学校の1年生2年生、それだけが良いのかという話もありますが、本当の基礎基本の部分を含めて、夏季休暇の中で重点的にやるとか、こういう方法も1つどうなんだろうということも私の意見でありますし、それと、今、あちこちの市町村で、土曜日とにかく授業をしようという動きが段々広がっているようであります、これは見ますと教育委員会が必要だということで判断すればね、それは色々関係機関との調整を含めて合意が必要でありますけれども、そういうことも一つの方法なのかなと、これは自分なりに考えているわけですが、教育委員会の中で、そういうことを検討をしてみたいかということと、今まで、検討したことはあるのかということとをまず1点。

それともう1点、小中一環教育を検討しますと、この平成23年度の教育ビジョンに示されておまして、それから24年25年とね、2ヶ年経過しているわけですがけれども、正式な一貫教育というのはなかなか難しいことがあるのかもしれないけれども、これについて委員会の中でどのような協議をされたかということについて、質問をさせていただきます。

●議長

(1 3 時 1 0 分)

教育長。

●教育長

森岡議員のご質問にお答えさせて頂きたいと思いますが、夏季休暇、冬休暇等の、俗

にえば補習授業等々のご質問かと思いますが、これにつきましては、今年、学習サポート授業で、小学校で実施をさせて頂きまして、2日間授業を学生さんとそれから私どもの校長、それから担任等々、授業をさせて頂いております。

それと、あと平時でも担任教師等が努力をして、定着度がもう少し足りないという生徒児童については、少し残って授業をしているということもございますし、それから、学童保育等々、小学校でやってございますが、そういった子供が、ちょっと教室の方で呼んで補習等々、教師も努力もさせて頂いているということでご理解を賜りたいというふうに思っております。

それと土曜日の授業の関係でございますが、今現在、教育員会で、これを実施するというような検討はまだしてはおりません。

ただ、空知教育局では、今年からモデル授業ということで、1校でございますけれども、週1日でございますが、土曜日授業のモデル授業を実施するという予定でございます。

ですから、私どもと致しましては、それらの状況を勘案をしながら、今後の、あと、学校等々も。

申し訳ございません、月1です。月1での実施ということでご理解頂きたいと思いますが、学校等々の考え方も、当然、把握をしながら、当然、私ども今後、教育委員会の中で、その必要性について、検討協議をさせて頂きたいというふうに考えてございますが、一番最初に言いましたように、今のところはまだ検討段階ではないということで、ご理解を賜りたいと思います。

あと、一貫教育のお話でございますが、これにつきましては、各学校長とも、先ほどの答弁の中でも述べさせて頂きましたが、その必要性については、認識をさせて頂きまして、それから今年から開催をしております学校評価委員会においても、一貫教育の必要性について要望も出されているという状況でもございます。

ただ、まずは、両校との児童生徒、先ほど申し上げましたように、交流を深めながら、今後、具体的な取り組みについて、学校、それから私ども教育委員会と、協議を進めて、まず、出来るものから順次取り組んで参りたいというふうに考えてございまして、その旨、教育委員会の中でも協議をさせて頂いているということで、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長

(13時13分)

森岡議員。

●5番

現在までの協議や取り組みについては、理解をしますし、本当にご努力頂きたいと思っております。

それで、一貫教育の部分ですけれども、今、答弁にもありましたように、両校の、小中の生徒の交流や先生の交流も含めてということで、徐々に、今後、一貫教育について

は、検討課題だろうということで私も捉えているんですけど、そこで、この小中一環教育の何が良いのかということで、ちょっと自分なりに調べると、小学校から中学校へ行く時のスライドギャップというんですか、それともう1つ、こっちの方が全然重要だなと思ったのは、やっぱり一環的な教育課程を作るということが、これ最大のメリットで、うちの奈井江町の場合ね、そのスライドギャップはそんなに心配することではないと思うんですけど、統一の教育課程を作って、9年間を一体でいくということが本当に重要なことなんだなと、自分なりに思っている中で、それで、今回、小学校、中学校の交流、生徒も含めて先生の交流の中で、多少でもあっても、それは徐々にということで結構なんですけど、ある程度、ちょっと教育課程とかということについて、相談する機会をもってはいかがかと、今やられているかもしれませんが、その辺について、ちょっと答弁では理解出来なかった部分で、そのことについてだけ質問します。

●議長

(13時15分)

教育長。

●教育長

ある意味将来の目標といいますか、そういうようなことのご質問かというふうに思っていますが、先ほど申し上げましたように、小中の9年間ございますが、それらの教育計画、それから学校経営方針等々、これは色々なものがあるかと思いますが、それを一貫性を持たせて、学校経営が出来るというのが一つの大きなメリットなんだろうというふうに思っていますし、また、両校の教師が相互の授業に関わっていくと、例えばでいきますと、中学校には英語の教師もいますし、それから、理科の、専科先生もいらっしゃいますから、そういった部分で、小学校に出向いて、そういった専門の授業を展開出来ることもメリットではありますが、これについては、ご存じだと思いますけれども、教員免許等々の問題もございますので、ある意味これらの機会、取り組みがどうとれるか、それから最初に申し上げましたように、基本方針等々の、これは学校の経営に関わる問題ですので、これらについても、やはり時間をかけて、協議を重ねて、進めていかなければならないという考えでございますので、よろしくご理解の程をお願い申し上げます。

(13時16分)

(5. 3番三浦議員の質問・答弁)

(13時17分)

●議長

総括質問を続けます。

3番三浦議員。

(3番 登壇)

● 3 番

まず第 1 点目に町長にお伺いします。

「コミュニティの再構築と定住施策について」質問致します。

町政執行方針では、コミュニティの再構築と定住施策は喫緊の課題であるとして、今まで行われてきた対策に加えて、先ほど森岡議員の質問に対する回答でありました 4 点の対策について取り上げております。

そのことにつきましては、先程お聞きしましたのでここでは繰り返しません。

これから定住対策と共に、消費税増税による景気の冷え込みを軽減するためにも、空き家対策の面からも積極的にこの対策については賛成するものですが、これは先日、行われていました住宅アンケートというのがありましたけれども、かなり大々的に行われていたと思うんですけれども、その結果を踏まえてのことなのか、それとも、従来からの懸案事項に対する対策ということで、これを立てられたのか。そして、アンケートの結果に基づく、奈井江町の住生活基本計画については、今後改めて提起されるものなのかどうか伺いたいと思います。

また、今後、少子高齢化が進むことが予想される中で、町のコンパクト化ということは避けて通れないと思うんですけれども、現在検討されている範囲で結構ですので、その見通しについて伺いたいと思います。

また、その時に、公営住宅の建設計画については、どのようになっているのか、その見通しも、お尋ねしたいと思います。

次にですね、3 月 4 日付けで、町のホームページに、若年世帯や子育て世帯への家賃補助として、高島団地の 2 割補助を打ち出したということがアップされていました。

これは、定住対策として一歩前進だと思いますが、ゆくゆくは民間のアパートについても、また、子育て世代だけでなく、単身の若者についても、補助を広げていくことが必要なのではないかと思います。

町のホームページにアップされています民間のアパートの家賃は、2DK で 3 万円から 4 万 5 千円、2LDK では 4 万 8 千円とか 5 万円というのもありました。

こういうのを見ると、アパート借りるのは大変だなと、奈井江町に住めないなというふうに思ってしまう部分もあるのではないかなと思うんですね。

特に近年、派遣や臨時の雇用が増えていて、賃金が下がり続けているという実態のもとで、若者がどれぐらいの収入で働いているのか、その収入の中から部屋代にあてられる金額はいくらぐらいなのか、また、貸す側にとっては、どれぐらいの家賃なら経営が成り立つのか。

その 2 つに大きなギャップがあるとしたら、その差額を家賃補助という形で埋めていくことも必要なのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

以上、コミュニティの再構築と定住施策について伺います。

● 議長

(1 3 時 2 1 分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、コミュニティの再構築と定住施策ということでございますが、新たに取り組む定住事業につきましては、住宅アンケートを踏まえたものかどうかと、それからこれらの施策により、先ほど、答えましたが、町のコンパクト化を進めていくことになると思うが、見通しはということだと思います。

1つ目でございます。

アンケートにつきましては、昨年、「住生活基本計画」及び「公営住宅長寿命化計画」の策定に当たって実施したものでございまして、現在、集計作業を行っているところでございます。

6月定例会には、議員の皆さん方にご報告をしたいと考えているところでございます。

したがって、今、お話しございましたように、従来から考えてのアンケートの結果に基づいたかということだったんですが、これがそうでないということをご理解頂けるかと思います。

新年度に取り組む定住施策につきましては、町有地として分譲しています区画が11区画でありますので、これらの販売促進に加えて、新たな住宅用地の掘り起こしの観点から、民間の土地についても助成の対象とするもので、先ほどから答弁している通りでございます。

また、新年度については、立地企業の従業員の方々と「どうしたら、町内に住みたいと思うのか」をテーマに致しまして、意見交換を行うプロジェクト会議を開催したいと考えているところでございまして、もう企業にもこのことをお話し申し上げて、ご理解頂いているところでございます。

次に、「定住施策の取組みが、町のコンパクト化を進めていくことになるのでは」とのご質問がございます。

先ほどと重複するんですが、お答えしておきたいと思います。

若い人たちの中には、「仕事とプライベートを分けた生活をしたい」と考えて、近所に同じ職場の人が多数住むことを遠慮する方もおりまして、こういった多様なニーズに対応していくことも、定住を考える上では必要なことであると考えているところで、現在のところ、コンパクト・シティ化を推進するということではなく、全町を対象エリアとした助成を実施していく予定でありますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

それから公営住宅の整備についてということでございますが、「住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、公営住宅の建替えと改修計画を検討する」としているが、今後の公営住宅建設の方針はということでございますが、奈井江町では、平成16年度に「奈井江町公営住宅ストック総合活用計画」を策定致しまして、良好な住宅・住環境の形成に努めてきたところでございます。

しかしながら、本町では、少子高齢化の進行や環境問題への高まり、経済状況の悪化など、住宅・住環境を取り巻く社会的背景に大きな変化が見られることから、昨年、計

画期間を10年間とする「奈井江町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画」の策定を行うこととし、町内の住宅事情のアンケート調査を行ったところでございます。

現在、集計、分析作業を行っているところでありますが、急速な少子高齢化の進展や人口・世帯数の減少、住宅需要の転換等の情勢を勘案し、若者や子育て世代が安心して暮らせるよう、時代や地域のニーズを配慮していくことが必要であると考えているところでございます。

「今後の公営住宅建設の方針」ということでございますが、老朽化が著しい住宅については、まちづくり計画への位置付けを行いながら、用途廃止や建替えを計画的に進めて行くことが必要でございます。

子育て世帯から高齢者、障がい者等、多様な世帯が、支え合い、安心・安全に暮らせる、コミュニティの形成が支援できるよう、現在、策定委員会の中で、検討を行っているところであり、平成27年度から始まる次期まちづくり計画の中に盛り込んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

それから今一つは、子育て世帯や若者への家賃補助についてということでございます。

定住促進のため、民間アパートに入居する若者や若い夫婦にも家賃補助を広げてはと、こういうことかと思うところでございますが、3点目の「若年世帯、子育て世帯の方たちが住む、民間アパートに対する家賃補助を拡大しては」とのご質問でございますが、収入の高い人を対象に、町内の民間アパートと比較しても若干、高額となる4万円～6万円の家賃を負担する特定公共賃貸住宅がございまして、新年度において、子育て世帯の方などに限定して、特公賃貸住宅・高島団地の家賃2割軽減を行うことと致したところでございます。

一方、低所得者を対象とする住宅政策としては、公営住宅を基本として考えておりまして、本年取り組む住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画策定委員の場でも検討をしていきたいと思いますが、商工会と共同で運営している住宅紹介事業において、16物件97室の民間アパートを紹介しており、現在、空き室状況が、単身者向けの3室を残すのみとなっております。

今後の定住施策を考えた時、家賃自体の助成を行うのではなく、民間事業者の方たちにアパートそのものを建設して頂く施策が、有効であると考えているところでございます。

現在、町では、戸当たり致しますと40万円のアパート建設助成事業を行っておりまして、最近では、平成21年22年に、世帯向けアパート、それぞれ1棟4戸分に対する助成を行って参ったところでございます。

今後も、更なる制度のPRに努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

●議長

(13時29分)

三浦議員。

●3番

先日の住宅アンケートについては、私の周りでも非常に興味を持っている方が多くて、奥さんたちが集まって話をしたというか、そういうことも何回かあったんですね。

その時に、年代によって全然違うんだと思うんですけども、私と同じぐらいの年齢の方たちになると、除雪どうするかということを本当に中心にして住宅を考えて欲しいねという意見が本当に多いです。

ですから、公営住宅については、ほとんど100%南町3区の桜ヶ丘団地を目指せというのが、100%の希望なんですよ。

そこになんとか入れたらいいねという、そういう意見が多かったです。

ですから、除雪のこととか、それからエレベーターがあるとか、バリアフリーになっているとか、隣近所との関係が1回1回外に出なくても、お話が出来るというようなところが、人気になっているのかと思うんですけども。

それからもう1つは、4戸建ての公営住宅ありますよね、平屋の。

そういうので、例えば、8戸に1戸ぐらいは、ちょっと援助してくれるような人が住んでいてくれるような公営住宅が出来ないものだろうか、何かあった時にすぐそこに連絡取れば、保健師さんの方に連絡を取ってくれるとかね、そういうようなことが、してもらわれる人がいるという安心感のある公営住宅というのは建てられないものなんだろうかという意見が、これもやっぱり高齢の方に多かったです。

あとは、公営住宅、これから建てるとしたら出来るだけ町中に近い方、買い物に行くのに、南町8区ぐらいだと、結構大変だということですよ。

夏場は良いんだけど、冬になると買い物やっぱりちょっと控えてしまうということで、出来るだけ中心に近いところに建ててくれることが本当は望ましいんだけどという意見が、出ていたことをちょっとお話ししたいと思います。

それから若者の家賃の関係では、私がまだ高校で働いていた時ですから、もう5、6年ぐらい前なんですけれども、当時、求人票で高校卒用の求人だと、大体、月、正社員で14万だったんですよ。

色々引かれますから、手取り11万ぐらいになるんです。

では、高校生が11万で、どうやって自立して生活するかというので、何にいくら掛けられるかということをや自分たちで書き出したりしたことあったんですよ。

そうしたら、食費は絶対いるし、光熱費もいるし、交通費もいるし、特に冬になると暖房にかなりお金が掛かるしっていうようなのを、ダーッと並べていくと、11万って結構厳しいなっていうことになるんですよ。

特に、その中で車を持つかどうか、これは結構大きな分かれ目になるんですね。

それともう1つは、部屋代がいくらになるかによって、他の費目に掛けられるお金が全く変わってくるんですよ。

例えば、会社の社宅に住めますよっていうようなことで、小さなアパートだと思うんですけども、例えば家賃は1万円でいいですよっていう企業があるんですけども、こういうのなら助かるねっていう話ですよ。

一般的にみるとやっぱり3万4万掛かりますから、11万から3万4万引くと本当に生活出来るんだろうかということになっていくんですよ。

それから5、6年経ちましたけれども、賃金は、そんなに上がってないと思うんです、この昨今の状況で。

そういう、若者の実態というか、ですから、例えば、地元の企業が町外であっても親元から通ってくる人は、安定していて辞めずらいから、働いてもらいたいんだという意見が多いって、町長がいつも言ってますけれども、親元から通ってくるっていうことは、もしかしたら部屋代は親に払ってないかもしれませんね。

そうするとやっぱり車も持てるし、家庭を持とうとしても割と持ちやすいんじゃないかなと思うんですね。

ですからこの住居費がいくら掛かるかっていうところは、結婚が出来るかどうかとか、その後の生活の質にすごく関わってくることだと思うんですね。

それで、上砂川町の公営住宅の話が結構、若者の中に出ているものですから、インターネットで調べてみたんですけれども、ワンルームで一律1万6千円ですと、それから、1LDKというんですか、それで一律1万8千円ですっていうことを、売り出している公営住宅なんですよ。

本当は1万円ずつ高いんですけれども、1万ずつ町で補助出すので、それで済むというんですね。

確かに満室というふうになってました。

そういうのを見ると、奈井江町は高いんじゃないのかなというふうに感じちゃうんだと思うんですね。

そうすると、上砂川から通ったとしても、交通費のことを考えても、もしかしたら上砂川から通う方が生活楽なのかもしれないというふうに言っている若者もいるんですよね。

そういうような点考えて、これからの公営住宅のこととか、それから若者向けの公営住宅とか、家賃の問題とかについて、やっぱりこの若者の本当に大変な賃金下がっている中で、本当に大変な中で住居費を払わなきゃならないというところを、町長にもう一度お考え願いたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長

(13時36分)

町長。

●町長

アンケートの結果がまだ出ておりませんが、そういったことを総体しながら、重視しながら考えていきたいというふうに思います。

定住対策の中で、色々と今意見がありました。

そういったことも参考にしながら、今後の検討に入っていきたいと、こういうふうに思いますが、ただ、上砂川町の場合は、公営住宅に関してでございますけれども、私の聞く範囲においては、いわゆる旧産炭地であるということから、国が特別な色々な施策を展開しているということを聞いていることも事実でございます。

これを奈井江町に当てはまるかどうか、旧産炭地であることは事実でございますけ

ど、そういったこともよく調べてみなければ、きちっとした答えが出てこないと思います。

それから今一つは、先ほど言いましたように、お話しございましたが、その中で奈井江町に勤務する場合においては、いわゆる職場が奈井江にある場合には、近隣から通っておられる。

ただ、親元から通っていると。

だから、その確かに賃金といいますか、家賃が払わないということで済むかもしれませんが、ただ、会社で評価したのは、評価していることはある面で、やはり家庭環境の中で、家庭から通う、ぬくもりといいますか、そういう親子関係、近隣関係を大事にしながら会社に通ってこられる。

したがって、スキルアップしても決して転職しないだとか、そういうことを視点に言っているわけございまして、確かにそういう面もあるかと、ご指摘の点もあるかと思うところでございますけれども、いずれに致しましても、総合的に奈井江町としてはどういうことが相応しいかということも含めて、アンケートの結果を大切にしながら、今後の展開を図っていききたいと、定住対策を図っていききたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁とします。

●議長

(1 3 時 3 8 分)

三浦議員。

● 3 番

プロジェクトチームを作って検討していくということですので、本当に若者の生活の実態というところを是非、汲み取って頂きたいというふうに思います。

次、2点目に移ります。

「住み慣れた地域で支え合いながら生活していくためのネットワークづくりについて」質問致します。

今議会に提案されています高齢者等支え愛条例については、遠藤議員への回答で大体分かりました。

今まで本当にネックだ、ネックだというふうに、特に区長さんなんかがおっしゃってた個人情報に限られた範囲なんだけれども、必要な人の所へ届くという点では、本当に一歩前進だなというふうに考えています。

ただ、この後どうするかについて、これから検討していくということでしたけれども、ちょっと私なりに考えていることをお話ししたいと思うんですけれども、私、南町6区に住んでいるんですけれども、助け合いチームというのがいきていますのでね、例えば、助け合いチームとか、それから町内会の役員とか、それから民生委員の方は6区にじゃなくて4区の方が兼任して下さっていますけれども、民生委員の方とか老人クラブの役員の方とか、そういう方たちでちょっと集まって頂いてね、そして役場の保健師さん辺りに来て頂いて、どういような状況になって、この辺りがネックになっているんだと

か、こういうようなことが出来ないかというようなことを、ざっくばらんに1回話し合えないものかなというふうに思うんですね。

条例が出来ました、情報は流せます、じゃ、誰が第一歩を踏み出すんだというところになると、みんな何か必要だと思っているんだけれども、なかなか一歩が出て行かないんですね。

ですから、地域ごとに、ちょっと来て話して下さいとか、こういうふうにやってみないけど、どうなんだろうというようなことがあったら、さっさと進めていけるような、そういうことが必要なのかなというふうに思いますので、そのことについて、お伺いしたいと思います。

それから、もう1点、在宅ケア体制の充実についてなんですけれども、平成27年度からの第6期高齢者福祉計画の策定を見据えてということで、高齢者の権利擁護、成年後見人制度に関する人材育成などの支援体制づくりに取り組むというふうになっているんですけれども、成年後見人みたいなことになると、地域で、ただ見守るというのとはまた全然別になって、かなり専門的な知識とか、そういうものが必要となってくると思うんですね。

それで、具体的にはどういうスキルをもった人を、どんなふうに養成しようとしているのか、その人たちが、地域包括ケアシステムの中に入って来るんだと思うんですけれども、どういう組織を作っていこうとしているのか、その辺りの見通しについて伺いたいと思います。

●議長

(13時42分)

町長。

●町長

まず1つは、地域の支え愛条例についてでございますが、通告あったことと違うことでございますが、そういう視点から、先の話とだぶりますから、当然かと思いますが、まず、地域で地域の知恵と工夫と、皆さんが、民生委員だとか老人クラブの役員だとか、地域の区長だとかも含めてですね、助け合いチームといいますか、こういったものの中から知恵と工夫を出して、新たな方向性で進んではどうだと、そういう中で実行のあるものにしたらどうかと、こういうお話しでございます。

全くその通りでございますが、私どもも地域のネットワークをどう強めていくかということを含めて、私も桜ヶ丘団地でよく呼ばれるので、色々と話聞かされますから、そういう身近に色々な話を聞きながら、この地域の支え愛条例にどう生かしていくかという工夫も1つだと、今、提言ございました、こういったことも十分考えながら、やっていきたいと、こういうふうに思っているところでございます。

また、高齢者を支援していくことが、包括支援センターの主たる業務でございますから、「支え愛条例」の制定に当たっても、当初から検討メンバーとして参加を致しており、今後の活動についても社会福祉協議会と併せて、中心的な役割を担って頂きたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げますのでございま

す。

それから、在宅ケアの充実についてでございますが、認知症により、判断能力が十分でない方が、不利益を被らないようにするためには、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、高齢者の権利を守っていく仕組みを作ることも重要でございます。町包括支援センターに対する相談ケースでも、悪徳商法に対する相談や身元引受人がなく、各種サービスを受けることに支障が生じるなど、権利擁護に関する相談が増加してきております。

現在、近くに親族がいなかったり、家族と音信不通であるなど、親族等による後見人を選任することが困難な方が、近年、増加傾向にある一方で、成年後見制度および日常生活自立支援事業、共に町内の担い手が不足しているため、支援を必要とする方がいる場合においても、すぐに制度を活用することが難しい状況にあります。

このため、新年度においては、広く町民の皆様方に成年後見制度を知って頂き、成年後見人の養成に向けた講演会を、まずは開催したいと考えております。

成年後見人の役割については、本人の意思を尊重致しまして、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護、支援することが出来るわけでございます。

このことを踏まえて、養成講習の中で、十分な知識と技術等が身についた方の中から、家庭裁判所が選任し、後見人として活動して頂くことになります。

また、養成した成年後見人が、有効に機能するためには、後見人を必要とする方とのマッチングや成年後見活動を調整、支援するためのセンター的役割を担う「後見実施機関」の組織づくりが重要となりますが、この機関には、「後見人の監督業務」や「法律、福祉に関してのアドバイスが可能」など、専門的な知識を持った、先ほどお話ございましたが、方の配置が必要となりますので、今後は、後見実施機関整備のための人材の確保とともに、広域的な体制づくりの検討、民間事業者の活用など、幅広い視点を持ちながら、成年後見制度の円滑な実施に向け、取り組んで参りたいと思うところでございます。

今、お話ございましたように、そういうことを言っているんでないと、専門的な知識が必要なことを言っているんでなく、身近な人が相談できる、そういうことも必要だというご指摘も今、三浦議員の中からあったことも事実でございますから、こういうことも含めて、全体にどうフォローアップしていくかということも含めながら考えていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

ただ、専門家を養成するといっても、簡単なわけではございませんから、これはやはり、広域的に、奈井江町だけでなく広域的にどうやって取り組んでいくか、やはり専門知識も必要なことも、これまた事実でございます。

専門家も必要なことも事実でございますから、広域的にどういうふうに、成年後見人といいますか、支える組織を作っていくかということも含めて、今後とも考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時49分)

三浦議員。

●3番

今の答弁を聞きましてちょっと安心しました。

何かすごいことを勉強しなきゃならなくなるのかと思って、すごいドキドキしてたんですけども、地域でとりあえず当面出来ることは、何かあった時に、地域包括支援センターに繋ぐというようなことが、当面はそういうことをやっていけばいいのかなというふうに理解したんですけども。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

奈井江商業高校の支援についてです。

奈井江商業高校の存続については、町をはじめ、地元企業などの積極的な支援により、今日まで、奇跡的とも思えるほどの入学者を確保してきたと思います。

しかし、平成26年度の志願者が急激に減少したことに対して、私自身、大変、残念に思っています。

1学年3学級以下の普通高校は整理統合するというのが道の方針ですし、それから食と農業に関する学科以外の職業高校については、拠点校を除いて整理統合するというのも道の方針ですし、よくぞここまで2学級でもったなというふうに思っているんです。

平成27年度からは情報処理科が1学級になる予定ですけれども、毎年行われています道教委の高校適正配置計画についての懇談会におきましても、道教委が「少人数の高校であっても、機械的に募集停止にしているわけではない」というふうに答えてますので、奈井江商業高校を必要としている生徒がいるかぎり、出来るだけ続いてほしいというふうに願っているものです。

町長がものすごく努力して下さっているということは、十分承知の上なんですけれども、やはりもう一頑張りして頂きたいということで、町長の意向を伺いたいと思います。

●議長

(13時51分)

町長。

●町長

奈井江商業高校でございますが、結果として9名という状況でございます。

私も極めて残念に思っているところでございます。

26年度の入試出願の、現在の状況は、商業科4名、情報処理科5名、合わせて9名でございます。昨年よりも18名も少なく、三浦議員のご指摘の通り、大変厳しい状況にあると思っております。このような減少傾向にあることについては、町政執行方針でも申し上げたように、1つは、少子化による中学卒業生の急激な減少に伴いまして、空知学区においては、募集定員2,800人に対しまして、出願者数が2,539人と、261人の定員割れが生じておりまして、中学生にとっては高校の選択肢の幅が、かなり広がっていることや、また、中学生の段階で、成りたい自分の将来イメージを描くこ

とが出来ない生徒が多く、まずは普通科に入学を、そして将来について考えたい生徒が多い傾向が見受けられます。

そして、学力的に見合った高校を選択するなど、これらの要因などにより、奈井江商業高校の入学出願者が、減少傾向にあることを、推察しているところであります。

このような状況にあることは、極めて厳しく、容易に改善できるものではないと思っておりますが、私と致しましては、三浦議員のお気持ちと同じく、奈井江商業高校を必要としている生徒がいる限りにおいて、これからも高校を応援し続け、そして、小さな学校としての特色を活かしながら、新たな支援策などについて、学校側と充分協議を行いながら、引き続き高校の支援に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたい。

実は、先般ですね、道からある幹部が来まして、このことについて報告がありました。

その折にも、奈井江商業高校は、どうしても残さなければいけないという強い決意を申し上げておきました。

そして、今後どういうニーズに応えるべきかということも含めて、庁内で十分協議をしながら、継続出来るような方策も考えてみますから、是非、見守って頂きたい、こういうお話をしたところでございます。

私もそういう決意に燃えているということだけ、お知らせ申し上げたいと思います。

答弁と代えさせていただきます。

●議長

(1 3 時 5 4 分)

三浦議員。

● 3 番

高校の件につきましては、本当に町長をはじめ町のバックアップは高校の側にも本当に伝わっているということは私も個人的に聞いてます。

ただ、なかなかそれが結果として表れないということが残念だということで、高校で働いている職員の方たちも在校生も、ちょっとがっかりしているという感じは否めないかなというふうに思うんですけれども、諦めないで続けていきたいなというふうに、私自身も応援を続けていきたいと思っています。

最後に、教育長に質問致します。

全国学力テストの公表のことについてですけれども、昨年、11月15日に、文部科学省の専門家会議が、全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の学校別結果を公表してもよいという見解を発表しましたが、その日にあわせて、北海道新聞が、全道の教育委員会にアンケートを郵送し、全179教育委員会から回答を得たとする結果を12月15日付で発表しました。

教育委員会の回答では、公表に賛成が20%、反対が68%、その他12%だったということです。

空知管内で賛成としたのは三笠市、南幌町、長沼町、浦臼町、上砂川町、奈井江町、雨竜町でした。

そのことについて、教育長の方に直接行って、公表してもいいというふうに賛成した理由を伺ったんですけれども、小学校も中学校もそれぞれ1校しかないので、片方の小学校が公表したのに、もう片方がしなかったみたいなことはないので、対応の違いは出てこないということで、問題ないと思う。それから、小学校も中学校もそれぞれ学校だよりで、既に情報を公表しているので、保護者への説明責任を果たしているので公表は問題ないというふうに回答したんだということでした。

それはそれで、私、納得して帰ったんですけれども、別の11月にありました全道の教育研究集会の折に、参加された小中学校の先生方の意見を聞いた時に、このテストに向けて同じような問題でくり返し練習してから受けさせているという実態がかなりあるんだということが、報告されました。

それから、地域の状況とか、例えば塾に通う子供たちが圧倒的に多数いるというような地域の学校では、やっぱりテストの成績は高いと。そういうことも表れていると。

そういうことで、学校での学習成績だけでは判断できない要素も含まれているのではないかと懸念されてました。

保護者への説明責任という面でも、道教委の方から指示があって、現場の裁量では、拒否出来ないと言いますか、どうしてもしなきゃならないんだということになってしまっているんだということを発言していた、他管内なんですから、先生たちもおりました。

それで、私は年に一度の学力テストで、2点3点違ったからといって、一喜一憂することはないと、私自身は思っているんです。

ただ、同時に行われています学習状況調査の結果などを参考にして、教員同士や教員と保護者、そして教育委員会なども含めて、子どもの教育について何が大事なのかということ率直に語り合うということにもっともっと力を注ぐべきではないかなというふうに思うんです。

奈井江小学校では学校だよりで、全国学力学習状況調査の結果からということで、本当に丁寧な学校だよりを出してます。

ちょっと隣近所の人に聞いたんですけれども、読み切れないというぐらい小さな字で、結果がどうだったのか、そして、それに対してこれから今後どういう対策を取ろうとしているのか、全道的にはどうだったのかということも含めて、書かれているわけです。

ただ私は、こういうことも含めて、公表の方法について、現場の裁量がどの程度認められているのかということちょっと懸念しているんです。

たぶん、小学校の校長先生は思いがいっぱいあって、沢山書いて下さったと思うんですけれども、このこと自体に私はとやかく言うことではないんです。

ただ、これが、そうでない、教職員の考え方とか、校長先生の考え方があった時に、それが認められるのかということが大事だと思うんですね。

それともう1つは、教育委員会として今回のこの結果をどういうふうに分析しているのか、そのことについて、現場の先生方や、学校長を通してということになると思いますけれども、意見交換をしてきたのかどうかという辺りを伺いたいと思います。

●議長
教育長。

(1 4 時 0 1 分)

(教育長 登壇)

●教育長

三浦議員よりご質問ございました全国学力・学習状況調査の公表についてお答えを申し上げます。

全国学力・学習状況調査におきましては、小学校では6年生、中学校では3年生を対象に、国語と算数又は数学の知識力と知識応用力の4つの「学力調査」、それと生活面でのアンケート調査である「学習状況調査」を実施をしているところでございます。

本年度におきましても、調査結果に基づき、分析作業を行っているところでございますが、「学力調査」における正答率では、全体的に見まして、全国・全道と比べ、低い傾向にあるところでございます。

ただし、私どもと致しましては、本調査は、各学校の学習指導計画を立案・改善する上で、重要な資料の1つというふうに考えてございますが、先ほど申し上げましたように、特定の一部の調査結果であり、学校全体のものでは、決して、評価すべきものではないというふうに考えております。

また、学習状況調査、生活面のアンケート調査でございますが、読書の時間が、全国・全道の平均より特に低いという状況もございますし、逆にゲームやテレビ、それから通信機器の利用時間が長いという状況もございます。

家庭学習の時間も全国に比べ短いという結果となっているのも事実でございます。

限定された調査結果ではありますが、児童・生徒の学校や家庭での生活の状況が垣間見られ、学習指導や生活指導を行う上で、十分に活用できる資料の一つかなというふうに思います。

この結果につきましては、既に校長会で各校長と意見交換を行っているほか、次年度へ向けた改善策等々についてもお話を伺っているということでもございます。

次に、調査結果の公表についてでございますが、この取り扱いにつきましては、全国学力・学習状況調査に関する実施要領というのがございます。

その中で、序列化や過度な競争に繋がらないよう十分配慮した上で、「学校が、保護者や地域住民に対し説明責任を果たすため、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねる」というふうに明記されております。

ということから、本町におきましても、調査結果の公表につきましては、当然、学校長の裁量というふうにしているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

そのため、小学校では、先ほどお話ございましたように、昨年9月13日付けの「奈井江小学校だより」、中学校においは、11月19日付けの「奈井江中便り」で結果を公表しているところでございます。

新年度からは、教育委員会の独自の判断で公表することが可能ということでございます。

既に、小・中の両校が公表しておりまして、地域・保護者に説明責任を果たしているということから、教育委員会におきまして、その内容や表現方法などにつきましては、両校と十分に協議をした上で、公表する方向で詰めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(1 4 時 0 5 分)

三浦議員。

● 3 番

過日、学校訪問の折に、小学校中学校の校長先生ともお話しさせて頂いた時にも、凄く感じたんですけども、例えば、小学校であったら、2つの学校が合併した年で、しかも年度の初めで落ち着かない時期に行われたということとか、中学校もやはりちょっと授業に集中出来ないことが2年ぐらい続いた次の今年の実施だったということで、なぜか両校の校長先生とも「来年は大丈夫です」というふうに言ってましたけれども、だからやっぱりそういう状況があったのかなというふうに考えるんですね。

それともう一つは、小学校の方では、今年の新3年生について、町独自の予算を付けて、2クラスにしてくれたということを、凄く感謝しているという、その子供たちの学力向上とかについても、本当に力なるということをおっしゃってましたので、そういう点では、奈井江に関しては、教育委員会とそれから学校の関係というのがね、割とスムーズにいつているのかなというふうに私は感じて帰ってきました。

また、中学校の最近版だったと思うんですけども、2月28日付の中学校だよりにおきましては、柔道の授業を教育委員の堀さんと佐々木さんが見学に来て下さったと。

いつでも見学参観OKですので来て下さいというふうに書いてあるんですね。

ですから、やっぱりお互いにお互いがどういうことを思っているのかというのを本当に情報交換しておくことが大事だと思うんですね。

特に、今、真っただ中だと思うんですけども、教育委員会のあり方が大きく変わろうとしている中で、どんなふうに変ろうとも、大事なことは子供たちが守られて、その子供たちが社会に出て行く時に、本当に力がついて、出て行く、そのために、学校の現場と行政の側で何が出来るのかということをお互いに探り合っていくとか、突き詰めていくということが大事なんだと思うんですね。

そういう点で、今後とも、教育委員会の方からもどんどん小中学校に出掛けて行ったり、意見を聞くということ、これからも続けていって頂きたいなというふうにお願ひ致しまして、質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の総括質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩を入れます。

(休憩)

(14時08分)

教育委員会から報告

(14時19分)

●議長

教育委員会の方から報告があるとのことですので、発言を許します。

次長。

●教育次長

雪による悪天候によりまして、小中児童生徒の帰宅に関しまして、ご報告させていただきますと思います。

この悪天候によりまして、スクールバスが運行出来ない状況になりました。

それで、今後のスクールバスの対応としましては、1年生が5時間授業ということで、2時半に乗るスクールバスの対応としましては3名乗る予定でございましたが、そのことの対応につきましては、公用車ジープ1台を用意しまして、職員2名を配置した中で、その3名について送り届けたいというふうに考えております。

それから6時間授業であります2年生以上の小中含めた25名の児童生徒につきましては、ジープを含めた3台の車両で送り届けるといような対応を取りたいというふうに考えております。

また徒歩での児童生徒の対応につきましては、それぞれ学校長と相談し、教職員が随行して、集団下校を行うというような対応で、この悪天候の雪の中の下校に対する処理をさせて頂くということで、対応させて頂きましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

(6. 6番森議員の質問・答弁)

(14時21分)

●議長

改めて会議を再開します。

休憩前に引き続き、総括質問を続けます。

森議員。

(6番 登壇)

●6番

第1回の定例会のご出席大変ご苦労さまでございます。

また午前中に引き続きまして、総括質問ということで本当にご苦労さまでございます。

最後の質問者となりましたので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

私は今定例会において、町長に執行方針に対して2点、それから教育長の行政執行方針に対して1点質問致したいと思ひます。

最初に町長に質問致したいと思ひますけれども、2頁にあります初めのところで、奈井江町がこれからも夢を持ち、安心して暮らせる町となるよう、新たに「高齢者等支え愛条例」を制定し地域住民の結びつきの強化を図り、とありますが、このことについて、3点ほどお聞きしたいと思ひておりましたけれども、先の議員の2名の方々質問致しておりまして、その中で町長が答弁をなされております。

そのことに対しまして、答弁はよろしいかと思ひますけれども、その答弁に対して、私はちょっと若干再質問になるかと思ひますけれども、質問致したいと思ひます。

よろしくお願ひします。

町長、今年、高齢者等支え愛条例を制定するというお話をされました。

これは地域の結びつきをより一層強いものにするという意味合いの中で制定するのかなと思ひます。

昨年は障がい者福祉条例なども制定し、この2つの条例がこの通り住民に周知されますと、本当により一層住民の中では強い結びつきが生まれるのかなという思ひがします。

こういった条例を更に地域住民に細かく周知徹底をして頂くのは当然、して頂けるものと思うところでございます。

しかしながら、私は思うにはもう一つこの条例を地域住民にも周知して頂くのは当然なんですけれども、教育の観点から子供たちにもこの条例のあり方というのをやっぱり周知させて頂いて、小さい時からその認識を持って頂くということが必要なのかなという思ひがします。

そういったことに対して町長の考えは、どのように考えておられますか、まずその点について、お伺ひしたいと思ひます。

●議長

(14時24分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

前段の質問者が重なっておりましたから、したがって同じような質問になるということで、趣旨を変えてということでお話がありました。

住民に周知徹底ということについては先ほど来ずっと申し上げておりました。

同時に、子供たちにも、それを知らせる必要があるのではないかと、そして、理解して頂くことが必要でないかということでございます。

全くその通りでございまして、奈井江町は子ども権利条例がございまして。

従いまして、そのことも含めて、子供たちにも周知といいますか、理解を深めて頂き

たいと、こういうことから、教育委員会と十分相談しながら、今後の日程等も考慮しながら、説明に歩きたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 4 時 2 6 分)

森議員。

● 6 番

わざわざ登壇してまでの答弁ありがとうございます。

今、町長が、子供たちに対して考えて頂くというお話でございました。

私も15年に議員になった時に、合併問題について子供たちにも合併を審議して頂いて、投票もさせて頂きました。

その時、やっぱり盛り上がったというのは、投票率が上がったというのは、子供たちから親に対して、こういうのがあるよという、下からのお話があって家庭の中で盛り上がって、投票率も上がったという思いがあります。

そういったことを考えますと、今、この条例も、今いる住民ばかりじゃなくて、子供たちにも周知することによって、家庭の中でもそういうお話が出来て、高齢者の支えやら障がい者の支えも、子供たちの中に必然と認識が生まれるのかなという思いがします。是非、今言われたとおり、取り組んで頂ければありがたいかと思います。

それでは続きまして、もう1つの質問なんですけれども、防災対策に対しての質問ですけれども、このことについても先ほど答弁頂いております。先の議員に対して答弁頂いております。

その中に、重複するのはどうかと思ひまして、私は別の観点から、答弁に対して、また質問させて頂きたいと思ひますので、よろしくお願い致します。

先ほど、町長の答弁の中で今年、防災訓練を実施するというお話しがありました。

8月の下旬から9月の上旬に向けて防災訓練を実施するという答弁がありましたけれども、このことに対して、お伺いしたいと思ひます。

これは、大きな防災訓練になりますから、なかなか毎年というのは難しいのかなという思いがしますけれども、この防災訓練は毎年実施することを予定してるのか、していないのか、まずその点をお聞きしたいと同時に、これは1つの私の提案なんですけれども、毎年防災訓練は実施するのは凄くありがたいことなんですし、必要だと思ひますし、しかしながらこれ全町に渡ってね、防災を一気に訓練をするということは大変な、大きな仕事になるかなと思ひます。

そういったことで、全町的なものは隔年でもいいかなという思いがしますけれども、区域を分けてね、毎年、実施したらどうかなという私の考えなんですけれども。

例えば、今年は北町でやるとか、次の年は東町を重点的にやるとか、そういった区域割りの中で防災訓練は取り行うことが出来ないのかなという、私の考えなんですけれども、これについて、町長の答弁をお聞きしたいと思ひます。

●議長
町長。

(14時28分)

●町長

森議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

防災対策についてでございますが、全体については、前段で重なったということから、今ほど質問ありました、防災訓練についての答弁をしたいと思いますが、全町的にやるということについては、賛成だけれども、隔年にしたらどうかということでございますが、提案として受け止めておきたいと思います。

これは私1人で決めるのではなく、内部で十分相談して、今の提案を含めて、十分考えてみたいと。

それと、地域割、区域割で重点的に、東町だとか、北町だとかということを中心にやっていただこうかということについても、これ内部で十分、相談しながら結論を出していきたいと、こういうふうを考えておりますので、提案として、大変貴重な提案として受けて止めておきたいと思うところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長
森議員。

(14時30分)

●6番

今の町長の答弁で、防災対策会議やら色々な所と協議はしていかなければいけないと思いますけれども、検討して頂けるということで、協議するということで承っておきたいと思います。

よろしくお願いします。

続きまして、私は教育長に質問致したいと思います。

教育長には1頁の学びの充実のところ、質問致したいと思います。

教育長の行政執行方針の2頁の所にあります「子どもの一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実するため、習熟度別指導やチームティーチング指導を積極的に実施する」とあります。

このことについて伺いたいと思います。

以前から、行政執行方針の中には、習熟度指導やチームティーチングを取り入れていると伺っております。

しかしながら、私の見る限りでは、なかなか学力の向上というのは見受けられないように思えます。

私はこのことに対して、基礎学力の底辺の底上げはチームティーチングなどでかなり底上げはなっているのかなという思いがします。

しかしながら中間から上の層に対しては、そんなにチームティーチングは活かされ

ているという思いはありません。

こうしたことから、高いレベルでの習熟度の指導やそれからチームティーチングの指導を実施する考えがあるのかないのか、その辺をお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

●議長

(14時32分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

森議員よりご質問のございました習熟度別指導に関し、2点についてお答えを申し上げます。

まず1点目でございますが、習熟度の具体的な内容のご質問でございますけれども、学力向上のための指導方法工夫改善の学習指導につきましては、小学校では平成17年度から、中学校では平成13年度から、それぞれ北海道教育委員会より教師の定数加配を受けまして、チームティーチング指導と習熟度別指導を実施し、子供たちの基礎・基本の定着に努めてきたところでございます。

現在、実施しております、習熟度別指導の具体的な取り組みということでございますが、小学校では算数、中学校では数学の科目で、各単元のまとめの段階において、学力の習熟度合に応じてグループを分けまして、2名の教師が指導を行っているところでございます。

小学校のグループ分けは、教師の判断ということで、「ゆっくりわかるグループ」と「早くわかるグループ」を教室内で分けて指導をしているということでございますし、中学校では、生徒の選択判断により、「しっかりコース」と「ぐんぐんコース」というふうに、それぞれ教室を別にして指導を行っているところでございます。

次に、ハイレベルな習熟度別指導についてでございますが、習熟度別指導は、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力を身につけることが一番の目的ということでございます。

従いまして、小学校の段階では、できない児童をつくらぬよう学力の底上げを基本としているところでございます。

そのようなことから、さらになるグループ分けは、児童の学習意欲の低下に繋がるという心配もございます。

今後も現状の指導方法で続けて参りたいというふうに考えてございます。

ご理解を賜りたいと思います。

また一方、中学校の段階における、高い学習能力別の指導については、効果的であるという見解が多いということでございます。

3つのグループに分けて指導している学校もあるというふうにお聞きもしてございます。

今後、そのような事例も含めまして、学習指導の効果や教師の指導体制を踏まえながら、学校側と充分、検討して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(1 4 時 3 4 分)

森議員。

● 6 番

答弁どうもありがとうございました。

私はなぜこの習熟度別授業を取り組んで欲しいかといいますと、先ほど、三浦議員の中にもありましたように、奈井江高校の将来の存続を考えると不安なところもあります。

そういったことを踏まえると、その受け皿が奈井江高校以外に行かなければいけないということになってくるかと思います。

そういったことを踏まえますと、ある程度レベルを上げていかないと、そこに入れない子が出てくるのかなという考えもあります。

そういったことで、何年も前から私は習熟度別、ハイレベルなものということをおっしゃいますし、また教育というのは、教育を良くすることによって、人づくりにもなり、それは将来は町づくりにもなるということです。

それと、また、輝ける学校教育であって欲しいなという、光る教育であって欲しいなという、なぜかと言うと、やっぱり色々な人が、奈井江の小学校、中学校の中で、教育を受けさせてやりたいという、そういったものをシステムを作っていくことが重要なという思いがします。

これは一つには、そういうことが可能なことになるということだと、一つは定住対策にも繋がっていくということになるかと思います。

そういったことも踏まえて、奈井江の中でやっぱり輝ける小学校、中学校になって欲しいということから、質問させて頂いたところでございます。

そういった中で今、教育長の答弁の中では、小学校ではもうちょっとということだったんですけれども、中学校の中では、今、2段階のやつを3段階に分けて取りあげていくという、答弁があったかと思います。

本当にそういったことには、2段階から3段階に分けて授業をさせるということは、少し、レベルも上がるのかなという思いもします。

そういったことについて将来的には小学校にもなかなか厳しい問題はあるかと思いますが、考えて頂くよう要望致しまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

●議長

以上で、総括質問を終わります。

(1 4 時 3 7 分)

閉会

●議長

おはかりします。

議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、３月８日から３月１３日までの６日間を、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

３月８日から３月１３日までの６日間を、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日は、これにて散会とします。

なお、１４日は、午前１０時００分より会議を再開します。

大変どうもご苦労さまでした。

平成26年第1回奈井江町議会定例会

平成26年3月14日（金曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名について

第2 議案第16号 奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例

議案第18号 奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 奈井江町青少年会館条例を廃止する条例

議案第22号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第9号 平成26年度奈井江町一般会計予算について

議案第10号 平成26年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

議案第11号 平成26年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第12号 平成26年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第13号 平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

議案第14号 平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について

議案第15号 平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について

第3 議案第32号 平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）

第4 議案第17号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第20号 奈井江町企業立地促進条例の一部を改正する条例

第6 議案第21号 奈井江町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

第7 議案第24号 奈井江町職員の再任用に関する条例

第8 議案第25号 奈井江町高齢者等支え愛条例

第9 議案第26号 奈井江町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例

第10 議案第28号 字の名称及び区域の変更について

第11 議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

第12 議案第30号 中空知広域市町村圏組合理約の変更について

第13 議案第31号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第14 意見案第1号 国会での審議を経ず集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書

第15 意見案第2号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書

第16 会議案第1号 議員の派遣承認について

第17 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について

第18 調査第2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤共子	2番	石川正人
3番	三浦きみ子	4番	大矢雅史
5番	森岡新二	6番	森繁雄
7番	笹木利津子	8番	森山務
9番	鈴木一男	10番	堀松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北良治					
副町	長	三本英司					
教	育	長	萬博文				
会	計	室	長	篠田茂美			
まちづくり課	長	相澤公					
くらしと財務課	長	小澤克則					
ふるさと振興課	長	碓井直樹					
おもいやり課	長	馬場和浩					
まちなみ課	長	大津一由					
健康ふれあい課	長	小澤敏博					
やすらぎの家施設	長	表久義					
教	育	次	長	鈴木隆			
くらしと財務課	長補佐	秋葉秀祐					
教	育	委	員	長	堀美鈴		
農	業	委	員	会	会	長	桑島雅憲
代	表	監	査	委	員	中野浩二	

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	岩口茂
庶	務	係	長	栗山ひろみ		

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

第 1 回定例会最終日となりますが、出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員 1 0 名で定足数に達しておりますので、会議を再開します。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、8 番森山議員、9 番鈴木議員を指名致します。

日程第 2 1 2 議案一括報告

●議長

日程第 2

議案第 1 6 号「奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例」

議案第 1 8 号「奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 1 9 号「奈井江町青少年会館条例を廃止する条例」

議案第 2 2 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 2 3 号「消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例」

議案第 9 号「平成 2 6 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 1 0 号「平成 2 6 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 1 1 号「平成 2 6 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 1 2 号「平成 2 6 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 1 3 号「平成 2 6 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

議案第 1 4 号「平成 2 6 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

議案第 1 5 号「平成 2 6 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

以上、1 2 の議案を一括議題とします。

1 2 の議案については、予算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長
(審査報告書) 朗読

●議長 (10時05分)

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。
予算審査特別委員長、9番鈴木議員。

(9番 登壇)

●9番

皆さん、改めまして、おはようございます。

予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

最初に、字句の訂正をお願いしたいんですが、十分に審査をしたつもりなんですけれども、漢字が1字抜けておりました。

一番最後から1つ手前の頁ですが、下から3行目の老人福祉施設事業の設が抜けておりましたので、老人総合福祉施設事業と訂正をお願い致します。

それでは申し上げます。

局長から報告あった部分については、重複を避けたいと思います。

最初に結論を申し上げますと、全12議案については、いずれも原案通り全会一致をもって可決されました。

予算審査特別委員会で付されました意見要望をご報告致します。

総体的に申し上げますと、少子・高齢化に伴う社会保障費や医療費の増、4月からの消費税増税などの負担の増加や、未だ景気回復が実感できない不透明な経済情勢にあります。

本町をとりまく厳しい環境の中、予算においては、行財政改革を引き続き着実に実行する一方で、子育て支援や定住対策といった、町民の暮らしに身近な施策を拡充するなど、大変ご努力を頂いておりますことに、心より敬意を表するものであります。

また、本年は、第6期奈井江町まちづくり計画を策定する年であります。町政懇談会、まちづくり町民委員会や、新たにまちづくりフォーラムなどを通し、町民の意見が十分反映されることを、お願いするところであります。

それでは、主だった会計の意見要望を申し上げます。

「一般会計」では、1点目として、「定住対策」についてであります。

少子高齢化が急速に進行し、本町の人口も昨年末に5千人台まで減少を続けています。

執行方針においても、定住対策は喫緊の課題としており、住宅リフォーム助成や住宅用地購入助成などの支援策について町内外に広く周知され、積極的に取り組むことで、地域の活性化に繋がることを期待するものであります。

2点目として、「子育て支援の充実」についてであります。

子ども医療費助成等を高校生まで引き上げると共に、認定こども園の保育料減額や特定公共賃貸住宅 高島団地の家賃軽減などの助成について大変評価するところであります。

1 点目の定住対策と合わせて、子育て世代にとって魅力ある環境の整備充実に向けて、今後とも努力願いたい。

なお、認定こども園の運営では、地域のニーズに対応するよう長時間・短時間保育定員の弾力的運用について、国等へ積極的な働きかけを願うものであります。

3 点目として、「地域公共交通」についてであります。

昨年 10 月に町民の足として、循環バス等の本格運行が開始されました。

交通弱者等の重要な交通手段として、引き続き町民ニーズを捉え、利用しやすい公共交通サービスの提供に努めて頂きたい。

4 点目として、「防犯灯」についてであります。

本町は、近隣市町に先駆けてＬＥＤ化に取り組んできたところでありますが、その整備状況に鑑み、地球環境にやさしいＬＥＤ化への一層の整備促進について努力願いたい。

5 点目として、「臨時福祉給付金等」についてであります。

臨時福祉給付金、並びに子育て世帯に対する臨時特例給付金は、消費税率引き上げに際し、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するなどの目的で支給されます。

実施に当たり、支給対象者の適正な把握と共に、制度の周知、広報についても工夫され、さらに、給付金の申請、支給等が適正に実施されるよう十分配慮願いたい。

6 点目として、「農業の振興」についてであります。

国の農業政策が大きな転換期を迎える中、本町の基幹作物である米において、特に、ゆめぴりか等は高い品質と食味の良さで高評価を受けています。その位置づけをより確かなものとする、産地ブランド確立支援事業を始めとした取組みの継続的な実施に向けご努力願いたい。

7 点目として、「交流プラザみなクル」についてであります。

昨年 10 月にオープン以来、北翔大学及び短期大学部との地域連携協定により、新たな視点での事業が展開されています。

今後とも、町民と大学等の連携により、一層幅広い活用に繋がるよう期待するものであります。

8 点目として、「学習環境の充実」についてであります。

小学校において、町独自で少人数指導の充実のため、35 人学級編成を行い、新たに期限付教諭 1 名を配置することは大変評価するところであります。

今後においても、少人数指導など学習環境の更なる充実について努力願いたい。

次に、「国民健康保険事業」についてであります。

医療費の動向を押さえることは困難を要するものと理解しますが、今後とも中期的展望に立ち、健全な運営に努めていただきたい。

次に、「病院事業、老人保健施設事業、老人総合福祉施設事業」の 3 会計についてであります。

病院経営では、患者数の減少など、非常に厳しい経営環境にある中、医師体制をはじ

め、医療スタッフの正職員化等による人材確保に努力されていることに敬意を表するところであります。

今後とも、砂川市立病院との病病連携や地元開業医との病診連携のさらなる推進、電子カルテの整備など、町民が安心して医療を受けられることができるよう、安定した地域医療体制の確保、経営の健全化に努力願いたい。

施設の維持管理においては、大規模な修繕により長寿命化が図られることは大変評価するところであります。

通所などの利用者が減少傾向にある現状をとらえ、利用者や家族のニーズに合ったサービスの提供に繋がるよう、一層のサービスの向上、情報提供に努力願いたい。

以上が、当予算審査特別委員会で付託された案件の審議の概要であります。

委員会審議において出された意見要望も含めて充分検討され、事業遂行にあたっていただきたいということでございます。

以上で、予算審査特別委員会報告と致します。

議案第 16 号の討論・採決

(10 時 14 分)

●議長

議案第 16 号「奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 16 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 18 号の討論・採決

●議長

議案第 18 号「奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 18 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 19 号の討論・採決

●議長

議案第 19 号「奈井江町青少年会館条例を廃止する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

本案は、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第 4 条の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の 3 分の 2 以上の同意を必要と致します。

また、この場合は、議長も表決権を有します。

表決権を有する只今の出席議員は 10 名であります。

これより議案第 19 号を起立により採決致します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

ご着席下さい。

起立１０名であります。

議案第１９号は、３分の２以上の賛成者がありましたので、原案のとおり可決されました。

議案第２２号の討論・採決

●議長

議案第２２号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第２２号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２３号の討論・採決

●議長

議案第２３号「消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第２３号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 9 号の討論・採決

●議長

議案第 9 号「平成 26 年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 10 号の討論・採決

●議長

議案第 10 号「平成 26 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１０号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１１号の討論・採決

●議長

議案第１１号「平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１１号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１２号の討論・採決

●議長

議案第１２号「平成２６年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１２号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１３号の討論・採決

●議長

議案第１３号「平成２６年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１３号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１４号の討論・採決

●議長

議案第１４号「平成２６年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」に対する

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論・採決

●議長

議案第15号「平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

●議長

日程第3、議案第32号「平成25年度一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

おはようございます。

本日付で配布をさせて頂いております追加議案書をお開き頂きたいと思います。

議案書200頁をお開き下さい。

議案第32号「平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）」

平成25年度奈井江町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,968万7千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月14日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金1,500万円を追加し1億9,639万円、歳入合計1,500万円を追加し51億9,968万7千円。

歳出、8款土木費1,500万円を追加し5億8,171万2千円、歳出合計1,500万円を追加し51億9,968万7千円であります。

今回の補正につきましては、3月7日から10日朝まで、合わせて95cmに及ぶ降雪があったことにより、排雪費用の追加をしようとするものであります。

補正予算の内容について、歳出でご説明します。

203頁をお開き下さい。

土木費の道路橋梁費、道路維持費では、除排雪に要する経費として1,500万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差につきましては、同じく203頁、歳入予算の財政調整基金繰入金を同額追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました

日程第4 議案第17号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時25分)

●議長

日程第4、議案第17号「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書NO. 2、147頁をお開き下さい。

議案第17号「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例」

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

本案は、認定こども園の開設に伴い、保育所を認定こども園に変更するとともに、青

少年会館の廃止に伴う条文の削除を行うため、これを改正しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

なお、この条例は、４月１日から、これを施行しようとするものであります。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１７号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第２０号の上程・説明・質疑・討論・採決

(１０時２８分)

●議長

日程第５、議案第２０号「奈井江町企業立地促進条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書１５０頁をお開き下さい。

議案第20号「奈井江町企業立地促進条例の一部を改正する条例」

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

本案は、空知団地の一括取得による事業承継にあたり、企業の立地に対する助成措置の拡充を行い、団地の分譲促進を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

それでは、条例改正の概要につきまして、ご説明致します。

定例会資料の12頁をお開き下さい。

今回の条例改正は、資料1の改正の目的にあるように、空知団地の一括取得による事業の承継にあたりまして、一層の団地の分譲促進を図るため、近隣自治体の優遇策を勘案しながら、助成対象業種及び用地取得等に関する助成措置の拡充を行うものであります。

2の対象業種の拡大については、改正前の条例では、本町の場合、製造業と関連する研究施設等に重きをおいてきましたが、改正案では、昨今の社会情勢や同じ空知団地を保有する美唄市における対象業種を勘案し、運輸、卸売業、さらには、コールセンター、データセンター施設の業種を追加しております。

3の助成措置の見直し、拡充では、まず投資に関する助成において、これまで空知団地とその他の地域に区分して制度を設けていましたが、町の財政規模を勘案してこれを統一し、投資額の6%、限度額を1千万円とするものであります。

また、「町工業振興課税免除に関する条例」において、製造業などを対象として、5年間の課税免除を行う制度を設けてございますが、対象業種の拡大に合わせて、本条例の中でも、新たに課税免除による支援策を規定しております。

空知団地の用地取得に関する助成に関しては、課税免除と同様に、近隣の自治体でもこの用地取得に対する支援策が設けられている現状を捉え、空知団地の早期の分譲促進を図る観点から、取得後5年以内の操業開始を条件として、限度額を設け、土地取得費の90%、固定資産税の3年分相当額を助成するものであります。

助成金に関しては、操業開始後1年を経過した後に、キャッシュバック方式で交付する仕組みであります。

以上、議案第20号「奈井江町企業立地促進条例の一部を改正する条例」について、ご説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第6、議案第21号「奈井江町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書153頁をお開き下さい。

議案第21号「奈井江町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例」

奈井江町社会教育委員設置条例の一部を次のように改正する。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱基準につ

いて定めるため、一部を改正しようとするものであり、本年４月１日からこれを施行しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第２１号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７ 議案第２４号の上程・説明・質疑・討論・採決

(１０時３３分)

●議長

日程第７、議案第２４号「奈井江町職員の再任用に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書１６４頁をお開き下さい。

議案第２４号「奈井江町職員の再任用に関する条例」

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

本案は、職員の再任用に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例を整備する目的で制定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

議会出席大変お疲れさまです。

それでは私の方から奈井江町職員の再任用に関する条例について説明をさせていただきます。

本条例につきましては、公務員の退職共済年金の支給開始年齢が、平成25年度以降、段階的に60歳から65歳に引き上げられ、定年退職後に無収入期間が発生することから、昨年3月、国の閣議決定により、国家公務員について、“定年退職者が希望する場合については再雇用を行う”との決定に併せて、「地方公務員においても、同様の措置を講ずるよう要請する」との、総務副大臣からの通知に基づき、必要な条例を定めるものでございます。

再任用期間につきましては、年金の支給開始までの期間となりますので、平成26年度については61歳までの1年間、平成27年28年度については、62歳までの2年間、以下、29年30年度については、3年間、31年32年度については4年間となり、平成33年度以降については、65歳までの5年間が再任用期間となります。

給与月額につきましては、再任用後の職務に応じて、国の基準を準用した形で、金額を設定し支給をしますが、昇給は行わないこととしてございます。

その他勤務時間等、雇用条件については、基本的に退職前と同様であり、当然、退職前と同様の職責を持って、勤務するものでございます。

以上、「奈井江町職員の再任用に関する条例」について説明を致しました。

よろしく審議の上、ご決定をお願い申し致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第25号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時37分)

●議長

日程第8、議案第25号「奈井江町高齢者等支え愛条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書185頁をお開き下さい。

議案第25号「奈井江町高齢者等支え愛条例」

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

本案は、高齢者等に係る情報の提供方法等について定めることにより、日頃からの地域での支え合い活動を促進する目的で、これを制定しようとするものであります。

詳細について、担当課長から説明をさせますので、よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

本条例について、説明をさせていただきます。

高齢化が進行する中であって、「普段からの地域の支え合い」「災害時の支援」など、住民どうしの繋がりが必要が高まる中であって、奈井江町においても、民生委員や地

域ボランティア団体などから、「支援を行なうために、そこに住んでいる人の名前等の情報を共有できるように検討を行ってほしい」との声を受け、「個人情報保護の壁」を取り払い、関係機関、地域の皆さんが、地域にお住まいの、支援を必要とする高齢者や、障がい者の方たちの情報の共有を可能にし、町民自ら主体的に行う支え合い活動を推進しよう、とするものでございます。

それでは、条例の要旨について説明を致しますので、１８５頁をお開き下さい。

第１条では、今ほど申し上げました、本条例の目的について定めてございます。

第２条では、本条例における「支え愛活動」の定義として、各連合区や自主防災組織、民生児童委員や地域のボランティア団体などを、情報を共有する団体とするとともに、日常生活における見守りや支援、そして災害時の支援など、その活動範囲について規定をしてございます。

第３条では、本条例が「個人情報保護条例」の規定に係わらず情報共有を行うことができるとしてございます。

第４条では、前条を受け、本人の同意なしで共有する情報を「氏名、住所、年齢、性別」の４情報としてございます。

次頁をお開き下さい。

第５条では、介護サービス事業者にも協力を求め、相互の情報を共有するとしてございます。

第６条では、「情報の共有にあたっては、災害時要援護者台帳によるもの」としてございますが、同台帳にて管理する町民と致しましては、６５歳以上の独居老人や、老老世帯、要介護認定者、障がい者等を対象としてございます。

第７条～９条につきましては、情報の安全管理、目的外使用の禁止、守秘義務について規定してございます。

第１０条～１１条では、地域住民等との情報共有の窓口を小地域ネットワーク事業「たすけあいチーム」等、地域支援事業を所管する社会福祉協議会とし、町と社協とで結ぶ協定について規定をしてございます。

さて、先般の総括質疑の中で町長が申し上げましたとおり、支え愛条例の目的については、台帳整備がゴールではなく、それぞれの地域で、時間は要するかもしれませんが、「町民が、互いの存在を認識し、主体的な活動を行っていくため」、別な言葉で言い換えますと、「地域の町民が、見守りや支援を行なって行くための、地域ごとの仕組みを作るために制定するもの」でございます。

以上、「奈井江町高齢者等支え愛条例」について説明を致しました。

よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木議員。

●９番

只今、議案が提案され、担当課長から、条例の中身について説明がありました。

説明の中もありましたから、出来るだけ、説明は受けたんですけども、私の質問のことで、確認ということもあろうかと思いますが、お願いをしたいと思います。

186頁から187頁にわたる第9条から第11条までで、社協との協定を締結して進んでいきたいと。

趣旨が、町長がおっしゃったということで、地域で皆さんと一緒に暮らしていくために支え合いたいんだけど、保護法の関係でそのことがなかなか現実的にうまくいかないというものを、なんとかクリアしましょうよということだということの説明がありました。

そこで、第10条の2項なんですけれども、第10条そのものが社協との協定締結をするということで謳っておりまして、掲げる事項の中に、私なりに心配した部分が、2の(3)なんですけど、協定に違反した場合の措置ということで、明記されておりますけれども、具体的な、その違反したという事例が、保護法があるために支え合いが難しいということで、これをクリアしていかなければならないという前提に立った場合、この違反するその事例というのは一体どういう具体的なものがあるのかということと、実際に違反した場合、罰則みたいなことが考えなければならないのか、この点について伺いたと思います。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

私どもと社会福祉協議会さんで協定を結んで、情報の共有をまずしようということです。

社会福祉協議会についても、確たる団体でありますので、基本的にはそういった事例については生じないのかなとは思っておりますが、当然、町民の安心、安全の観点から、こういった形での協定を定めて、きちんとした形で、情報共有を行っていきたいという考えでございますが、例えばということでございますが、住民の名簿の台帳みたいなものを、名簿業者に売り渡しだとかというようなことは、事例としてあるのかなということとは、想定をしております。

また、違反した場合の措置についてでございますが、現在、要綱について定めている最中ですので、まだ確定的なものではございませんが、個人情報保護条例の違反した場合の事例に基づいて、措置を行うような形になるのではないかなというような今、整理をしているところでございます。

よろしくお願いします。

●議長

鈴木議員。

● 9 番

分かりました。

この条例制定がされて、奈井江町が住みやすい町になる条例になるよう、期待しながら質疑を終わります。

以上です。

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 25 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 26 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 46 分)

●議長

日程第 9、議案第 26 号「奈井江町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 188 頁をお開き下さい。

議案第 26 号「奈井江町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例」

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告することは、奈井江町議会の議決すべきこ

ととする。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

本案につきましては、中空知5市5町で予定をしております定住自立圏の形成にあたり、協定の締結や変更、廃止について町議会の議決すべき事項に定めようとするものであります。

以上、提案の理由と致しますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をはさみたいと思います。

会議の再開は、11時00分と致します。

(休憩)

日程第10 議案第28号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時59分)

●議長

会議を再開致します。

日程第10、議案第28号「字の名称及び区域の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 191 頁をお開き下さい。

議案第 28 号「字の名称及び区域の変更について」

奈井江町区域内の字の名称及び区域を別紙のとおり変更するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

なお、この字の名称及び区域の変更の効力は、地方自治法施行令第 179 条の規定に基づき、土地改良法 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生じるものとする。

平成 26 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、道営経営体育成基盤整備事業によるほ場整備事業の施行に伴い、当該事業施行後の区画等に合わせて、字の名称及び区域を、別紙一覧表のとおり変更しようとするものであります。

資料の 55 頁以降にお示しをしておりますが、予定箇所につきましては、平成 27 年度より事業を完了後の換地処分を行う高島南地区、高島北地区の 2 箇所であります。

それぞれ字名が飛び地になっている字の部分、更には区画整理後、1 つのほ場で字名が複数存在する部分について、区画整理後の状態により、字界の整備を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 28 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 2 9 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時 0 1 分)

●議長

日程第 1 1、議案第 2 9 号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

1 9 4 頁をお開き下さい。

議案第 2 9 号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成 2 6 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更する。

この規約は、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可のあった日からこれを施行する。

本案につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮警学校給食組合が解散脱退することに伴い、規約別表の変更について協議するため、提案するものでありますので、よろしく願いを致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第30号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時03分)

●議長

日程第12、議案第30号「中空知広域市町村圏組合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

195頁をお開き下さい。

議案第30号「中空知広域市町村圏組合規約の変更について」

地方自治法第286条第2項の規定により、中空知広域市町村圏組合規約を次のとおり変更する。

平成26年3月3日提出、奈井江町長。

中空知広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約。

中空知広域市町村圏組合規約の一部を次のように改正する。

本案につきましては、滝川市にございます広域生活総合センターが廃止されることに伴いまして、事務局を移転しようとするものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、この規約につきましては、4月1日からこれを施行しようとするものであります。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第31号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時05分)

●議長

日程第13、議案第31号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

連日、定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、公平委員会委員の任期が平成26年の3月31日で満了となりますため、後任と致しまして、林裕章氏、高田博氏、山口俊哉氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第

2項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

なお、履歴につきましては、197頁、198頁、199頁にございますので、ご審議の上、ご決定をお願い申し上げる次第でございます。

●議長

説明が終わりましたが、この審議、採決は一人一人について、行います。

●議長

最初に、林裕章氏について行います。

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

林裕章氏について採決します。

林裕章氏を公平委員会委員に選任することについては、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

林裕章氏を公平委員会委員に選任することについては、これに同意することに決定しました。

●議長

次に、高田博氏について行います。

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

高田博氏について採決致します。

高田博氏を公平委員会委員に選任することについては、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

高田博氏を公平委員会委員に選任することについては、これに同意することに決定しました。

●議長

次に、山口俊哉氏について行います。

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

山口俊哉氏について採決します。

山口俊哉氏を公平委員会委員に選任することについては、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

山口俊哉氏を公平委員会委員に選任することについては、これに同意することに決定しました。

日程第 1 4、意見案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時 0 9 分)

●議長

日程第 1 4、意見案第 1 号「国会での審議を経ず集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第 1 号) 朗読

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

三浦議員。

●3 番

国会での審議を経ず集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書の補足説明を致します。

政府は集団的自衛権に関する憲法解釈の変更について、秋の臨時国会に関連法案を提出する意向を表明しています。

憲法 9 条の下において認められる自衛権の発動としての武力行使について、歴代内閣は、①わが国に対する急迫不正の侵害があること、②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、という 3 要件に該当する場合に限られるとしてきました。

また、集団的自衛権についても「憲法 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を、実力を持って阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されない」としてきました。

それを首相の責任で解禁するなどということは、そもそも首相の権限の範疇を超えており、恒久平和主義の憲法原理と立憲主義を否定するものです。

さらに、全国の「集団的自衛権の行使容認」に関する世論調査でも反対が過半数を超えています。

よって、国会での審議を経ず集団的自衛権に関する憲法解釈の変更をしないことを求めるものです。

全議員の賛同をお願い申し上げ、補足説明と致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

森岡議員。

●5番

只今、提案と趣旨説明のありました、意見案第1号「国会での審議を経ず集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書」に対し、私は反対の立場より意見を申し上げます。

本意見書に記されております憲法上の解釈につきましては、今からおおよそ30年前、1981年に国会へ提出された政府答弁書で確立されたとされております。

私の思いとして、手続き上、本来は、「憲法を改正」し自衛権を含めた自国防衛について記すことが望ましいと思いますが、憲法改正には、国会での議決や国民投票の実施等、最短でも3年はかかると言われております。

現在は、国際状況も大きく変わり、日本を取り巻く安全保障に関わる環境はますます厳しさを増し、脅威は容易に国境を越えてくるようなことが想定される状況の中で、我が国や国民の安全を脅かす周辺事態がいつ起こるか分からない状況があり、国としても万全の体制を整備する必要があるものと思います。

私は、今、政府が検討している「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使を可能」とすることが、抑止力を含め、日本の平和と地域の安全を守るために、今、取り入れられる最善の策とするのであれば、国民への説明責任を果たし、進めていくべきであると思っております。

ご存知のように、解釈の変更だけでは事態は変わることはなく、自衛隊法や周辺事態法を含め、多くの関連法案の成立が不可欠でありますので、今後、国会において、大いに議論されるでしょうし、国民も大きな関心を持って議論の行く末を注視することと思います。

今回の意見書の中に、今、政府が進めていこうとすることが、「そもそも首相の権限の範疇を超えており、恒久平和主義の憲法原理と立憲主義を否定するもの」と記されておりますが、ここは、それぞれ見解の相違があることと思います。

昨年１２月にあった、これは首相のある記者会見の中で、安倍総理大臣が「二度と再び戦争の惨禍によって、人々の苦しむことのない時代をつくるとの決意を込め、不戦の誓いをいたしました」と述べておりました。

私は、この思いはすべての人が、同じなんだろうと思います。

国会における与党も野党もなく、すべての国民が同じことを望んでいるはずであります。

だれも、戦争など無い方がよいと思っておりますし、集団的自衛権を行使することも望んではいません。

しかしながら、政府が多様な批判を受けることを覚悟に、今、進めていこうとしている背景には、我々一般国民が感じている以上に、周辺事態を危惧する状況があるのではないかと私は思います。

先ほども申し上げましたが、私は、国と国民、更には領土を守るために、可能な限り、取り得る最善の措置と努力をして頂きたいと思っております。

本意見書については、「国会での審議を経ず」とありますが、全文を読んでも、国会での審議があれば良いということではなく、憲法解釈の変更を認めないというのが本意ではないかと、私は理解を致します。

以上のことから、意見案第１号「国会での審議を経ず集団的自衛権に関する憲法解釈の変更」に反対する意見書」の提出に反対を致します。

●議長

次に、本案に賛成者の発言を許します。

遠藤議員。

●１番

本意見書について、集団的自衛権とは、ある国が武力攻撃を受けた場合、この国と密接な関係にある国が共同して防衛にあたる権利だとされております。

政府は、憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能にしようとし、また検討を加速すべきとも主張し、秋にもまとめる考えを表明しておりますが、国民的議論が十分でないままの強引な憲法解釈を変えようという試みは決して許されるものではありません。

よって、「国会での審議を経ず集団的自衛権に関する憲法解釈の変更」に反対する意見書」に対し、賛成するものであります。

●議長

討論を終わります。

意見案第１号を起立により採決します。

本案は、提案のとおり決定すること賛成の方の起立を求めます。

（起立）（６名起立）

●議長

着席下さい。

起立多数であります。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第15、意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時19分)

●議長

日程第15、意見案第2号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号) 朗読

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

三浦議員。

●3番

特定秘密保護法の廃止を求める意見書の補足説明をさせていただきます。

昨年、12月6日に国会で強行採決された「特定秘密保護法」は、「秘密」の範囲があいまいで、国民が接した情報が「秘密」なのかどうか分からず、公務員のみならず一般国民までもが処罰の対象となりうる中身であり、国民の中に批判と不安の声が広がっています。

福島市での公聴会をはじめ、圧倒的多数の世論が「慎重審議」、「廃案」を求めている中、わずか1ヶ月余の審議で衆参両院委員会及び本会議すべてで強行採決をしたことは、あまりに審議不十分であり、大変遺憾です。

質疑の答弁においても、担当大臣と閣僚、提案者が幾度となく食い違うなど、法案の「秘密」の範囲や指定機関、処罰の対象が際限なく、恣意的に拡大されていく危険性を含んでいます。

国民が本来有している「知る権利」についても、安倍首相が「国民の知る権利や報道の自由は十分尊重する」と答弁するにとどまっています。報道機関の取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰される恐れがあり、報道機関を委縮させ、国民主権の根本にかかわる国民の知る権利が侵害され、脅かされようとしています。

以上のことから、特定秘密保護法の廃止を求めるものです。

全議員の賛同をお願い申し上げ、補足説明と致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

森岡議員。

●5番

只今、提案並びに説明のありました、意見案第2号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」に対し、私は提出に反対でありますので、意見を申し上げたいと思います。

特定秘密の保護に関する法律につきましては、国と国民の安全に関わる重要な情報の漏洩を防止し、国と国民の安全を確保することを目的としております。

日本が国際社会の一員として、関係諸国との安全保障に関わる情報共有は極めて重要であり、当然ながら各国において情報が保全されるということが大前提であり、我が国において、「国際常識に沿った情報取り扱いのルール」として整備された法律であります。

我が国の、国の存立に関わる外部からの侵略等に対して、国家及び国民の安全を保障することに関わる情報のうち、特に秘匿することが必要である情報を保護するものであります。

これは条文に書いてある部分であります。

条項の中には、「法律の適用にあたり、これを拡張して解釈して、基本的人権を不当に侵害するようなことはあってはならない」ということも条文には記されております。

意見書の中にあるような、「秘密を知ろうとした一般国民を処罰対象とする」ような法律ではなく、「国民の知る権利が侵害され、脅かされようとしている」ということも、私は、いささか議論の飛躍ではないかと思います。

ただ、拙速に議案審議が進められた、このことは事実であると思いますが、私はそれだけ今のこういう趣旨の法律がなかったということ考えますと、早急な整備が必要だったことと理解を致します。

今後は、国民の理解度を深めるため、更なる説明が必要であり、不安を払拭させるための十分な努力も必要であると思います。

法律の施行日は今年の12月であり、現在、様々な準備が進められております。

私は、「特定秘密の保護に関する法律」の本質は、我が国において極めて重要なことであり、必要であると思っております。

ただしかしながら、心配されるような不備があるのであれば、改正を求めるべきであり、本意見書については、法律の必要性には一言の言及もなく、ただ廃止を求めるものでありますから、私は賛成をすることは出来ません。

以上のことから、意見案第2号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出に反対を致します。

●議長

次に、本案に賛成者の発言を許します。

大矢議員。

●4番

私は、只今提案のありました「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」に賛成の立場で意見を申し上げます。

特定秘密保護法につきましては、国会で審議され決定されたことでありますから、国民として尊重しなければならないということは理解をしていますけれども、同法案については、マスコミや多くの学者たちが指摘しているように、秘密の指定範囲や基準がいまいで恣意的な運用の余地が残り、取材、報道の自由度の線引きも分かりにくく、国民の知る権利を阻害することが懸念されるなど、大変問題の多いものでありまして、多くの国民に不安と混乱を招いていることは事実であります。

このことが私は大変な重要な問題だというふうに捉えておりまして、以上のことから、「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」に賛成をするものであります。

●議長

討論を終わります。

意見案第2号を起立により採決します。

本案は、提案のとおり決定すること賛成の方の起立を求めます。

(起立) (5名起立)

●議長

着席下さい。

起立多数であります。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第16、会議案第1号の上程・説明・承認

(11時27分)

●議長

日程第16、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
(会議案第1号) 朗読

●議長
なお、日程の細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。
本案は、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長
異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第17、調査第1号の上程・説明・付託 (11時28分)

●議長
日程第17、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
(調査第1号) 朗読

●議長
本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長
異議なしと認めます。
本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第18、調査第2号の上程・付託 (11時29分)

●議長

日程第18、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。
平成26年奈井江町議会第1回定例会を閉会致します。
皆さん大変ご苦労さまでした。

(11時31分)